

令和5年第2回広野町議会定例会会議録目次

第1日 6月15日（木曜日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1
○本会議に出席した事務局職員	2
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長の町政全般について経過報告	4
○監査委員報告	9
○委員会報告	10
○一般質問	13
小 磯 利 雄 君	13
門 馬 まりえ さん	27
阿 部 憲 一 君	37
渡 邊 正 俊 君	54
北 郷 伯 弘 君	58
畑 中 大 子 さん	63
○会議時間の延長	70
○散会の宣告	75
○署名	77

第2日 6月16日（金曜日）

○議事日程	79
○出席議員	79
○欠席議員	79
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	79
○本会議に出席した事務局職員	80

○開議の宣告	8 1
○会議録署名議員の指名	8 1
○議案第 3 2 号 広野町原子力災害による被災者に対する令和 5 年度における国民健康保 険税等の減免に関する条例の制定について	8 1
○議案第 3 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	8 2
○議案第 3 4 号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	8 4
○議案第 3 5 号 令和 5 年度広野町一般会計補正予算（第 2 号）	8 5
○発言の訂正	8 7
○議案第 3 6 号 令和 5 年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 0 6
○議案第 3 7 号 令和 5 年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 0 7
○議案第 3 8 号 令和 5 年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 0
○議案第 3 9 号 令和 5 年度広野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 1
○議案第 4 0 号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて	1 1 2
○発議第 2 号 広野町議会議員定数条例の一部を改正する条例	1 1 2
○委員会の閉会中の継続調査の申出について	1 1 7
○閉会の宣告	1 1 7
○署名	1 1 9

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第2回広野町議会定例会会議録（第1日）

令和5年6月15日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の町政全般について経過報告
日程第 5 監査委員報告
日程第 6 委員会報告
日程第 7 一般質問

○出席議員（9名）

1 番	阿	部	憲	一	君	2 番	北	郷	伯	弘	君	
3 番	遠	藤		浩	君	4 番	北	郷	幹	夫	君	
5 番	門	馬	ま	り	え	君	6 番	畑	中	大	子	君
7 番	小	磯	利	雄	君	8 番	門	馬		巧	君	
9 番	渡	邊	正	俊	君							

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	遠	藤		智	君
副町	長	松	本	正	人	君
教	育	根	本	良	政	君
参事兼総務課	長	飯	島	洋	一	君
参事兼復興企画課	長	小	松	和	真	君
参事兼産業振興課	長	猪	狩	裕	一	君
建設課	長	松	本	周	次	君
参事兼環境防災課	長	遠	藤	義	宏	君
健康福祉課	長	佐	藤	尚	文	君

参事兼 子ども家庭課長	坂	本	淳	君
参事兼 町民税務課長	岡		修 一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智 恵 子	君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博 行	君
代表監査委員	鯨	岡	公 一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡 宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻 介	君

○開会の宣告

○議長（北郷幹夫君） ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和５年第２回広野町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 ９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

７番 小 磯 利 雄 君

８番 門 馬 巧 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（北郷幹夫君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る６月７日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしましたところ、本日から６月16日までの２日間とする答申がありましたので、本日から６月16日までの２日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から６月16日までの２日間とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（北郷幹夫君） 今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第３、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、令和４年度広野町繰越明許費繰越計算書、令和５年第２回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会議決書、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、

被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書、全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情書については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の町政全般について経過報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第4、町長の町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 皆様、おはようございます。令和5年第2回広野町議会定例会一般経過報告を申し上げます。

初めに、福島県町村会及び双葉地方町村会であります。福島県町村会長として令和3年8月31日から令和5年5月31日まで、双葉地方町村会長として令和3年8月12日から令和5年3月31日までの任期において、各町村の緊密な連携の下、福島復興を念頭とした要望活動、緊急要望などに全身全霊、全力で取り組み、無事大役を果たすことができました。この間、議会の皆様には様々にご高配を賜りましたことに対しまして、この場をお借りしまして衷心より厚く御礼申し上げます。

次に、OECDチャンピオンメイヤーズであります。

令和5年3月31日に開催しました「トルコ地震被災者支援のためのチャンピオン・メイヤーズオンライン会議」において、6月9日、トルコ地震で被災した子供たちへの支援として、在トルコ日本大使館を通じ、トルコ国において日本文化を発信や日本語の補習校の開催等に貢献する「土日基金」へ広野町で生まれた童謡のCD100枚、楽譜集50冊、童謡絵本100冊を寄贈しました。

6月13日から16日にかけてベルギーブリュッセルで開催する「第6回OECDチャンピオンメイヤーズ会議」については、日程調整等が届かない状況にあり、現地での出席を見送る判断をいたしました。6月13日、OECDチャンピオンメイヤーズのメンバーに対し、次回の展望に向けて書簡、メッセージを発出しました。

次に、総務課であります。

3月19日、行政区長会議を開催しました。令和4年度における広野町の重点事業と要望、質問への対応並びに新型コロナウイルス感染症対策の経過等について説明を行いました。

4月7日、職員の創意工夫による提案を奨励し、事務改善の推進と町民サービスの向上を図ることを目的とした広野町職員提案制度に基づく、表彰式を行いました。令和4年度中に提案のあった20件の中から、最優秀賞、優秀賞を選出し、実行可能な提案については、町民サービスの向上に向け取り組んでいきます。

4月15日、行政区長会議を開催しました。任期満了に伴う新行政区長に対し委嘱状の交付を行う

とともに、令和5年度における広野町の重点事業と要望、質問への対応並びに新型コロナウイルス感染症対策等について説明を行いました。行政区長の皆様からいただいた貴重なご意見を施策に反映し取り組んでいきます。

4月16日、午前と午後の2回に分け住民説明会を開催いたしました。令和5年度における広野町の重点事業と新型コロナウイルス感染症対策等について説明を行いました。参加された住民の皆様からいただいた貴重なご意見を施策に反映し取り組んでいきます。

6月13日、広野町が抱える課題等を克服し、100年先を見据えた持続可能な町づくりを進め、未来へ届けるため、係長以下の若手職員12名で構成する「広野未来井戸端塾」を開催しました。「広野未来井戸端塾」において、テーマを設け通年を通し議論を行い、その結果を町長へ施策提案として提言を行います。

次に、復興企画課であります。

5月3日、二ツ沼総合公園において「ふれあいフェスタ2023」が、町、振興公社共催、商工会協力の下開催されました。当日は、ゴールデンウィークの中、好天に恵まれ、ステージイベントをはじめ飲食ブースやキッチンカー、フリーマーケットに約2,000人が訪れ、公園内の遊具で遊ぶ多くの家族連れでにぎわいました。

5月23日、原子力災害による旧緊急時避難準備区域に指定されていた広野町、南相馬市、田村市、川内村の4市町村は、復興庁福島復興局において、復興大臣及び原子力災害現地対策本部長に対し要望活動を実施しました。

当日は、荒井崇福島復興局長、師田晃彦原子力災害現地対策本部副本部長に対し、第二期復興創生期間後の支援策や復興予算の財源確保、原賠償の公平性、医療体制の再構築、高速道路利用措置の緩和など、福島第一原子力発電所事故に伴う被災者支援の継続を求めました。

6月2日、新たに造成が完了した東町産業団地に進出が決定している喜美運送株式会社と連携協力に関する協定締結式を、喜美運送株式会社代表取締役伊藤啓樹様、常務取締役菅波仁様、北郷議長ご臨席の下開催され、地域経済の活性化、地元雇用の拡大に向け共同で取り組むべき協定締結を行いました。

6月10日、二ツ沼総合公園において、花を植えることで景観を明るくし、住みやすい町づくりを目指す「花いっぱい運動」が開催されました。当日は、約70名の参加の下、サルビアやマリーゴールドなど約6,000本の植栽を行いました。

次に、町民税務課であります。

マイナンバーカード普及促進事業は、申請やマイナポイント受付等の機会を増やすため、毎月2回日曜日の役場開庁、高齢者宅訪問に加え、申請業務委託によりスタッフを増員し対応しています。

令和5年6月4日現在、本町におけるマイナンバーカードの交付枚数は3,810枚であり、交付率は81.0%、県平均は72.9%、全国平均は71.5%となっています。

次に、健康福祉課であります。

5月29日、75歳以上の独り暮らし高齢者の日常生活における安否確認や福祉サービスを提供するため、「くらしに優しい“マゴコロボタン”」事業の説明会を老人福祉センターで開催し、利用希望者23名のうち13名が参加しました。本事業は6月12日から運用を開始しており、広野町社会福祉協議会の軽度生活援助サービスを連携することにより今後もきめ細やかな在宅福祉サービスの提供体制を継続し、随時マゴコロボタンを提供し、取り組んでまいります。

6月8日、令和6年度から令和8年度までの3か年計画となる「第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定するため、保健、医療、福祉関係者、学識経験者、介護保険第1号、第2号被保険者から16名を委員に委嘱し、第9期介護保険事業計画策定委員会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種につきましては、65歳以上の方及び基礎疾患を持つ方、約1,700名を対象に5月9日から馬場医院において個別接種により実施し、6月末で接種完了する計画で進めています。5月31日現在で733名の方が接種を完了しています。5歳以上の全ての方を対象とした令和5年秋開始接種につきましては、約4,500名を対象に9月から実施に向け準備を進め、円滑なワクチン接種に取り組めます。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険税、保険料及び一部負担金等の免除措置に対する国の財政支援については、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた令和4年4月8日付通知に基づき、令和5年度から保険税・保険料の2分の1の額が賦課されます。一部負担金につきましては、上位所得者層を除く被保険者は、昨年に引き続き免除されることとなります。令和5年度の国民健康保険税、介護保険料の免除に関しましては、本議会に国民健康保険税等の減免に関する条例案を上程しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、こども家庭課であります。

5月12日、こども園の親子遠足を二ツ沼総合公園で実施しました。当日は天候にも恵まれ、園児からは保護者と触れ合いながらの体操やゲームに歓声を上げていました。

5月26日、広野こども園を会場に、令和5年度双葉地区公立幼稚園・こども園協議会総会を開催しました。郡内の各園から参集いただきました会員に公開保育を視察いただき、総会では今年度事業計画について協議するとともに、それぞれの園が抱える課題について情報交換を行いました。

次に、環境防災課であります。

3月26日、広野町消防本団と事務局により町内全ての消防屯所を現地確認し、消防車両やポンプの整備状況、消防器具の配置状況など、消防機械器具の点検をしました。

4月1日付で広野町交通安全専門員を委嘱し、4月6日の児童・生徒の登校時から3名体制で国道6号役場前交差点並びに折木大平交差点、老人福祉センター前横断歩道において、交通事故防止活動を実施しています。

4月6日から4月21日にかけて、新入学児童・入園児交通事故防止運動の取組として、国道6号を通行するドライバーと通学時の児童生徒に対して、広報活動及び立哨活動などの交通事故防止啓発活動を実施しました。

4月9日、広野町総合グラウンドにおいて、令和5年広野町消防団・婦人消防隊春季検閲式を議長、副議長をはじめ議員の皆様ご臨席の下挙行いたしました。消防団の厳格な規律や団結力を高め、町民の生命、財産を守ることを念頭に広野町消防団、婦人消防隊、株式会社J E R A（ジェラ）広野火力発電所自衛消防隊、総勢64名の参加の下行いました。

4月26日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策、ごみ出しルールの遵守について会員企業に協力を求めました。5月18日には、国道6号役場前交差点及び亀ヶ崎地区県道35号線において、交通事故防止のための交通立哨を実施し、交通安全を呼びかけました。

5月11日から5月20日までの「春の全国交通安全運動」期間中、国道6号役場前交差点及び駅前交差点などにおいて、双葉警察署及び富岡地区交通安全協会広野分会のご協力をいただきながら、朝の通勤・通学時間帯に特別職及び管理職による立哨活動、初日と5月19日には職員総出で横断幕やブラカードを掲げて交通立哨を実施し、交通安全を呼びかけました。

5月18日、令和5年度第1回広野町消防団分団長・隊長会議を開催し、令和5年度年次活動計画等について協議するとともに、消防団の活動方針を確認しました。

5月26日、5月27日の2日間、令和5年度狂犬病予防注射を福島県動物愛護センター相双支所の協力を得て、各集会所において町内22会場で実施しました。

次に、産業振興課であります。

4月1日、町内で犯罪抑止及び児童・生徒の登下校時における交通事故防止のため、広野町警戒パトロール隊出動式を実施いたしました。子供たちや高齢者の安心・安全を確保し、地域住民により身近なパトロールを実施するため、町が任命した町民の隊員による町内全域のパトロール業務を午前7時から午前8時、午後3時から午後8時の時間帯で実施しています。

4月6日、二ツ沼直売所組合が3月末をもって解散したことにより、会計年度任用職員を雇用し町直営により二ツ沼直売所の運営を開始しました。毎週木曜日から日曜日の週4日間、9時から12時30分までの時間帯で営業しています。

5月25日、町は、「岩手県葛巻町と広野町における特産品振興・観光交流に関する協定」を議長ご臨席の下締結しました。この協定は、両町において培ってきた特産品振興及び販路拡大、観光資源の利活用から交流人口増加につなげ、地域経済の発展と住民の相互の友好交流を促進することを目的としており、具体的な取組として、広野産ミカンを活用したワインの製造など新たな特産品の開発、住民相互の交流としてパークゴルフによるスポーツ交流、両町で行われるイベントへ参加するなど、今後、両町の連携・協力を深めていきます。

5月26日、農業における高齢化、後継者不足、耕作放棄地等の増加などの「人、農地の問題」を

踏まえ、将来の地域農業を守るため、町内5地区で策定し実質化が図られた「人・農地プラン」が令和5年4月より法定化が施行され、令和7年3月までに地域の担い手への農地集約化を図る目標地図を含めた地域計画として策定しなければならないことに伴い、地域計画策定に向け、福島県相双農林事務所双葉普及所をはじめ関係団体より推薦等をいただきました14名の方々に、広野町地域計画検討チーム委員として委嘱状を交付しました。第1回の会議においては、今後のスケジュールや検討チームの活動方針、取組について活発な意見交換が行われました。

本町における町内の水稻作付面積については、主食用米が128ヘクタール、備蓄米が3ヘクタール、飼料用米が55ヘクタール、合計186ヘクタールになると見込んでおり、今後、作付された水田の現地確認をして集計作業を行っていきます。

次に、建設課であります。

町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事につきましては、5月18日の令和5年第1回広野町議会臨時会において、ご承認をいただき、県道広野小高線との接続部から139メートル区間の工事請負契約を締結し、現在工事着手の準備を進めあわせて工事施工中における通行止めの交通規制について双葉警察署と協議を進めています。工事箇所が埋蔵文化財の包蔵地であることから発掘調査を実施しており、現在居住跡が2か所検出され遺構記録の取りまとめを進めており調査が完了次第工事に着手いたします。

6月3日、広野町折木字下原地区採石場埋め戻し計画に係る住民説明会を第4行政区の皆様16世帯参加の下公民館大会議室で開催し、福島県土木部長より折木字下原地区採石場に係る建設発生土民間受入れ地の登録について地域の合意形成が十分でなく登録要件に該当しない旨回答があったこと及び今後において、事業者は採石法及び森林法の法的根拠に基づき民間工事から発生する建設発生土を搬入することを説明しました。当日出席できなかった35世帯に対し、6月7日、説明会資料を配付しました。

6月4日、浅見川、折木川、北迫川流域全体の良い河川環境の保全と再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識の醸成を図ることを目的に、広野町クリーンアップ作戦を実施しました。当日は、約600名の町民、各種団体、企業の方々が参加し、町内の美化活動に汗を流しました。

次に、学校教育課であります。

4月6日、広野小学校・広野中学校において入学式が行われ、小学校17名の児童、中学校31名の生徒が新1年生として入学しました。小学校の全児童数は146名、中学校の全生徒数は117名となっております。

同日、J F Aアカデミー福島の入校式がJ ヴィレッジにおいて行われ、第18期生となる男子18名が入校しました。

4月10日、福島県立ふたば未来学園中学校、高等学校の入学式が行われ、中学校60名、高等学校160名の生徒が新1年生として入学しました。中学校の全生徒数は180名、高等学校の全生徒数は

412名となっております。

5月2日、小・中学校において、地震及び原子力災害を想定した「避難訓練」を実施しました。避難時の移動経路・移動時間等を確認しながら、児童生徒の保護者への引渡しについて訓練を行いました。

5月20日、広野小学校の運動会が開催されました。児童たちは、「全力で 広野の風を かけぬける」をスローガンに、練習の成果に全力で取り組みました。ご家族方々、有意義な一日を過ごしました。

6月9日、J F Aアカデミー福島活動を支援する「サポートファミリー」4団体、17人に委嘱状を交付しました。アカデミーに所属する子供たちは、親元を離れ広野中学校に通いながら、日々サッカーと勉強に励んでいます。

町は、J F Aアカデミー福島活動を応援し、生徒たちが広野を第二のふるさとと感じてもらえるよう地域ぐるみで生徒たちを応援していきます。

次に、生涯学習課であります。

4月4日から、町内在住・在勤の方を対象に「毎日の体操教室」など、6つの公民館講座を開講いたしました。この事業は生涯学習の推進を図りながら、参加者同士で交流を深めるなど、地域コミュニティの場としての役割を担っており、来年2月まで実施します。

4月11日、広野小学校で「ひろの元気教室」の開校式を行いました。小学4年生から6年生までの児童17名が、放課後の空き教室などを使用して、社会性や自主性、創造性を育むことを目的に、来年2月まで、文化・芸術・スポーツ・学習等の体験活動を行います。

5月28日、町内外から約60名の参加により、五社山登山を実施しました。平成22年5月以来、13年ぶりとなる五社山登山口からの山道の登山道を登りました。ゲストに俳優・タレントの「なすび」様、「宮城大学教授の小沢晴司」様をお迎えし、参加者一同、五社山山頂からの眺望を満喫しました。また、山頂にて、お二人に対し、「広野夢大使」の委嘱状交付式を執り行いました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件3件、補正予算案件5件、その他の案件1件、合計9件であります。

慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、本議会招集のご挨拶と経過報告といたします。以上であります。

○監査委員報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第5、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員 鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君） おはようございます。監査報告を行います。

監査につきましては、門馬まりえ監査委員と共に実施いたしました。

例月現金出納検査については、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和5年2月分を3月20日、令和5年3月分を4月20日、令和5年4月分を5月19日に実施いたしました。

令和5年4月分につきましては、令和4年度分と令和5年度分になっています。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第6、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会、特別委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、6番、畑中大子さん、登壇を許します。

6番、畑中大子さん。

〔6番 畑中大子さん登壇〕

○6番（畑中大子さん） おはようございます。報告申し上げます。

総務文教常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（北郷幹夫君） これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、2番、北郷伯弘君、登壇を許します。

2番、北郷伯弘君。

〔2番 北郷伯弘君登壇〕

○2番（北郷伯弘君） おはようございます。

産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（北郷幹夫君） これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、議員定数に関する特別委員会委員長、5番、門馬まりえさん、登壇を許します。

5番、門馬まりえさん。

〔5番 門馬まりえさん登壇〕

○5番（門馬まりえさん） 議員定数に関する特別委員会報告。

（委員長、朗読して報告する。）

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君、どういう動議ですか。

○1番（阿部憲一君） ただいまの報告書ですけれども、この内容に非常に極めて問題があります。これは、会議の中では、議会基本条例に明らかに反しているというやり取りがありました。なぜ故意にこれを削るのですかということなのです。これを、動議でもいいのですけれども、これを必ず含めてください。こういうまとめ方は許されません。そのとおり書いてください。こういうことがずっと通るようでは、これは委員会ではありません。フェアにやってください。

○議長（北郷幹夫君） 委員長、この質問に対して答弁がありますか。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） ただいまのは特別委員会の報告でありますから、阿部議員の意見は、委員会の中で委員会の中での恣意はないものと理解します。委員会の名前での恣意はないものと自分は理解しています。いかがなものでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 答弁ができるのだったら答弁して、その1点だけ。

○5番（門馬まりえさん） それでは、1番、阿部議員の質問にお答えします。

議会基本条例第15条における町政の課題、将来の展望及び町民の多様な意見を十分考慮するものとするとの文面を捉えて反論と解しますが、前述の第15条の内容については、ふだんの議員活動の中で、町政の課題、将来の展望についての議論については、様々な町内の私たちは意見を町民から受けているはずで、その声を基に委員会で話し合いをしているわけですから、全く町政の課題や将来の展望並びに町民の多様な意見を考慮していないものではなく、むしろ十分に反映した議論をしてきたと捉えております。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君に申し上げます。

基本的には、自分の委員会の中で質問は、基本的にはですよ、ないものであるということがうたっているのです。ただ、今回は特に私は委員長が答弁するというから認めたのですけれども、基本的には、自分の委員会出ているのでしょよ。

〔「報告書の内容が違うから、何で違うのが出ているんだと申し上げているんです。それはきちんとしてなきゃ駄目でしょう。今の全然答弁になってませんよ。いいですか、これは議会基本条例の話、議会の中で話さなくてどうするんですか」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君、挙手してしゃべってください。

1番、阿部憲一君。今委員長が答弁したとおりです。

○1番（阿部憲一君） 委員長、全然入っていません。だから申し上げているのです。記録なのですから、残さなくてどうするのですか。そういうこともあなた方は分からないのです。マイルールでやっているのです、あなた方は。何期やっているのですか、あなた方、議員。こんなこと周りに言ったら許されるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君、声を大きくしないでください。マイクあるのですから。

○1 番（阿部憲一君） では、しゃべっていいのですか。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 7 番、小磯利雄君、議事進行、どうぞ。

○7 番（小磯利雄君） 2 回の特別委員会を開催しました。真摯に皆さんで一生懸命発言をし、このような取りまとめになったのでしょうか。しかし、議会基本条例が何だかんだと言う者がおりますけれども、だったら、退席しないで、あの委員会の中で発言をすればいいのです。そんな退席した無責任な人間のそういう報告は私は聞けない。あした、発議第 2 号で議会議員定数条例の一部を改正する条例というものが件名として上がっています。そこでやればいいのです。

〔「議長、反論」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） きちんと反論して、発言する必要があります。

○議長（北郷幹夫君） 今の動議に対する反論。

○1 番（阿部憲一君） 今の質問が事実ではないので、私はきちんと発言する権利があります。

○議長（北郷幹夫君） だから、今言ったように、あした上程になります。

○1 番（阿部憲一君） 違います。私のことを極めて汚したことを言いましたね。間違った、ルールをやってくださいと。なぜ退席したか理由を説明します。

○議長（北郷幹夫君） それはあした……

○1 番（阿部憲一君） 極めて不当なことを、ここでやらなくてどうするのですか。

○議長（北郷幹夫君） では、それを最後にしてください。

○1 番（阿部憲一君） 何でもいいですよ。きれいに説明します。

○議長（北郷幹夫君） 最後に、では 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） これは議会の基本的なことですけども、明らかに議会の憲法たる議会基本条例をつくったわけです。その中でうたっているのは、個人が云々ではなくて、この議事の中でやり取りしなくてどうするのですかということなのです。それをやっていない。これうたわれている 3 つについてやっていない。町のこれからの課題、それから、あるでしょう。これを全く話していない。何を言っているのですか。個人の意見だったらみんなあるでしょう。そうしたら、何だってできることではないですか。そういうことをやっているの、これは明らかに議会基本条例に違反している。違反しているということは、これやっていることは犯罪行為ですよ。そんなことになぜ我々が加われるのですか。これが当たり前なのです。だから、そこから退席したのです。こういうことを分からないのです、あなたが。本当に驚きます。これは、国会でも普通にやっていることです。あなた方が知らないだけです。それをきちんと申し上げておきます。私と畑中さんは、それで退席しました。これは当然の行為なのです。

○議長（北郷幹夫君） 9番、渡邊正俊君、動議、どうぞ。

○9番（渡邊正俊君） 今1番議員から動議が出されたわけですがけれども、委員長報告に対しての動議、これはないと、私はそういうふうに。委員長報告に対する質疑としては、表決の結果とか、それに対する経過の報告、経過の質問、そういうしかできないというふうに会議規則でうたっています。その辺で議長の裁量をひとつよろしくをお願いします。

○議長（北郷幹夫君） ただいま9番、渡邊正俊君から動議が出ました。これは町議会運営に関する基準の中で、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する質疑にとどめると、こういうことをうたっているのです。その件ですね。

〔「議長、質問はありなんですか」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質問もういいですよ、もう。

〔「質問があります。報告書に入っていないんですよ。これ記録として残るんですから」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） さっき答弁したでしょう。

〔「こんなこと許されませんよ。一体何のための議会なんですか。記録として残すのがこの議会というものの役割なんです。どうするんですか。全部入っていますよね、今」「議事進行」「きちんとやってくださいね。いいですね」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 委員長、どうぞ。

○5番（門馬まりえさん） 記録はきちんと書いてありますが、報告については、大分長い議事録になっておりますので、一応反対意見、賛成意見を、特徴のある、阿部さんの反対意見も入っていますし、賛成意見も入れて報告をさせていただいたところです。

以上です。

〔「会議録は当然です」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） これで議員定数に関する特別委員会報告の報告を終わります。

以上で委員会報告を終わります。

○一般質問

○議長（北郷幹夫君） 日程第7、一般質問を行います。

前回の定例会より、一般質問は質問事項ごとに一問一答式で行います。

◇ 小 磯 利 雄 君

○議長（北郷幹夫君） それでは、通告順に従い一般質問を許可いたします。

7番、小磯利雄君、一般質問席に移動してください。

7 番、小磯利雄君。

〔7 番 小磯利雄君登壇〕

○7 番（小磯利雄君） 久々にトップバッターの一般質問になります。

質問項目は3点。1つ目からいきます。社会福祉協議会について。職員が真摯に業務に邁進している中、このたびの事案は大変残念でなりません。社会福祉協議会は、法的に公認されている福祉コミュニティづくりを前提とする非営利の民間団体です。これまで信頼し、あえて調査しませんでした。今回の件より、以下お尋ねをいたします。

1、社会福祉協議会は会員制で構成されています。年代別加入者数、率はどのくらい認知されておりますか。

②、全国で寝たふり、寝たきり社協と揶揄されるもろもろの障壁が発生、その原因は理事会の体制が形骸化していることや、定住業務に安住していることが指摘されています。本町社会福祉協議会ではいかがですか。

③、民間組織と定義されていますが、年間2億円前後の事業費のうち、借入金や補助金に依存されている金額、パーセントは幾らですか。あわせて、自主財源は何%ですか。

④、今月理事会任期があると聞いています。先月、臨時議会で会長である町長が10%減給と責任を認められました。次この民間組織である理事、会長職は辞退すべきではありませんか。お尋ねをいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 7 番、小磯利雄議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、広野町社会福祉協議会についての1点目、社会福祉協議会は会員制で構成されています。年代別加入者数、率はどのくらい認知されていますかにつきましては、社会福祉協議会は、広野町社会福祉協議会会員規定に基づき、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図るため、会員を募集しています。年会費は1世帯当たり1,000円で、世帯代表が会員となっています。令和4年度の加入数は、一般会員1,051名、社会福祉協議会職員会員28名であり、令和4年4月当初の総世帯数2,240世帯を分母とした一般会計の加入率は46.9%となっています。

ご質問の2点目、全国で寝たふり、寝たきり社協と揶揄され、諸々の障壁が発生、その原因は理事会の体制が形骸化していることや、定住業務に安住していることが指摘されています。本町社会福祉協議会はいかがかにつきましては、本町社会福祉協議会では、理事会における町民の福祉向上のための貴重な意見を社会福祉活動につなげています。毎月1回職員全体ミーティングを行い、広野町社会福祉協議会の使命である利用者本位のサービス、明るく活力ある職場づくりに向け、職員

相互の情報共有を図り、さらなる福祉サービスの質の向上に努めるよう、職員の意識向上を図ってきました。地域包括ケアシステムの構築を進めるため、健康福祉課、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関が集まり、毎月開催する保健福祉定例会において情報共有及び個別ケースの検討を行い、個別課題や地域課題の解決に取り組んでいます。さらに、町が包括ケアシステム構築に関する協定を締結する社会福祉法人光美会、友愛会、社会福祉協議会等と定期的に情報共有会議を行い、福祉の町づくりの実現に向けて取り組んでいます。令和5年5月26日、コンプライアンス行動方針を定め、町民の皆さんに安心して利用いただける事業、活動、サービスを提供できるよう、業務改革、改善に努めることを定め、福祉事業活動を展開しています。本町社会福祉協議会は寝たふり、寝たきり社協の現状にはありません。

ご質問の3点目、年間2億円前後の事業費の内訳、借入金や補助金に依存されている金額、パーセントは幾らですか。あわせて、自主財源は何%ですかにつきましては、令和3年度決算における借入金はありません。補助金につきましては、県補助金154万7,000円、町補助金697万8,000円、合計852万5,000円で、収入総額の3.6%です。自主財源の割合につきましては、42.7%となっています。

ご質問の4点目、民間組織である理事、会長職は辞職すべきではありませんかにつきましては、町は平成31年1月に住民お一人お一人が幸せに暮らせる町を大きな目標に掲げ、様々な分野において施策を展開し、福祉の町づくり宣言をし、取り組んでいます。社会福祉協議会は町の福祉の中核を担う団体であり、理事、会長職を全うすることが今般の不祥事から社会福祉協議会の信頼回復を図り、さらなる住民福祉の向上を図ることと捉えております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 最初の年代別加入者数ということで質問したのですが、年代別の加入者、加入率と、ちょっと出してください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 年代別の加入者数というのは、表に出すことは物理上できないという現況にあることをご理解いただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私が聞きたいところは、若年層、20、30、40代の皆さんの加入率の低さというのが他の自治体では相当あるのです。50、60、70代の皆さんの加入率は高い、こういうふう to 他地域では見られるのですが、本町では震災から13年目、そして若い方たちの帰町率が非常に低いといった中で、果たして加入されている方がどのぐらい、では実際にいるのだろうか。そして、全体で46.9%という加入率、これは適切な数字なのかどうか、私には非常に疑問。ちょっとその辺を説明してください。目標は何%なのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 加入率の説明を申し上げます。

今46%と申し上げましたが、広野町の加入率は非常に堅持されていて、確かな加入体制に入っています。40歳を越えると介護保険の対象となるわけでありますが、広野町は帰還をして、そして福祉の充実を図って取り組んできた。そのことにおいて行政区長が評議員となり、評議員となる、その責務として加入率の促進というものを受け止めていただき、取り組んでいただいてまいりました。帰還をしてから町の重点大目標というものは、この福祉の充実、向上であります。もとより町村の存在、その在り方というものは、直接的な生活を支援すること、それは福祉であり、教育であるということであります。ただいま答弁でる申し上げましたが、今加入率に対して5割前後というのは高い推移を捉えています。これが市と町、村という状況において、これからのさらなる、今ご指摘のように、加入を受け止めていただくことをいわゆる理事の方、評議員の方、その方々に受け止めていただきながら、町民の皆さんの理解と協議をいただきながら、今の少子高齢化という高齢化社会に向かっていく団塊世代の方があと数年、75を迎える時代になってくる。100歳時代を迎えていくことにおいての、今おただしのように加入促進というものをしっかりと捉えて今取り組んでいる現状にあります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 将来の目標というか、加入率というのは、町長、何%なの。そういうのあるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） いわゆるニーズと供給に対するバランスを捉えていく際に、加入率、これは当然ながら、より高いものを求めています。今私たちが捉えているのは8割と捉えているに際しても、9割を捉えなければならないという議論もしております。7割を超えて8割を超えていく、大方、大多数の方に理解をしていただく、その社協の役割、存在というものを説いているところであります。捉えとしては8割を捉えていきたいと議論をしているところでありまして、についてはやはり様々な目標値、いわゆる健康診断の目標値もあります。いろいろな目標値を掲げながら取り組んでいる中において、加入率を5割に引き上げ、そして6割、7割、8割と大多数の方に理解いただくような社協を展望していきたいということをさっき申し上げましたように町内における6機関、福祉法人が2つ。3つ、社協を入れてですね、あと医療法人が2つ。町がしっかりと連携を図って包括ケアシステムの確立を展望していくという現況にあります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 先般、令和2年度、3年度の決算書を拝見することができました。おっしゃるとおり収入合計が2億2,400万円、令和2年度ね。3年度においても、同じく2億3,900万円というような大きな事業費の中でやられているわけです。よく見ますと、ちょっとおかしいところがあ

る。令和2年度の、いいですか、収入合計2億2,400万円、支出1億9,800万円、差額が2,567万7,000円。そのうち町に返納したのが1,067万円というような、そういう決算が令和2年度に出ているのです。次年度繰越金2,500万円、何でこんなに高額な繰越金が発生するのですか。町長、教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 前福祉課長、今総務課長ですが、この福祉事業というものは委託事業と自主事業で執り行っておりまして、福祉介護、介護保険から来る、歳入するお金と、計画を立てて実施する際にいわゆる高齢の方々が参画をする人々の動きというものは、大きな推移を示していくのです。避難生活から戻っていく動きの中において、例えば答弁では申し上げておりませんが、デイサービス、1つだけお話をさせていただきますが、いわゆる広桜荘なのです。広桜荘は、約今この2億円のうちの約4,000万円です。震災前は約3,000万円なのです。登録している方が70人なのです。今現在30人近い方が往来しているのです。震災前は10人台でした。そして、生活の体験の中で推移するのです。ですので、震災前から今2億円という前後において、令和4年度においては繰越金は3,600万円なのです。その繰越金を適正に処理をしていくということを捉えていくのは当然の話なのですけれども、ということにおいて、今のご質問の趣旨は、いわゆる委託事業と自主事業の取組から、そういった繰越しというものが生じてくるということです。これは、今おただしのよう、どれだけの方が参画をしていただいて、どれだけを活用していくかと。町民の方には、いわきにデイサービスに行かれる方もおられるのです。いわきにデイサービスに行かれる方を広野社協としては、町内で参画をしてもらいたいという取組を、今努力をしているのです。町内で30名の方が40名となれば、それだけいわゆる介護保険料が入ってくる仕組みとなっていますから、ですので、利用者の方に納得、受け止めていただく、その取組をして、今お話しのようにこの計画に従って実施していくということを心がけながら取り組んでいるという現況にあります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 令和4年度の決算は出たのですか。私は見ていない。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 令和4年度の決算は出ています。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） では、私は令和2年、3年しか資料ないので、令和3年度の資料からもう一回お聞きします。令和3年度も同じく繰越金額2,898万2,000円、そのうち町への返還金が580万円ですから、繰越金が2,300万円。これが令和4年度に入っているのでしょうか。いいですか、2,300万円の繰越金が発生させている一方で、指定管理料が2,759万9,000円です。町からの指定管理料が、令和3年度に入っているのが。これは、ちょっと逆転しているのではないですか。これが適切な財

政運営なのでしょうか。私にはちょっと理解できない。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの指定管理の料が適切であるかどうか、これは適切に取り組んでいます。令和2、令和3、令和4といわゆる自主事業、指定管理制度、そして委託事業という組合せの中において、指定管理が適切に行われていることにおいて、指定管理は今老人福祉センターの管理と広桜荘の管理ということで計上しているものであります。指定管理の計上について、総務課長から説明をいたさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長の答弁、よろしいですか、7番。

〔「どうぞ。1回だけね」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、指定管理のご説明をする前に、繰越金のお話をしたいと思います。基本的には社会福祉協議会の事業に関しましては、町の公共施設を管理する指定管理としてお支払いする部分と、事業として委託する事業、加えて自主事業ということで、これはあくまで介護保険事業がほぼでございます。介護保険の事業収入というものが自主事業の収入になります。基本的に委託事業、例えば町等々からの委託事業に関しましては、年度末に必ず出来高で精算をするというような形で返していただくものは返していただくというような処理をしてございます。別途指定管理につきましては、あくまで3年間、現在でいうと令和3年から令和5年度までにおいて、そういった公共施設を管理するのに必要な経費を、協定を結びながら、議会の議決をいただきながら執行しております。これは令和5年度までということで、これは決まった額をお支払いするというようなものでございます。議員おただしの繰越金なるものは、あくまで自主事業である介護保険事業収入が多ければ、当初の予算から多く出た分が翌年に繰り越されるというような取扱いになりますので、2,000万円ないし3,000万円ぐらいの繰越金が生じていると。それは、単に社会福祉協議会における介護保険事業に当たって職員が頑張って利用者を増やしたとか、そういう成果の表れということで捉えていただければと思っております。この繰越金に関しましては、町と社会福祉協議会のほうと協議をしながら、当然委託事業に例えば充ててくれとか、様々に原資として活用して、その社会福祉協議会が持つ基金、簡単に言うと基金的なものを適正に、なるべく縮減するような形で協議をしながら、計画に従って実行しているというところでございます。議員おただしの部分についてはそういった点で運用しているということで、ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 今の件についてちょっとお聞きします。

介護保険事業合計収入が7,200万円、支出が5,700万円、繰越金が1,500万円、全体の繰越金が

2,800万円、介護保険料が全てではないのではないですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 今2,800万円と1,700万円、それは介護保険料ではないかということのおただしについてであります。介護保険の繰入れと町の委託分のお金の流れ、相殺をこの収支の中でやっているのです、項目の中で。つまり今この収支決算の概要というものが2、3、4と来ているわけですが、この社会福祉協議会という会計処理なのですから、今般不祥事が出たことについて、新たな税理士の先生に委託をすることといたしました。適正な税務処理ということで。それも、税理士の先生も、その専門の方をお願いすることとしました。いわき市を中心として、県の社協の方に相談をしてということで、福祉における収支決算については、繰返しとなりますが、今質疑をいただいておりますいわゆる介護保険料から来るものと、自主と、委託と、それで指定管理という3か年の取組の中において、この収支の決算というものが執り行われているという捉え方となっています。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私は、再三申し上げますけれども、社会福祉協議会の職員の皆さんはよくやっています、一生懸命。本当に町外にまで出て、夜遅くまで一生懸命やっています。私は、それは認める。しかし、こういう一応決算書を見る限りにおいて、おかしいとやっぱり私は常々思いました。かつて黒田政徳君がよく私に言いました。広野町にはおかしい団体が2つ、3つあるのだと。そのまず筆頭に上がるのが社会福祉協議会、監査をやったことがあるからよく分かります。いや、本当に残念でした。2番目は、ちょっと向こうのほうですけれども、とにかくそういう疑念を持たれるようなことはあってはいけません。健全経営をすべきだと私は思うのです。赤字でもいいのです。その分補填しましょうよ、そのときは。そのぐらい私は、大きく将来を考えたらそういう考えを持っているのですけれども、先ほど言いました、会計処理の専門家を入れる。私これ質問しようと思ったのですけれども、本当にそのとおりです。この世界に詳しい会計処理の専門家を入れて、そして本来の会計というものを議会に、特に指定管理料を出すときには資料を出してもらいたい。それで、この決算書を見ると、町受託金収入という項目がずらっと並んでいるのではないですか。ほとんど町の収入で事業を展開している。それが現実でしょう。別に私はそれは否定しません。ただ、民間企業ですよ、何回も言いますが。民間企業であれば、もう少しその辺の民間の皆さんがやっているように、それなりにきちっとした経営センスを持って、財政や会計処理をもって取り組んで、一生懸命事業展開をするというのが私は本来の姿かと思うのです。でなかったら、若い人たちに、この広野町の社会福祉協議会は支持されない。先ほどの46.9%の加入率を上げようといったって、これでは無理だ。もう少しその辺のことをこの機会にきちっと透明化をしていただきたい。その考え、町長、ありますか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、社会福祉協議会の現況を申して、それから会計の在り方に申して、そして現状確認をしたいと思います。

双葉地方の福祉を捉えた際、私は双葉地方の今極めて避難生活から厳しい状況で、当時は広野町の社会福祉協議会は湯本にある役場に常置をして、そして避難生活の方々を職員の方が歩いて生活支援をしてきたと。四ツ倉に支援センターを設けて取り組んできたのです。これは、震災以前から震災以降、町民の福祉の向上というものを第一に捉えてきた取組であります。この取組において、広野の社会福祉協議会の体制というものを見直しを図りました。それは、職員体制をしっかりと再構築をするということなのです。いわゆる労務職から行政職に移管をして、そして職員の体制を重厚にしていくと。広桜荘から社会福祉協議会における包括ケアシステムに向かっていく体制を再構築を図って今きました。かつ、加えて、社協の建物整備というものもしてきたのです。ついては、双葉地方の中で広野町の社協は極めて充実した社会福祉協議会となっております。サービスを受けていただく方々にとって、広野町の社協の社会福祉のサービスは極めてクオリティーの高い、質の高いものを送っているという自負を持っているということをまず申し上げたいと思います。

そして、会計であります、今般会計をいただいてきた理事会の下において、監査役の方も重ねて反省をして、そして今健康福祉課が窓口として会計に当たる体制というものを改めて職員のコンプライアンスの方針を見定めて、そして取り組んで今改めて始まったところであります。ついては、今お話がなされているように、社会福祉協議会における体制というものを県の社会福祉協議会としっかりと連携を図って、確かな収支、運営に基づく展望を図る体制を今改めて再点検、再展望というものをしているところであります。重ねて業務分掌等々もこの令和5年度において、県はもとより見直しを図るという在り方となっておりますが、広野町の社協においては、7月1日から既にスタートをするという体制に整えておりますということにおいて、町民の皆様方々からしっかりと理解をいただける取組については、冒頭申し上げましたように、行政区長さんと共にしっかりと連携スクラムを組んで、各地域におけるこれからのコミュニティというものを大切にして、福祉の向上というものを万全に期してまいりたいと、そのように捉えて考えております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 再三申し上げますが、私は社協の皆さんの仕事を否定することはありません。ただ、今回の事件で非常に傷ついてしまった。やはりここを反省をして、今後どうするのかというのが、それが一番大事なことです。町民に見える改革というものをこういう体制で構築しましたと、それはやっぱりあるべきだと思うのです。7月1日期待しましょう。

もう2つほどお聞きしたいことがあるのです。社会福祉協議会として基金、預金、または借入金、あるいは将来負担金等の数字がもしあるのであれば、出してください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま手元に資料はございません。後ほど議員の皆様方々にお送りしたい

と思います。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） これ大事なのです。一般家庭においても、借金、貯金どれだけあるのかというのは意外とオープンにしませんけれども、これは社協に関しましては我々の公金が入っているのです。みんなの負担金が、会費が入っているのです。そういう団体において、やはりそんなの数字ぐらい分からないなんていうのはおかしい話だと。いや、なければならないでいいのです。ちょっと誰か分かる人いないのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 様々な収支決算において数字があるわけでありましたが、決算ですけれども、展望の方針について今答弁をしております。数値については、ただいまお話があったように、令和2、令和3、令和4と出ておりますので、その数値をもってして明確にお伝えすることが肝要ではないかと捉えるところであります。現時点でお話しできる範囲の中で、健康福祉課長から説明をいたさせます。

○議長（北郷幹夫君） よろしいですか、7番。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年3月31日現在の運営財産としての預金残高でございますが、3,262万2,693円です。それと、特別基金の残高でございますが、1,772万1,976円となっております。借金等につきましては、ございません。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 驚きましたね。1,772万円、プラス、3,262万円、こんなにあるの。この数字の目的は、何に使う予定なのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 預金残高、収支等々について、この2億円という予算の中において取り組んでいる、それは冒頭からお話ししていますように、介護保険料から来る、受託するお金と、事業展開していく際における残高等々において、これを適正に対応していくのは当然のことですので、適正な対応においてこの事業等々が運営でき得るという体制の下に受け止めて、対応しているということと捉えているものであります。運営をするに当たって、数値の収支決算というものについて対応に当たっているということでもあります。ついては、その詳細について、健康福祉課長から説明させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） よろしいですか。

〔「どうぞ」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、預金として残った3,200万円のうち、町へ返還する分でございます。1,243万4,821円とございます。残り2,378万2,027円が5年度に繰り越すお金となっております。こちらにつきまして、今年度の事業に展開していく予定でございます。

基金につきましては、社協の事業につきまして、今後赤字が発生するような場合に備えての基金となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 赤字の引当金とか、何だかんだ今お話しされましたけれども、この件については、理事会で資料配付の下説明されているのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 理事会において、収支決算を議案として提言いたしまして、その質疑の中において議決をいただいているということであります。この資料については、当然ながらご提示をして、会計監査の報告を受けて、適切に対応していると、手続をしているところであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 驚きましたよね。町でこういうことをやっぱり議会に、または町民に隠しているのかな。そういうふうに誤解されてもしようがないね、これは。もう少しオープンにしてください。必要なものは出しますよ。社協は絶対潰せない。

それで、ちょっと花ぶさ苑についてお尋ねしたいのです。花ぶさ苑の当然責任、そして管理というのは社協が担っているのですよね。決算書は、何の書類見ても、花ぶさ苑という言葉は出てきません。その辺はどうなのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、社協は企業ではないということを申し上げておきたいと思います。これは社会福祉法人でありまして、適切な収支決算において、理事会において慎重審議、極めて厳正な手続をもってして運営に当たっているということを確認をしたいと思います。そのことにおいて、必要に応じてこれまでも情報はオープン、公開にしておりました。これは社会福祉法人もそうでありまして、振興公社、株式会社もそうでありまして。取締役会、いわゆる法体系の下において適切に対応してきて、その組織体として成り立っているということを確認したいと思います。

広桜荘については、1つには生きがい活動支援サービス事業というものがあります。生きがい活動支援事業、これは広桜荘といういわゆる通所事業に関わる事業となっております。なかなか分かりにくいところは大変に受け止めに、理解しにくいところがあるのですが、そして管理する

体制を取ってからのことでありまして、これについては、広桜荘についての在り方について、健康福祉課長から説明いたさせたいと思います。

○7番（小磯利雄君） 議長、広桜荘の質問はしていません。

○町長（遠藤 智君） 花ぶさ苑について説明をいたします。失礼をいたしました。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君、申し上げます。

これ社会福祉協議会の今一般質問でございますので、幅広い関連質問はご遠慮願いたいのです。

ただ、それ関連があるとなれば別ですけども、関連あるのですか、これは。社会福祉協議会と関連あると見ている質問ですか。

○7番（小磯利雄君） 私はそう思います。

○議長（北郷幹夫君） では、町長、どうぞ。

○町長（遠藤 智君） 社会福祉法人光美会の花ぶさ苑について、総務課長から説明いたさせます。

○議長（北郷幹夫君） よろしいですか。

〔「どうぞ」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、総務課長、答弁。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

町が有する特別養護老人ホーム花ぶさ苑については、指定管理において社会福祉法人光美会が令和3年から指定管理として運営しております。その決算の状況につきましては、財政援助団体ということで、毎年度、町の監査のほうに資料を提出し、監査をいただいているというようなことでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 質問を変えます。

町長ははっきり言いませんでした。7月1日から新しい体制ということなのでしょう。理事選の理事選出規定では、関係団体からの代表者ということで、現在11名の理事、そして2名の監査ですか、で構成されているのでしょうかけれども、経営者として理事会の皆さん、社協の歴史とか立ち位置とか、予算決算事業内容等どれだけ理解されているのかというのは私には非常に甚だ疑問です。やはりこの難局を乗り越える上において、町長が、取締役は6人いればいいわけですから、しっかりと選出をお願いしたいなと、そのように思います。特に残念なことに監事2名、どの段階においても監査役、監事役というのは最後のとりです。不正な事案がないかどうか書類をチェックし、現場をチェックする、その調査権を持っているのが監事であり、監査でしょう。その皆さんが残念ながら、この10年以上全くもって機能してこなかった。そして、今回の事件が内部告発で発覚したと。本当に恥ずかしい。当然責任の取り方はご存じなのでしょうけれども、やはりその辺を含めて今後の理事、監事の人選について、町長、基本的にどういう考えをお持ちなのかをお聞きしたい。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、社会福祉協議会の理事は12名であります。監査が2名であります。理事に就任いただいている方の構成は、様々に各分野の団体の代表の方がこれまで取り組んでいただいています。様々です。福祉に関する日赤さんであるとか、そして福祉に従事されてきてからの方々とか、そういった民生委員、児童委員の会長さんとか、様々な方々の構成となっております。これまでの広野町を形成する在り方です。そのことについて、私は各町、村において、広野町は広野町として県社協の下で連携を図りながら取り組んでいるわけではありますが、広野町のこれまでの取り組んできている各組織体の代表の方々において、さきの理事会評議員と同じように行政区長さんと法的な手続を下に連携を図りながら取り組んでいるということと受け止めています。このことにおいて、社会福祉といういわゆる福祉の向上の展望を図っていく理事会の体制をしっかりと対応していくことが極めて今大事であると。7月1日から始まるということを申ししたのは、それは体制ではありません。私の説明が届かないところはおわびをいたします。これは、いわゆる分掌業務であるとか、様々な手続等々が令和5年度の中で取り組んでいく今福島県の中にありますが、広野町の場合は総点検をして、見直しを図った6月にありまして、既に体制は整えております。そういった中において、理事会の手続を終え、評議委員会の手続に今進んでいるという状況にあります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 時間がなくなってしまったね。社会福祉法の第60条、61条、事業経営の準則という、これだけちょっとお話しさせてください。「地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。1、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。2番目、公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わない。3番目、社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がない」ということなのです。簡単に申し上げますと、関係行政庁の職員が社会福祉法人の理事になることは、社会福祉法第61条の第1項、公私分離の原則に照らし、適当ではないと、そういうふうに言われているのです。さあ、町長、どうされますか。現職の課長もおります、理事として。もちろん町長も最高経営者としているわけです。過去、老人福祉施設を民間企業が経営するのはいかなものかという関係上部団体のほうからの指摘を受けたということは昔あったのです。私それを思い出しました。それは要するに、今の体制のことです。やはりその辺の法解釈というものははっきりとすべきだと私は思うのですけれども、町長、いかがですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、この法律の趣旨、これは非常に重いことであります。町、村が行政運営、業務執行をするに当たり、その町、村の組織体、歴史があって、そしてこの誘いから展望して

いくということであります。今現在の広野町において、私も福祉というものの向上というものを第一義に挙げて、今従事しているところにあります。一旦民間の方に社協会長を受け止めていただきました、私は。今現在は、私が、健康福祉課長、窓口とともに理事として参画をいただいております。まず、今現在この体制をしっかりと捉えていくことにおいて、被災地における双葉地方の今広野町は先駆けて福祉を前進させている現況において、国、県当局に要望活動を展開をしていることにおいて、今1億円から2億円という予算措置をどのようにしていくのかという財政の面と、そして町における体制というものを新たに確立をしていきたいと、その思いの丈の中に今私は課長等と協議をしながら、理事の方の理解と協力をいただきながら取り組んでいるところであります。今般の不祥事の件においてご質問いただいていることについては、これは深く遺憾の意であり、深く反省をしながら取り組んでおります。ついては、この状況を展望を図ることから、あわせて新しい当町における福祉の体制というものを確立に向けて、ここ平成の31年の福祉の宣言をしてから5年目を迎えております。時間を要する取組でもあります。しかしながら、高齢化時代は時間を待つことなく、確実に来ます。支える方がいて、そしてサービスを受ける方がいる。これは今ご指摘のように、信頼と理解の上に成り立つものであるということについては、社協の職員の取組が問われるわけではありますが、不祥事を経て、そして職員一人一人が真心を込めて住民の方々に福祉のサービスを朝昼夕と、月曜から土曜と、旗日も含めて広野町は展開している、この5か年をしっかりと次の5か年に、10年先に向けて、そのことが新たな展望に期するものであるということ念じながら、私は理事としても責務、職責を果たしていく覚悟を持って取り組んでいるところであります。しっかりと理事会の体制、そして評議員の方々との連携を密にして、令和5年度展望を図っていく所存であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 関係する方から、本町の社協にはガバナンスもない、コンプライアンスもないというような声も聞きます。非常に残念です。私は何も言えませんでした。やっぱりそういうことをそれなりに詳しい方からおっしゃるということは残念です。体制をしっかりと構築してもらいたい。

次の質問に行きます。2番目、本社機能移転と事業者支援について。成長ができる産業分野を目標に、国、県、連携の取れた本社機能の移転等事業者に対して奨励金を交付し、事業支援を行い、町の税收、雇用増につなげるべきと思います。そこで、以下お尋ねをいたします。

本町企業数と本社機能を有している企業数をお知らせください。

②、南東北エリア、近隣自治体において、事業効果の検証結果、10年奨励金交付の80%が町税増収分で回収され、従業員への賃金等地域波及効果は交付額の9倍という結果が出ております。本町において、経済波及効果につながる政策はあるのかお尋ねをいたします。

3、本町における昼間と夜間の労働人口推移をお知らせください。

以上。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の２番目、本社機能移転事業者支援についての１点目、本町企業数と本社機能を有している企業数につきましては、企業数は222社、本社機能を有している企業数は118社です。

ご質問の２点目、本町において、経済波及効果につながる政策はあるのかにつきましては、国は企業の本社移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、平成27年度地域再生法の一部改正に伴い、地方拠点強化税制を創設し、本社機能の一部または全部を東京23区から地方に移転する場合、地方で本社機能を拡充する場合などにおいて、都道府県知事から整備計画の認定を受けると法人税等の減税措置が受けられることとしています。平成28年３月、福島県は国より県内全域を計画区域とした地域再生法に基づく福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトの認定を受けたことに伴い、県内に本社機能を有する事業に対して、従業員の引っ越し費用や新たに地元雇用をした場合に対する奨励金制度を設定しています。町内への本社機能の移転や施設整備への投資や新たなビジネス機会の創出、地域内産業への波及、新たな雇用が生まれるとともに法人町民税、固定資産税、個人町民税などの地方税の増収により地域経済への波及効果が大きいと期待できることから、駅東側産業団地、東町産業団地造成に伴い、本社機能移転等を含めた企業誘致をさらに推進するため、国、県事業者に対する支援策に加え、町独自の支援策について検討を組みます。

ご質問の３点目、本町における昼間、夜間人口の推移をお知らせくださいにつきましては、国勢調査では、ふだん住んでいる場所における人口を夜間人口といい、ふだん通勤、通学している場所における人口を昼間人口といいます。本町における夜間人口は、2000年の5,918人をピークに2010年が5,495人、2020年が5,412人となっています。昼間人口は、2000年で約5,900人、2010年で5,350人、2020年で約6,600人となっています。町独自の調査では、平成30年９月の住民以外の滞在者が約3,000名であり、夜間人口に当たる居住者は、住民と合わせて約7,000名でした。その後、住民居住者は約4,300人とおおむね横ばいとなっており、住民以外の滞在者は減少し続け、令和５年３月で約1,500人であり、住民を合わせた居住人口は5,700人となっている状況にあります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） ７番、小磯利雄君。

７番、時間が残り少なくなりましたので、よろしくお願いします。７番、どうぞ。

○７番（小磯利雄君） 町長、今要するに本町独自の支援策というような話がありました。要するに差別化を図った、国、県はどこでも一緒。ここは、町が一枚脱いで奨励金なり支援策というものを

しっかりと早急に差別化を図る意味でやっぱり私はやるべきだと思うのです。何か検討と言いましたけれども、具体的にありますか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 企業立地補助金なるものは、まず制度設計の本質として、自立帰還支援、雇用創出という冠の下に取り組んでいるのです。平成24年から12年間、令和5年度もこれは履行されていきます。ご承知のとおり4分の3以上、2分の1以上ということで、いわゆる資本金は50億円以上、様々な企業に対してこの支援をしていると。町としましては、これまで東側団地についても問合せを様々なにいただいております、ほぼ見通しはもう既に始まった時点で捉えることができという状況にありますが、222から110における本社機能移転に際して、何よりも法人住民税、法人町民税、固定資産税とありますが、多くの方々にここで従事していただくということがご指摘のように昼間、夜間人口における大きな力となるということにおいて、繰り返し今町としての独自策というものを各地方における、地域における差別化を図り、展望していきたいと今検討しているさなかであります。

○議長（北郷幹夫君） これで7番、小磯利雄君の一般質問を閉じます。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時15分です。ただいまから11時30分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、異議なしと認めます。

よって、11時30分まで休憩いたします。

（午前11時15分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

◇ 門 馬 まりえ さん

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、5番、門馬まりえさん、一般質問席に移動してください。

5番、門馬まりえさん。

〔5番 門馬まりえさん登壇〕

○5番（門馬まりえさん） 通告に従って一般質問をいたします。

1点目、子育て応援、町ぐるみで。町は、広野町移住等環境整備事業計画において、若者世代の経済基盤の安定化及び安心して子育てできる環境づくりを通じて移住者の獲得を目指すこととしていますが、町の子育て支援で目を引くのは、母親らの精神サポートだけでなく、出産から町の単独

事業として出産祝金、入学祝金（小中学生1年）、チャイルドシート等購入奨励補助金、こども園給食無料化事業、小中学校給食無料化があります。また、さらに補助事業としては、こども園利用無償化、児童手当、出産・子育て応援交付金、乳幼児等医療費助成事業、障害児通所等給付事業等があります。しかしながら、これらの支援策は、県内でも実施されている経済支援でもあると思いますが、町は今後独自の支援策等を検討される考えはありますか、伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 5番、門馬まりえ議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、子育て応援、町ぐるみでの、町は今後独自の支援策などを検討する考えはありますかにつきましては、町は、子育て支援の一環として、出産祝金、小中学校入学祝金の支給、チャイルドシート購入助成、広野小中学校生、こども園の給食無料化、広野中学生英語検定、漢字検定試験、数学検定試験受検料、町営学習塾の無償化など、3歳児から中学校までの児童生徒を中心とした町独自の経済的支援を行ってきました。国は、異次元の少子化対策を掲げ、児童手当や給付金の拡充など新たな支援策を検討している状況ですが、広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略第2期を基に進めております帰還・移住等環境整備事業計画の目標に掲げる若者世代の経済基盤の安定化及び安心して子育てできる環境づくりを実現するため、ゼロ歳児から切れ目のない経済的支援が必要であり、若者世代の経済的負担を軽減するため、町独自の支援策として、令和6年度から零歳児から2歳児のこども園、保育料の無償化の実現を捉えて、ゼロ歳児から中学校卒業までの教育支援体制の確立、高校生活の支援を図っていきます。今年度、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする第3期広野町子ども・子育て支援計画策定に向け、アンケート調査を実施しています。保護者の就労状況や子育ての状況、教育、保育や子育て支援に関するニーズを把握し、得られた調査結果を第3期計画に反映させ、家庭、学校、地域、職域など町ぐるみで子育てを応援する環境づくり、若者世代が安心して出産、子育てができる町づくりの実現に向けて取り組みます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 国は、13日に少子化対策の実現化に向けた総理大臣の記者会見等がありましたが、一般質問出したの6日だったので、6月6日に一般質問締切日でしたので、それで一応一般質問を続けさせていただきたいと思います。

本当に6月3日土曜日の産経新聞に、岡山県の東北部でJR津山線から路線バスに揺られて島根県との県境に小さな人口6,000人の奈義町という町があるそうです。農業、畜産、林業を主産業とする人口6,000人に満たない町は、合計特殊出生率が令和元年に2.95と全国平均を上回って、奇跡

の町って言われているそうです。合計特殊出生率というのは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその次年度の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の数に相当するというような出し方で、ちょっとぴんときないかもしれないのですが、出生率、福島県は令和3年で5.9、全国で6.6、全国順位41位、これを合計特殊出生率で見ると、福島県は1.36、全国は1.30で、この町は2.95というような合計特殊出生率を出しておりました。全国平均を大きく上回っているということだそうです。何でこの町ってこんなふうになってきたのかなと新聞を読んでいきますと、この町は平成の合併のときに、住民投票で合併しない町を選んでいったそうです。役場のほうとしては、絶対将来人口の危機感、人口が減るだろうということで、やっぱり平成17年には合計特殊出生率が1.41に落ち込んだそうです。町は、議員定数の削減や報酬減額などで捻出した約1億6,000万円の予算を子育て応援や教育など未来に投資することを決断し、合併しない選択により奈義町をなくせないという思いが命題になって、町はいろんな施策をつくっていったようです。もちろん国でやるものは国でやって、県でやるものは県でやってもらうのですが、そういう隙間を埋めるような、母親の精神サポートだけでなく、切れ目のない経済支援がこの町の特徴なのだなということを、私は新聞を見ながら考えて、一つ一つここで挙げていってもしょうがないのですけれども、それで私復興企画課だけの問題、こども家庭課だけの問題、それから子供たちを預かっているこども園だけの問題だけでなく、先ほど町長がアンケートを取ったりということで、いろんなこれからの施策を出してきましたので、できれば中堅どころの職員の方に、そういう横断的に問題を検討していくようなチームをつくって、できたらこういう町に視察に行ってもらって、町挙げてという、醸成して、町全体がそういう雰囲気なのだと思うのです。そういうのは一、二年ではできないのですけれども、やっぱり中堅クラスの若い人たちが、これから20年、30年、町で仕事をしていくときに、ほかの町ってこんなふうにしてつくり上げて、町でそういう、何だべね、まだ休んでいるのだなんて、育休まだ取っているのだなんていうのではなくて、育休あつてよかったねって、男の人も育休取れてよかったねというような町に少しずつつくり上げていかないと、やっぱり長続きしない。経済的支援だけでも長続きはしないのかなというふうに私は考えたので、できればそういうチームをつくって、月に1回なり2回は、3時から来庁者が少なくなったときにお話しをして、アンケートの結果とか、そういう中から自分たちがつくったものがどんなふうに評価されてきたかとか、中間評価を取っていったりしながら、2年、3年かけて子育て支援をして、広野に行くと、あそこの町は子育て支援がすごく、うちを買って、うちを建てても、その後の支援策がいいよねって、子供を育てやすいよねというような雰囲気が出るような町づくりを考えていかないと、これからどんどん少子化が、女の人は結婚して、子供を産まないで、自分の生き方、自己実現を達成していきたいと思いつつも、やっぱりそういう支援策があつたり、周りがそういう雰囲気、子育てしやすい町になってくれば、結婚して、子供を育ててもいいのかなというふうな町になっていければ、すごく私は自然と広野町に移住して、子育てしてみようかなんていうふ

うに思うのですが、その辺町長はどのように考えますか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま岡山県の奈義町の話をしていただきました。まず、職員がチームを組んで協議をするという、今ご提言をいただきました。本日の経過報告で申し上げましたように、先日、広野未来井戸端塾を立ち上げをいたしました。これは広野町を100年先に残していくという、その目標を捉えるものでありまして、若い20代から30代の前半の職員の各課から集った若手職員がフリーに協議をしていくというようなことを取組をスタートしたところであります。私が捉えていますのは、まず2つのうちの1つを先に申し上げますと、北海道に白糠町という町がありまして、ここは合併を選択しない町なのです。飛び地で釧路市が形成されています。その飛び地で町を存続した町民の意思は、子供たちに未来を託すという施策を取り組んでいまして、その町長さんと私も繰り返しお話をいたしました。こども園を造り、そしていわゆる太平洋側に面した町であるのですが、津波の襲来を逃げるために再度小学校を高台移転をして、子供たちに未来を託す町づくりに従事されている町でありまして、敬意を表して今日情報共有をいただいているところであります。

ならしからば、広野町はどのような子供たちと未来に向かう町なのかについては、広野町にはアカデミー福島という生徒がいます。そして、広野に立地されている中高一貫校という高校が広野町にはあります。今高校再編で厳しい、福島県はもとより、全国において高校を残すだけでも力を有している自治体のお話も伺っています。広野町の特徴は、中学校から高校に向けて、かつJヴィレッジのスタジアムがあって、擁してからいわゆる進学も含め、就職も含め、様々な選択肢が広野町の中で執り行うことができるということがあるわけです。ついては、東京大学、早稲田大学が研究員今常駐いただいておりますけれども、F—R E I という展望に向けて、研究課題もこれから10年先に今論じられて展望されていきます。広野町で、この教育の丘で生活することにおいて、保護者の方、子供たちが夢と希望、未来に向かっていく、躍動するような、そういう受け止めていただける教育環境をつくっていくことが何よりも重要と考えることを、ここを平成27年の仮開校の時代から論じて取り組んできました。つきましては、これから令和5年度に当たり教育の展望というものを大きな柱として取り組んでいきたいと、そのように念じております。考え方として今申し上げた次第であります。具体的なことについては、今答弁で申し上げましたように、今ご進言があったように、6月の13日に国、政府は表明をなされました。来年度の秋に向けて児童手当を、少子化対策方針を政府が決定したという現況にあります。ゼロ歳児からの展望については、2歳児までこども園の就学の体制を整えると。そして、高校生活を充実を図るための展望をするということを令和5年度の中で確立をしていくというようなことで今取り組んでいるところにあります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 今町長が最後に国のこれからの方向性、具体的な政策が13日に話があったのですが、文書が来て、きちんとした通知文を見ていかないと、ではどこら辺からどこら辺まで

できるのかなというのは、新聞で見る限りでは大ざっぱなところがあるので、分かりにくいところがあるなと思いました。

今町長のほうから教育の丘のお話出たのですけれども、アカデミーの子って、私はやっぱり目的意識がきちっと持って、自分の将来の方向性がそこに進んでいくというのがある子供たちですから、それで親元を離れてサッカーで食べていく、スペシャリストになるという目的の下でいるから、私はまれな、本当に小さいうちから自分の目標を持って頑張っている人たちだなというところで、そうなってくると、広野って1つしか小中学校なかったではないですか。私の娘、栃木県に出したときに、東北の子は使い物にならないって、ソフト部のもう全国的に有名な先生だったのですけれども、インターハイ、国体、それから選抜、アジア大会に行ったら優勝したのですけれども、何でこの先生ということ言うのかなと思うと、やっぱり競争意識、最初から全然違うのです。足利市って家内制手工業で発展した町ですから、隣のうちで仕事やってもカーテン閉めて、あっちのうちに1時間やっていたら、こっちは2時間やるわという、本当に競争意識が強くて、私娘出したときに、ここでは広野の子はなかなか通用しないなと。ただ挫折しないで3年間過ごせばいいなというふうに思って一生懸命応援してきたわけですが、なかなかついていくのも大変だったと思います。ただ、ですから、アカデミーの子供たちと広野中学校で一緒になったとき、多分中学校の子供たちはびっくりすると思います。今まで親元でぬくぬく育ててきていたわけですから。そういう人たちと接することによって、あと先生方も、子供たちはこういう目的を持って、こういうふうにして来ているのだ、将来こういうふうになりたいのだからって辺りをサポートして中学生としてうまくその中で広野の子供たちが何か得るものがあるって、自分たちもこんなふうにしていきたいとか、自分はこんな夢があるから、そういう夢に向かって俺も頑張ってみようかなと思えるようなものをつくってあげていただくと助かるのではないかなと思います。ですから、それを感じないで来てしまうと、アカデミーの子と中学生とちょっと距離があるなんていうような話も町の中で、アカデミーの子はすごいものねと言うお母さんがいるのも事実だと思います。その辺は家庭の中でうまくお話をして、自分も頑張ってみようかなとかいうような雰囲気ややっぱり持つていくことも大事なのではないかなと思いながら、時々子育てしている若いお母さんと立ち話しながら、四倉屋肉屋さんでお話ししながら聞いているといろんな情報をお話ししてくださるので、いいなと思って聞いている。

ですから、私としては、トップダウンでつくっていくのもいいのだけれども、職員もアンケート取った中で働くお母さんがどういう希望を持っているのかとか、そのために7時半から受けている認定こども園の赤ちゃんを預かるのを30分繰り上げて7時からにするというふうな形にしていくとしたら、保母さんをサポートする人たちがいないと保母さん潰れてしまいますから、そういうこともやっぱり町の行政の中でこども家庭課とか健康福祉課とか、それから復興企画課とか総務課でも何でもいいのですけれども、横断的に話し合いをして、子育ての支援のそういう町として目に見えないものをつくり上げていく、雰囲気を高めていくということがすごく広野町のイメージアップには

つながってくるのかな。ですから、これ1年、2年でできるものでないのです。ですから、できるだけ中堅の若い人たちで、10年たって、15年たってというふうな長い、そういう雰囲気を持っていて、広野って子育て支援であのいわきよりいいよねって、いわきより広野に行こうかななんて思ってくれるような町になっていければいいかなと思うのです。そうでないと、大熊に働いている、私も勿来保健所まで通っていましたから、やっぱり勿来保健所で1時間ちょっとかかりますから、そうやってきたときに7時半だと当然通い切れないですから、それが通い切れて働けるというような、どこに働いても子供を預けて働ける町というふうになると、また働く人たちも、お母さん方もみんなが応援してくれている、そういう制度もあるというので、頑張って働ける、働くことができるのではないかなって思います。この町では、在宅の子供に対しても1万5,000円ずつ、4か月から3歳ぐらいまで1万5,000円くらい支援している。何で支援するのかなんて思ったら、6月10日の読売新聞に、妻が正規、非正規で格差という話が出ていまして、やっぱり専業主婦世帯はもう少し手厚い支援が必要だというの出ておりました。夫婦とも正規雇用で働き続ければ、生涯賃金は計4億円から5億円になり、子育て費用は十分賄える。しかし、一方専業主婦世帯は、試算すると、子供がゼロ歳のときから保育園を利用している世帯は、保育園への補助金と育休給付金、児童手当などで3歳の4月までに計900万円の補助金を受け取る。ところが、専業主婦の補助は、児童手当の60万円だけで、800万円以上の差があるというような研究員の方の記事が出ていまして、やっぱりその辺も、私は、自分は働いていたから出ないのですけれども、そういう差があるのだから、私は扶養家族になっている人は夫の収入に影響あるから、そういうパートも控えてやっているのかなと思いましたが、こういうところにも差が出てくるのだというのが分かり、そういうところもこれからの子育て支援の中では、私たちはやっぱり目を向けて、専業主婦の方いいわねなんていうことではなくて、応援できるところは応援して、子育て応援隊を町としてやっていければいいかなと思いますので、ぜひ国の方針が出て、県のほうの支援策も出てきて、町として今後考えていくときに、役場の中で検討させていただければありがたいなと思いますので、子育て応援、町ぐるみはこれで終わりにしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君）　ちょっとお諮りいたします。

ただいまの時間は11時58分です。5番、門馬まりえさんの一般質問が終了するまで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君）　異議なしと認めます。

よって5番、門馬まりえさんの一般質問が終了するまで時間を延長することに決しました。

5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん）　2点目、福祉の町づくりの現状と展望について。町は、平成31年1月に、住民一人一人が幸せに暮らせる町を大きな目標に掲げ、様々な分野において施策を展開し、住んで

よかった、住んでみたいと思える人に優しい町を標榜し、福祉の町づくりを宣言し、取り組んでいます。6月からは、独り暮らしの高齢者の方が安心して生活できるよう、マゴコロボタンの運用が始まると新聞報道がされています。そこで、高齢者、障害者などに優しい町づくりを目指すため、地域の課題に迅速に、適切に対応していく上で、町の取組について伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、福祉の町づくりの現状と展望についての高齢者や障害者などに優しい町づくりを目指すため、地域の課題に迅速かつ適切に対応していく町の取組につきましましては、地域包括ケアシステムの構築などに関する協定を締結する社会福祉法人光美会、友愛会、広野町社会福祉協議会などと定期的に情報共有会議を行い、持続可能な町進展に向けて力強く前進し、取り組んでいます。本町において、お一人で生活する高齢者が安心して生活のできる環境を整えることを目的に、日常生活における安否確認や福祉サービスの提供を行うため、6月12日より、75歳以上の単独高齢者世帯のうち利用を希望される方に対し、マゴコロボタンを設置し、運用を開始したところであります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 昨日、百歳体操のときにマゴコロボタンを使っている方から発言があって、朝起きて、何時になると今日の天気とかいろいろ話しされて、1人で生活、旦那さん亡くされて1人なものですから、テレビつけていたのがあれなのだけでも、テレビを消して、マゴコロボタンから来る声を聞いたら、何かわくわくして、楽しい、うれしいという声が昨日私たちに報告ありました、体操終わってから。やっぱり誰かの声が聞こえる、旦那さん亡くして1人になると、なかなか1人でしゃべることもできないものですから、その奥さんは、あしたの朝も楽しみだということでお話ししておりました。

それで、最近中央台も高齢者の方が亡くなって、若いうち、こんなこと言ったら申し訳ないのですけれども、80、90になって連れ合いの人が亡くなるというのは、本当に見ても想像に絶する悲しみなのだなということを痛感しまして、この人たちを私たち地域がどんなふう支えて、もちろん社協のサービスとか、そういうのは入っていますけれども、それだけでなく、地域として中央台の行政区として何か応援できるものがないかなということでお話しに行ったのは、とにかく朝起きたらカーテンを開けてください。カーテン開いていれば、あつ、起きたな、今日もカーテン開けて大丈夫だなという安否確認の隣近所の一つになりますので、それをお願いしてきました。それから、マゴコロボタンでもごみの件出ていましたが、玄関の脇に燃えるごみを置いてくれば、近

所の人が一緒に持って行ってやるからねということで、腰が曲がっているものですから、車でゴミを捨てに行くと、そのまま車で帰ってくるのは非常に危険だということで周りの人がはらはらしていましたので、お話ししたら、ではいいかいなんていうことでゴミ投げ支援とか、手伝えるような形になってきました。前に私話したことあるかもしれませんが、包括支援センターと担当地区の保健師さんと広洋台の区長さんでアンケート調査をしたのです、住民に対して。広洋台も年配になってきたというので、それでボランティアを受けたい方はいませんかって、受けたい人は丸つけてください。具体的にはどういうことをボランティアにしてもらいたいのか。あとは、住民の人にはボランティアできる人はいませんかということでマッチングして、ゴミ投げとか、あとどこかに行くときちょっと支えてほしいとか、何かしらのをやって2年経過したのです。区長さんが替わってどうなるのかなって、そのまま沈んでいってしまうのかなと思ったら、きちんと伝達されて、ではボランティアやる人はボランティア保険に入りましょうって。自分たちのお金の中から、会費の中からという形で、話聞いたときに、少しずつ、ぽしゃっとなくなるのではなくて、発展しているなどと思ってすごくうれしくて、では私たち中央台も少しずつそういう形でお互いに助け合った地域づくりができないかななんて考えているのですが、そういう素地は広野町にはあるのです。二本櫛のほうの女性の方で、今は亡くなってしまったのですが、私がボランティアで独り暮らしの老人歩いてたときに、水曜日の午前中、午後からは病院だかどこかに出かけるからといって、午前中、近所の奥さんがカボチャ煮たものとか、ジャガイモ煮たのとか、そういうのを持ち寄ってお茶飲みをしてくれていたのです。その人は独り暮らしで、息子さんは仕事に行っているというので日中1人だったので、そういうふうにして地域で支えているグループも二本櫛のほうにありました。私は、広野って観光地ないけれどもどんどころってよく職場の方に聞かれていたときに、広野は顔が見えるのだよって、みんな顔が見えて、みんな分かっているのだよって、だからそういうところではすごく住みやすいところなのだよって。どこかの誰々ちゃんという形で呼ばれるのだよなんていう話、苦しくないなんて言われたのですけれども、それ苦しいと思えば苦しいし、親しみやすいと思えば親しみやすいのだよなんていう話ししたのですけれども、包括支援センターをもう一歩前進していくためには、それぞれの行政区で集会所に集まって、何か集まって、月に1回でも2回でもお年寄りが集まって話したり、雑巾でもいいと思うのです、タオルなんかいっぱい余っているのですから。タオルを縫って学校に寄附するとか、そういう何かを仕掛けて、お年寄りの方が外に出て、みんなと雑談しながら話す機会があればいいかなと考えるのですが、その辺は包括支援センターを管理する健康福祉課とかはどのように考えているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 包括ケアシステム確立に向けた包括ケアのセンターの運営については、ただいま答弁で申し上げたとおり、毎月の情報共有を取り組んできました。その取組の中で、各地域において、集会所において集まり、参集を取り組んできました。これは、まさしくコミュニティーの

原点であります。ついては、ただいまご質疑いただきましたように、社会福祉の展望を期するに当たり、福祉における集会所における会合等を再度協力的に取り組んでいきたいと考えるものです。今町政全般的に捉えておりますことは、震災から12年が経過をして、脱コロナ禍から社会の生活を元に戻していく動きの中において、この分野において止まっている取組があるわけですので、そういった観点からも脱コロナ禍から様々なコミュニティーを呼び起こしていくという動きを高齢の方に向けて、集会所において活力をつけていく展望というものを実行していきたいと、捉えていきたいと考えます。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） そのとき私最近ずっと関わっている方なんかは、独り暮らしの高齢者男性になると、食生活が不規則なのです。認知症の方で、例えば突然平まで行って、中央警察署に保護されたとか。その方は、やっぱり細かく生活を見ていると、朝どんな食事かなと思って、朝行っていって言って、いいよって言っていると、コッペパンにお茶飲んで、薬はって言うと、薬、薬箱に入っているのですけれども、これでは薬飲みたいなというふうに思わないだろうかと。コッペパン食べてお茶ではごっくんするのも大変だなということで、いろいろお話しして、社協のヘルパーさんもおにぎりなんか作ってくれているので、そういうのを朝電子レンジで温めてほかほかにすると、私薬出すのに、薬、はい、これだよって言うと、温かいおにぎり食べたら薬飲むかななんていう形で飲むのですけれども、かといって私が料理を作ってやったりはできないので、やっぱり栄養に偏りがあると、今度突然粒の薬が増えているのです。これ何って、便秘だからって。あなた便秘でしょうって、当たり前でしょうって。おにぎりだけ食べているのだから、野菜食べないのだからという話をしながらいるので、子ども食堂、友愛会で出ていましたけれども、私は、食改さんのほうで男の料理教室なんかもやっていますけれども、そういうところにも男の人って行かないのです。だから、本当にできるのだったら、月に1回か2回でもいいから年取った人が集まって、普通の本当そんなおいしい煮魚煮ろ、焼き魚しろなんていうのではなくて、カボチャとか煮物でもみそ汁だけでもいいから、みんなと集まって、1人で食事するより、お話ししながら、みんなと食事が一緒にできるというような、子ども食堂ではなくて、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん食堂みたいなのを月に1回が2回あると、それで栄養のバランスがどうかというと確実ではないのですけれども、やっぱりそういう雰囲気があるようなものも社協の中で、社協では大変なので、何かの場所が設けられてあればいいのかなって思います。それで、最近広洋台の前にお総菜屋さんができたのです。そして、ちょっと入ってみると、ワンプレート630円でいろんなものが入っているので、そういうお店もあるよって。車がないから行かんねえべって言って、そうだねって言って、では見に行ってみるかいいなんていって、体操終わって何人かの人と行ってみて、こういうのもあるのだねという話をして、みんなで食べるとみんな食欲が出て楽しいしという話はしていましたので、今すぐではないのですけれども、高齢者対策の中にそういうものとか、あとはやっぱりフレイルという

ことで、食改さんが百歳体操の中に来て、フレイルの話をしていただいているのですけれども、虚弱な体をつくらないためにという形でお話いただいているのですけれども、そういうのも交えながら、私たちの町でも高齢者に目を向けていくことも必要なのかなと思います。

あと高齢者でも、65歳過ぎると本当に個人差があるではないですか。より健康にして、毎日パークゴルフやっている人たちもいますから、そういう人はどんどんパークゴルフをやってもらって健康を維持していくという形を取っていただきたいですし、あとこの前パークゴルフも普通に戻していくということですが、やっぱり一生懸命パークゴルフやって、楽しく人生を自分の好きなことをやれて、体も鍛えられるというのであれば、百歳体操をやって判こがいっぱいあると未来高校の喫茶店に行ったらコーヒーがただだとかいうのと同じように、パークゴルフ何回やったら1回はただになるとか、そういう恩典をつけて、より健康な人はより健康に、ちょっと具合悪い人は程々にという形でやっぱり高齢者の健康づくりに、後期高齢者の健康も町的生活習慣病検査と一体になってくるはずですから、そういうところで年代に合った健康づくりを考えていていただきたいと思うのですが、町長、いかがですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 高齢の方を念頭に、生活を守るということにつきまして、これは食と医療の医と住環境からのきめ細かな対応、お一人お一人置かれている環境って違いますから、そういったことを包括ケアの関係者が情報をしっかりと受け止めていくということ、そしてそれがお一人お一人に対応できる体制にあるべきであると、その体制をつくっていくということ、そういったことに届いていけるような体制をつくっていく、継続してつないでいくということ、これは福祉の町づくり宣言の話もるる申し上げておりますけれども、毎年度それを念頭としながら取り組んできているものでありまして、つきましては今一つにマゴコロボタン等とご支援をいただきましたが、会話することによって人と人との心をつないでいく、安心して会話からの喜びを享受できる生活を培っていくということになるわけなのですが、つきましては、繰り返しとなりますが、ただいまご支援いただきましたように、お買物などについても、その方の立場に立ってどのような対応を施すことができるかということを、職員等々が支援体制が行き届くような体制を常にきめ細かに柔軟に対応できる体制を確立をしていくということを念頭として、つきましては、関係する皆さん方々お一人お一人ずつ、連携と信頼関係を基に意欲と喜びを持って取組ができる福祉の体制というものを展望していくことを1年度、春夏秋冬を重ねていくということを誠実にきめ細かに対応していくことを職員と共に一体となって、力を合わせて町民の福祉を確かなものとしていきたいと考える、取り組んでいくものでございます。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 本当にきめ細かな対応が求められてくると思うのですが、役場職員だけでは無理なときは、ぜひやっぱり人を動かして、町民の方で1日1時間なら応援できるよとか、い

や、午前中 1 時間と午後何時頃だったら大丈夫だよという方もいらっしゃると思いますし、もしそれで例えば 1 時間 300 円だったら、300 円でどうというふうになると、高齢者の 60 代、70 代前の人でも、ちょっと買物手伝いで買ってきてって言って、300 円だったらバイトしてみようかなんていう方もいらっしゃると思うので、職員だけではなくて、町全体がそういう雰囲気になるような形にしていければいいかなと思いますので、これで私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） これで 5 番、門馬まりえさんの一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は 12 時 20 分です。ただいまから午後 1 時 20 分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、午後 1 時 20 分まで休憩いたします。

（午後 零時 20 分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 20 分）

◇ 阿 部 憲 一 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、1 番、阿部憲一君、一般質問席に移動してください。

1 番、阿部憲一君。

〔1 番 阿部憲一君登壇〕

○1 番（阿部憲一君） それでは、4 題あります。いずれも町長に対する質問になります。これマスク外してよろしいですか。ちょっとしゃべりづらくて。

○議長（北郷幹夫君） いいよ。

○1 番（阿部憲一君） 私そもそも議員になったというのは、放射能汚染で被曝の問題があってならせいただいたわけですが、最近は議会改革ということは何なのかということですからずっとやってきました。ところが、広野町の議会改革って考えたときには、そんなレベルではないのです。とにかくルール、マイルールで物事が進んでいくということが議会についてもそうだし、町長との間の……町長の場合はちょっと違うかな。ちょっと汚いことなので、やめましょう。とにかくフェアではないこともそうですし、物事がすっきり通らないと、こういう問題がとにかくあるわけです。だから、芯のある議会、公正な議会ということを私求めています。そういうことで、今回の質問というのは、そういう質問に恐らくなります。

質問 1、道の駅推進の責任はというタイトルです。地質が複雑な双葉断層の予定地内にボーリン

グを5本でよいと適当に決めた者がいます。そして、それを承認した者がいます。これは誰なのでしょうかということです。それで、建築基準法では、地盤の信頼性を定量的に評価することは難しいとの理由で、本数の基準はいまだ決められていないのです。ところが、日本建築学会では、建築基準設計のための地盤調査計画指針において、調査本数を検討するための目安としては、地層が変化していると想定される場合、広野町の場合には、あそこの場合にはボーリングを5本打っています。それなら、その面積というのは1,000平方メートルほどなのです。つまり1,000平方メートルという10メートル掛ける100メートルぐらいのものなのです。ボーリングを5本打つ場合は、それぐらいの面積だということです。あそこの面積は、はるかにそれより大きいです。だから、圧倒的に足りないわけです、そもそもボーリングが。当町の道の駅では、全然足りません。この結果に対する、とにかく事業がストップしてしまったわけですから、町の責任は、これ当然あります。また、これボーリングだけではなくて、弾性波試験というのもしました。補助的な試験ということです。そして、これ議会で特別委員会を開いたときに事業者の方を呼びました。それで、担当事業者が、私が、弾性波試験、つまり地面に1点、2点と打って、例えばくいを刺して、こっちをかちんと打つと、こっちまで、地震計と同じです。ここで何秒で届くかという、そういう試験ですけれども、そして地盤が固ければ、かちんと行くわけです。緩ければ、もっと遅く行くということです。この試験に関して事業者を追及して、これ全く意味ないだろうと言ったときに、その事業者は否定できませんでした。広野町の場合は尾根と尾根があって、その間にくいを刺したということをやったわけです。こっち刺してかちんとやったら、今度は直線ではない、尾根だから下へ行くわけです。これで果たして地質が調査できるのかということを私質問したわけです。そうしたら、もう答弁、できませんよね。地震計と同じ仕組みです。直線だったら分かりますよ、そこで。だけれども、かちんと打って、その地震計の地震の波というのは八方に広がるわけです。どう来るか分からないわけです。真っすぐだったら分かりますよ。これで分からないでしょうということを否定できませんでした。この調査は、私は無意味だと思います。いろいろデータはあるということですけれども、だけれども、このデータを結局判断するレベルで、そもそもだから問題ないということにしまったわけでしょう。だから、これは本当に無意味だということなのです。これらの結果、ブルドーザーの一本歯のリッパーも砕けない、一面が岩盤という、もう調査と現実がまるで違った現実が出てきたわけです。ですから、これは調査のやり方がおかしいのか、結果に対する判断がおかしいのか、調査機材の選択や精度などがおかしいのか、いずれかに間違いがあったことは明らかです。

また、これ県内の道の駅事業で、黒字経営となっている例はごくまれです。僅かです。にもかかわらず、様々な記録、これまでの広野町の議会の道の駅事業に関する記録を読むと、町長は、最初から多くの疑念の声があったわけです。これを無視して、計画をこり押ししています。そして、黒字経営の見通しが立つ評価調査も行わず、完成まで全体で幾らかかるのかの大まかな数字も示さず、予算を重ねるという、もうとても信じ難いことをずっと毎年やってきました。この事業の失敗とい

うのは、天災で起こったわけではないのです。100%人災によるものです。それを担当者の事業者が想定外と言ったのを利用して、8.2億円もの無駄なツケを全て町民に回しています。町の財政に多大な損害を与えたにもかかわらず、町長は何ら責任を取ろうとしません。町民らはもうあきれ返っています。町議会も、この議会も特別委員会ではどこに技術的な原因があったのか、これを追及したわけですが、主に、それさえ突き止めようとしませんでした。そして、町長側が出してくる資料だけで、これだけをうのみにして、第三者の専門家の意見を集めるべきと私言いましたけれども、これ集めませんでした。町長の責任の追及もやりませんでした。町民のお金の使われ方をチェックする我々は、そういう役割でしょう。これが全く用をなさないわけです。これ町民にしたら、我々は町長に対する責任を追及する立場なのに、追及しないわけです。町民の怒り、どこにやるのですかということなのです。どこに行くのですかって問題なのです。町民の目がいかに厳しいかよく知るべきです。町民は、議会はこの問題をもうやらないだろうと思っています。つまり予算は認めましたから、毎年認めるわけですから。町長には、当然政治責任も賠償責任もあります。どんな責任を取るつもりか。もう取らなくてもいいというようなら、訳の分かった答弁をお願いしたいと思います。

終わります。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） はい。

○8番（門馬 巧君） 今の阿部君の質問は、彼本人も特別委員会に毎回出席しておりまして、もうとっくに結果出てます。結果が出たことをまた蒸し返す。この議会運営ありますか、前にやった特別委員のだよ。これは、本人前にして取り下げるべきだと思います。あと文中で、議長の諮問の上で6日の日に議運を開いてきました。その中で削除するものもあります。これもあれば取り下げるべき。上手な議事運営をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） この道の駅に対しては、議運に諮問したときには、この道の駅のは題として上がってきたのです。これはある。

ただ、もう一つ、議会に対しての文言の場合、「私の意見を排除し」と、もう一つは「町議会であるのに、職務放棄ではないか」という文言は削除していただいて、今は……

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 待ってろ、ちょっと。

今のところは、そこは発言していなかったように私は伺ったのですけれども。

どうぞ、次。

○1番（阿部憲一君） 門馬巧議員は、議会運営委員会の委員長ということですね。この特別委員会の委員長でもありました。議運って何やる場所ですかということなのです。議会運営委員会の手続を協議する場なのです。内容を云々する場ではないのです。私何遍も言いましたね。つまりこの

一般質問の内容をいじる場所ではないのです。検閲をやっては駄目なのです。こんなことは、当然我々知っているべきです。そこを分からないで、今巧さんは感情論で言っています。こういうことをやっていたら、一体どうなるのですか。では、先ほどの小磯さんの発言もありました。

○議長（北郷幹夫君） いいよ、人の話は。そんな人の話いいよ。

○1番（阿部憲一君） そうでしょう。言ったままを残せなかったら意味ないのです。では、古参の議員だったら削る、私の意見だったら言う、こういう差別を永遠にやっているわけです、あなたは。やめてくださいって申し上げている。ここがまさにこの問題、今私言っているところなのです。公正をお願いします。

町長の答弁をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 1番、阿部憲一議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、道の駅推進の責任につきましては、道の駅造成におけるボーリング調査は、発生する土砂の土質の分布、盛土材としての有効性、有害物質の有無の調査を目的に実施したものであり、土砂を多く採取できる山の尾根部分にボーリングを落とし、調査したものであります。日本建築学会の建築基礎設計のための地盤調査計画指針においての目的は、建築物の支持地盤の位置を確認し、不同沈下を起こさせないために実施するものであり、今般の道の駅敷地造成における土砂採取とは目的が異なり、調査の性質が全く違うものとなっております。今般の硬質岩盤の出現については、調査特別委員会において繰り返し説明してきたとおり想定外のもので、特異な現象であり、かつ必要な調査におけるデータに基づく判断においても、誤りはなかったと捉えております。以上のことから、今般の土砂掘削時において硬質岩盤が出現し、事業が中断したことは、町長、担当者並びに事業者において責任を負うものではありません。令和4年12月の町議会道の駅に関する調査特別委員会報告を受けて、今後の取組について、課長等会議において方針を見定め、速やかにご説明を申し上げ、展望を図ってまいります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） この地層の問題ですけれども、このときにも今の議会事務局長に当然お尋ねしましたけれども、要するにあのボーリングをやって、それでそのまま更地にして、すぐ上に建物を建てると、そういう返事でしたよ。やっている意味同じでしょう、結局。その後やらないのだから。仮にそうだとすると、それで終わっているのです。あの巨大な面積に対してすごく少ない。それに対しての答弁は何だかという、いや、それもっとボーリングやらできるだろうけれども、お

金がかかると。お金がかかるのは当たり前でしょう。危険なリスクというのは、私例えば広告代理店時点で、あるコンビニエンスストアの新店、新しい店舗の出店でやりました。絶対こんな問題起こしません。彼らは当然役割分担はしているし、新しい土地の開拓なんかももちろんやりません。もちろん新しく土地も買わないわけです、とにかく安全でなければ。そこでいろんな古墳が出てくるとか、昔の遺跡が出てくるとかあるわけですから。こういうことができないのです。要はプロフェッショナルではないわけです。プロフェッショナルではないけれども、ではこれ建設課やらせているけれども、その後の上も建設課にやらせるつもりだったのですかという話です。とにかくずさん極まるわけです。町長は、口数はあるけれども、中身言っているのは全くとんでもない話です。これ私町長の立場もおもんばかって、町民の方に話しますよ。そうしたら、町民の方は誰も納得しませんよ、こんなこと。この前、だから社協であの不幸事がありましたね。あれが、だから866万円か、ですけれども、これその100倍でしょう。住民1人当たりにしたら子供1人当たり20万円近いお金が1人当たりペアになったわけ。これ町民にしたら、もうびつくりしますよ。言葉がないというか。これ天災で起きたわけではないので、人災で起きたわけでしょう。誰かの判断ミス。私ずっと言いました。何かでしかないのだから。そして、やった人間は、関わった人間は誰か。その中に責任があるのは当たり前ではないですか。想定外なんて通じませんよ。想定外というのは、私前にも言いました、原発事故があったときに当時の原子力安全委員会が、それまでの自分たちの見解のままだと責任を問われるので、ああいう言葉を出してきたわけです。つまり大きな地震があつて、原発事故が起きても、我々には関係ないのだ、想定外にして起こった、それで始まった言葉なのです。それまでにはこんな物事の考え方は日本にはありません。幾らやってもこういう答弁でしょうから、終わります。時間がない。

次に、2番目、新型コロナウイルスの中にあるとする病原体のRNAは結局存在しません。mRNAワクチンを世界中で打たせるために、悪性度において季節性インフルエンザの病原体と大差ないものを感染症の2類相当にして大騒ぎを起こしたのが実態です。mRNAワクチンを打つことが目的、結局これが結論のようでした。そもそも厚労省は、ワクチン接種は感染予防のためと言っていたわけです。それを重症化軽減に変えたわけです、目的を。打とうが打つまいが、九十数%は感染しないのです、感染全くしていない人を入れると。これが国民にばれたからです。さらに、厚労省は、悪質なことに集計を操作して、ワクチンの接種回数が多いほど感染率が低いと真っ赤なうそをPRしていました。実は打てば打つほど感染率はどんどん早まるのです。深まるわけです。そして、厚労省が重症化予防を主張する、その根拠になるデータ、これ国会でも要望していましたけれども、そうすると情報開示請求すると、黒塗りのものが出てくるわけです。これらの基本的な問題というのは、もう最近では週刊文春とか週刊新潮などで大々的に報道されています。EUでは、ファイザー、我々の打っているのは、私打ちませんが、広野町町民打っているのはファイザーです。これEUでは、ファイザーのmRNAワクチンの接種には感染者を増やす目的があったと

今追及されています。感染者を増やす目的があったら追及されているわけです。日本でも、病理医が接種と因果関係ありとしたものを、厚労省の評価部会は評価不能としてずっと逃げています。最近ちょろちょろ出てきましたけれども、圧倒的に少ない。最近では、今訴訟が出てきました。死亡した男性の家族が国と、その病院にした市と、それからファイザーを相手にして訴訟を始めました。この弁護士さん、私よく知っています。世間は、mRNAワクチンの危険性を承知しております。そのはるか前から、私は、町長に訴えているわけです。予防接種法の法定受託事務は広野町がありますけれども、これだけ言って、もう思考停止をやっているわけです。町長は、当然ながら、住民の安全配慮義務があるわけです。物事を判断しなくてはならぬわけです。それを全く逃げている。その挙げ句、延期もこれ可能だったわけです。法定受託事務でやればできるわけです。いつかやってやっていけばいいわけですから。やりたいという人にはやらせればいいでしょう。だけれども、こういう当時から、最初からもう1,291も、これを接種すれば、後でいろんな疾患が出てくるということも発表されているわけです。私当然知っていました。ここでも何度も言いました。普通に頭があれば、こんなことぐらい分かる情報が世間に、ちまたにいっぱいあるのに、それを全く無視して、国のロボットをずっとやってきたわけです、あなたは。被曝問題でも同じです。後で健康問題出てきたらどうするのだということを言っているわけです。遠藤町長という人は、そして今までもそうです、口で明言しても、責任を取りません。常に空気です。空気が憲法のようなのです。より批判の少ないほうに身を寄せます。そして、あるいは国や県という物陰に隠れます。都合がいいも悪いも、情報を集めた上で自分の頭で判断するということをしないのです。これ町長だけではありません。うちの議会もそうです。何か問題あったら、情報を集めるのが当然でしょう。私は普通にやっています。町民からいろんな相談を受けます。私のところに来る相談、非常に面倒くさい。そうすると、情報集めからやります。そして、何が本当に正しいのか、正しくないのか見極めます。そして、それを解決するのはどうしたらいいか筋道を立てます。そして、その筋道で行動をします。結果も出そうとやっています。当たり前ではないですか、町長だったら。これ全くやろうとしないのだ。どうするのですか、これ健康被害の問題。被曝問題なんて今誰も問題にしないけれども。町長の態度は、無責任なんていうレベルではありません。そもそも町長という、住民の健康、生命を守る重職の資質がまるでありません。責任から逃げて、国のロボットをやってきた責任が今後問われたとき、町長はどういう責任を取るつもりでいるのかが質問の1番になります。

質問の2番目、現在厚労省はmRNAワクチンの接種は、デメリットよりもメリットが多いから続けていると言っています。それがもう今口癖になっているわけです。打っても、打たなくても、九十数%感染しないわけです。それなら3人ワクチンを接種して、2人は感染しなかった。しかし、1人は重篤になった。この場合、接種のメリット、多いというのでしょうか。2人は感染しないけれども、1人は重篤ですよ。あるいは死んでも。また、接種回数が多いほど感染率が高いということがもう証明されているわけです。打っては駄目なのです、これ。これでどうしてこれ接種のメリ

ットがあると言えるのでしょうか。接種直後だけではなく、中長期の副反応も指摘されているわけです。一体何を数えたらデメリットよりもメリットがあるのか分かりません。いわき市でもこれを問い合わせると、こういう説明をするわけです。もう3年これに関わっているのだと言うのです。なぜそうなのだという事です。その担当者も答えられません。では、当町では何と答えるのかということなのです。第一義的な医学的根拠から掘り起こした説明を求めたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、ワクチン接種の責任はの1点目、責任が今後問われたときにどういう責任を取るのかにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種については、予防接種法第6条に基づき、臨時接種に位置づけられ、地方自治法第2条第1項第9号に規定する第1号法定受託事務として実施しています。国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、新型コロナウイルスワクチン接種を受けることにより感染予防効果、発症予防効果並びに入院予防効果等の有効性、安全性を確認しています。新型コロナワクチンは、本人や保護者の意思に基づき接種が行われるものであり、国が提供する情報を基に、広報ひろのや町ホームページ等で接種のメリット、デメリットについて周知し、正しい知識を持った上で判断いただけるよう取り組むこととともに、接種を希望されている方が円滑に接種をできることができる体制を構築することが町としての責務であると捉えています。

ご質問の2点目、メッセンジャーRNAワクチンの接種がデメリットよりもメリットが多いとする第一義的な医学的根拠から掘り起こした説明につきましては、新型コロナワクチン接種による副反応など、一定のリスクがあることは承知しておりますが、重症化予防や医療体制逼迫の回避など、国民全体として得られるベネフィットが大きく上回ると認識しています。国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、現在使用されているオミクロン株対応ワクチン接種後の心筋炎、心膜炎、死亡例などの副反応状況は、医療機関報告においては、ファイザー社2価ワクチンで全体の0.0012%、モデルナ社製2価ワクチンで全体の0.0022%と報告されており、現時点でワクチン接種を中止すべき重大な懸念は認められていないとの報告がなされています。加えて、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、AMEDの研究班による1都市におけるコロナワクチン接種後、一定期間とそれ以外の期間の死亡リスクの比較解析及び海外の死亡リスクに係る観察結果によれば、ワクチン接種後の死亡リスクについて有意な上昇は認められないとされており、その他急性心筋梗塞、出血性脳卒中、免疫性血小板減少症などの発症リスクは非ワクチン接種期間との比較の結果、リスクの増加は認められないとされています。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） ですから、そのとおり町長は国が出してきた国に都合のいい情報を単に言っているだけの話です。国は、ではファイザーとどういう契約をしているのかといえば、ファイザーとの間のワクチンの中身の研究自体を禁止するということになっている。これで健康被害が出て、全部日本政府が責任を持つのだと、こういうことをうたっているわけです。ファイザーという会社はそもそもからずっと掘り起こすと、これいかに危険な会社なのかと、こういう認識だって当然持っていないてはなりません。つまり国、これもう巨額なお金が動いているわけです。日本では100兆円からなるわけでしょう。こういうところがもうメディアも全部買収して、自分の都合にいい情報だけどんどん、どんどん出すわけです。そういう状況において、我々は、では何を考えなければいけないのかと、町民の健康、生命について。危険な情報で、他方で山とあるわけです。世界でいろんな医学雑誌ありますけれども、そこで試験がたくさん出ています。とてもこれ読んだときには、このまんま進められるのだって誰も思っていない。例えば泉大津市の南出市長、この人はもう自分の地元の10代の副反応から事例をずっと今重ねていっています。でも、とても危険だということをやっています。国会で原口一博議員か、立憲民主党ですけれども、あの人がこれを接種した後に骨髄のがんになったわけです。頭もはげてしまったと。これで今問題追及をしています。これからもどんどん、どんどん出るわけです。マスコミはこれ報道しません。報道しているのはC B C だけかな、中部日本放送だけこの問題を追及しています。つまりとても、今までだったらこんな状況が起きたら、全国民打ったとしても、これだけの条件が起きたら、こんな接種なんか止めているわけです。しかし、これは国が止めないという異常な状況にあるわけです。実際これで、では亡くなったのはどれだけだとなったら、毎年の結局インフルエンザの死亡率より低いわけでしょう。何でこんな大騒ぎするのですかって話です。今度インフルエンザの死亡率、死亡者がぐっと亡くなっている。インフルエンザでこれまで死んだ、この病原体を単に数えているだけではないのですか。これ今もう中国でそもそも始まったというあの病原体、もうWHOは出さないでしょう。病原体も研究できないわけです。後でいろんなものが出てくる、どこが出しているのか分からないけれども。何とか株というのが終わると、それから出てくる。変異ではないのです。もちろん変異もありますけれども、膨らんで、感染あって、それからずっと少なくなつて、感染が終わります。そうすると、次の株が出てくるわけです。全然違うでしょう。それで、これ注射って何を打つのだって、何の効果あるのだって話です。こういう問題ずっとあるではないですか。まともに国の言っていることだけあなたは聞いて、聞きたいものだけあなたは聞いて、住民に対する責任を負わないということをやっているわけです。聞きたいものだけ聞いていたら、そのとおりになるでしょう。町民のことを本当に思うのだったら、これ危険だぞと思うのは当たり前ではないですか。それをやらないから問題だと言っているのです。どこの市長も同じ。いわきの市長だって同じです。こういうこと

をやっているわけです。町長はそのとおりのずっと答弁ですから、結構です。そのとおりにずっとやっていてください。

〔「議長、反問権をお願いします」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 町長、どうぞ。

○町長（遠藤 智君） ただいま阿部議員のワクチン接種に関する町の姿勢について質問を繰り返されていることに反問権の許可をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長の反問について、これを許可します。

町長。

○町長（遠藤 智君） ワクチン接種の取組について、今説明をいたしました。それは、ワクチン接種を中止せよと、町の取組の責任を持てという、この問いに対して今説明したことは、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会は、新型コロナウイルスワクチン接種を受けることによって、感染予防効果、発症予防効果並びに入院予防効果の有効性、安全性を確認をしている。新型コロナウイルスの接種は、強制ではなく……

〔「ですから、何なのかを明確に言ってください。時間なくなっちゃいます」の声あり〕

○町長（遠藤 智君） 本人や保護者の意思に基づく取組と捉えられています。町は、地方自治体、市町村と共に予防接種法及び地方自治法の法の規定に基づきまして、新型コロナワクチン接種を実施しているものであります。ただいま議員が今おたがしがあったように……

〔「ですから、質問は何なんですか」の声あり〕

○町長（遠藤 智君） 地方自治法にのっとって同法第1条第1項に規定する福祉の増進を図ることを基本として、予防接種法に基づく地方自治法第2条第1項9項に規定する第1号法定受託事務として実施をしているものであります。この受託事務については、るる申し上げるのは削除、控えますが、長くなりますので、これは国の責任において捉えているものであります。町は住民の生命と、そして健康を守るために……

〔何事か声あり〕

○町長（遠藤 智君） 全力で取り組んで、今日の取組に当たっているものであります。つきましては、ワクチン接種の中止並びに責任の所在が町にあるという根拠を示していただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 結局これは法律の問題になります。町長には高度な安全配慮義務がある。では、何で2つあるのですか。国のほうもそのとおりやる。法律上の義務なりがありますね。町長にもあるのですよ。これは法律でやるしかないのです、結局答え出すには。それは時間がかかります。そして、そのときにはどれだけ死亡者が増えているか分かりません。こういう問題があるので、町長は極めて注意深くこの状況を判断しなくてはならないのです。ところが、あなたは一方的にやっ

ている。国が出している情報をそのまま流すでしょう、住民に。どうなりますか。特に高齢者は、テレビ、新聞しか見ないのです。うちの親もそうです。それも4本、5本と打ってしまいました。幾ら言ったって分からないのです。高齢者はそのとおりだから。町なんかやっていれば、もう頭から信じていますから、それで打ってしまうわけです。こういう責任があるのです。もっと実態を見てください。後で幾ら住民、広野町の場合には異常な死亡者が出たという場合にどう責任取るのですか。取れないのです。両方あれば、だから2つ権限があるというのは、町長にもそれは安全配慮義務があるというのは当然なのです。判断しなくてはならないのですから。では、国が戦争中になります。国民に対して、また大本営発表なんてやったときに、どうやって判断するのですか。町民が最初に判断しなければならないのです。こういうときにも国は都合がいいことを言うわけですから、それに対してここを判断できないという場合には町長に最終責任があるのです。最終的にこの問題は法律でやらなければなりません、こういうことです。分かりましたか。

よろしいですか、質問。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） では、そのとおり町長は国の言うままにPRすればいいとこれ考えているのでしょうか。今までずっとやってきましたね。総務課長もとにかく接種率を上げるのだと言っていたけれども、私はびっくりしました。ナチスのPRマンがやっているようなことをずっとやっているわけです。他方では、ネットを見れば本当に健康被害がぼろぼろ、ぼろぼろたくさん出ているのに、一体何をやっているのだと私思っていました。少数は出てくるわけです。被曝問題だつてあるわけです。しかし、これ後で健康被害というのは証明できません、まず。被曝の問題もそうです。町長は、単に国の言っていることに常に追随するだけ。どうするのですか、これ。常に町長は物事を判断しないでしょ。判断する根拠を常に国が言っていることだけを自分の頭に入れて、それで言っているわけなのです。何で自分で判断するということをしないのですか。他方で危険だという情報があるのに、なぜそれは物事の判断材料にしないのですか。それを伺いたいのです。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 地方自治法にのっとり、法定受託事務を適正に、予防接種法に基づいて住民の健康対応に当たっているということであります。

以上でございます。

〔「質問の答えになっていません」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） そのとおり質問の答えになっていないのですよ、あなたはね。こんなことも考えたことないのでしょうか。要するに町長というのはそれぐらい責任は大きいのです。国だ、国だと転嫁したって、これは危険だと思ったら、そこでもっと賢い判断しなくてはならぬわけでしょう。これから世の中大変になりますよ。日本だって戦争に巻き込まれる可能性が極めて多い、軍事筋か

らそういう情報が入ってきています。あと二、三年になったらそうなるかもしれない。そういうときにどうするのですかという話です。国の言うままやるのですか。今アメリカの完全に日本の政府なんかは丸め込まれています。他方で中国がある。こういうときにどういう判断するのですか。町長は、国の言うまんま単にPRするでしょう。もうとつてもこんなのではないけれども、住民は、もう広野町の町民に言いたい。もう自分の頭で物事を考えてくれと。とてもこんな町長の言うまま頭に入れていたら死んでしまいます。そして、責任も取らない。

がん患者は、発がん性のSV40というウイルスを持っているわけです。これよく知られているわけですが、がん患者の人は。ファイザーのワクチンは、そのプラスミド、ワクチンの中にプラスミドって入っていますけれども、DNAね、これの中にSV40ウイルスプロモーターが入っているわけです。つまりこのSV40というウイルス持っている人たくさんいますけれども、このワクチン打ってしまうと、発がん効果がある、そのウイルスが入っているということがもう分かっているわけです。実際はごく微量でも、こういうことがワクチンの中にいろんなDNAの断片が入っていますから、あるのですけれども、これで例えばヨーロッパだったらEMA、欧州医薬品庁ですけれども、この規制値があるわけです。ところが、これの10倍のSV40ウイルスのプロモーターというのが入っているわけです。これ、だから、今起きているでしょう。とにかくがんがむちゃくちゃ増えている、この接種をやってから。これにはもう一つ理由があります。つまりこのメッセージRNAワクチンは、打てば免疫ががくん、がくん、がくんと下がっていくのです。ファイザーがやったワクチンでも、猫にやった、実際どうなのか、ネズミなのかって話がありますけれども、8回接種あるわけです。5回接種から死んでいきます。8回接種で全部死んでしまった。これ同じような実験を京都大学でやっています。ネットでも出ています。専門の先生がやっているわけです。こうやったら、とても打てないでしょう。そのとおりになっているのではないですか。みんな3回打ったときからおかしいでしょう。何で痛いのですか。何であんなに腫れるのですか。そのうちおかしい人がどんどん出てくる。これを見たときに、これはおかしいぞ、あれだけ痛いっておかしいぞって思うのが当たり前ではないですか。その判断を町長はやらない。全部国が言っていることとしてやった。責任逃れ。自分は判断しないということをずっとやっているわけです。とてもではない、これぐらい町長の役割、責任というのは大きいのです。それを全く自覚していないと思います。幾ら言っても同じ答弁ですから、これで終わりますけれども、次の質問に移ります。

町長は法律無視をやめよというテーマです。町長は、何度も法律無視をやっています。5月の、例えば町長、今何とかというの全然違うではないですか。5月の議会臨時会で広桜荘の今回の不祥事について、町長は社会福祉協議会の会長であるにもかかわらず、弁護士との相談により被害届も告訴もしないことにしたと述べて、弁護士が何事か言えば、公務員の告発義務を述べた刑事訴訟法239条2項を無視してもいいかのような発言を繰り返しています。この条文というのは、我々町村議会の参考書にも載っている有名な法律です。つまり「官吏又は公吏は」、官吏というのは国家公

務員です。公吏というのは地方公務員です。「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」となっています。これ当然私も知っています。とありまして、これは強制規定なのです。つまり犯罪性があるとなれば、これは強制規定であって、やらなくて済む任意規定ではないのです。つまり町長は行政の長でありまして、被害者の長でもあるわけです。正当な事由なく、これは町長の場合ですよ、告訴義務、告発ではなくて告訴義務になります、当事者ですから。これを行わなければ、地方公務員法29条1項、2項の懲戒理由にもなります。町長の場合なるかどうか分かりませんが。それから、民事の訴訟対象にもなるわけです。それで、質問1ですけれども、今回の事件というのは、長期間に828万円もの金額を詐欺的にだまし取った事案です。そして、累犯、余罪の可能性も指摘されているわけです。町行政や社協には必要な捜査能力がそもそもないわけです。また、これ犯行動機の説明もほとんど聞かれません。だから、何でやったのということを町民に聞かれます。私も説明できません。犯行動機というのは非常に振りが大きいわけです。これ場合によっては、今回の人ですけれども、例えば正当防衛のように無罪になる場合もあるわけです。この場合は正当防衛はなりませんけれども、振りが非常に大きい。つまりもうどうしてもやむを得ない何かしら事情があってやった可能性だってあるわけです。しかし、その捜査能力もありません。誰かをかばっているという可能性だってあるではないですか。これは分かりません。ですから、調査機関による犯罪の究明を求めるよう、これ義務づけられているわけです。一体弁護士のどのような法解釈によって被害届も告訴もしないでよいと考えるのか説明がありませんので、説明をいただきたいと思います。

質問の2番目、今回町長が告訴義務を免れ得る場合として考えられるのは、これ弁護士の説明によると、告発により社協の運営に公利、公の利益ですね、以上の著しい障害が出る場合、これは告発をしなくてもいいということになります。それと、公務員が職務上知り得た守秘義務に関わる場合、これもそうですね、ありますが、もし今回の事例でそういう場合があるとするなら、説明をいただきたいと思います。

問いの3番目、町長はしばしば法律を無視し、しかも答弁をはぐらかして突っ張ります。つまり最初に法律をきちんと追及しないので、こういうことをずっとやるわけです。浅倉橋の附帯工事の件は、明らかに町側に法的責任があるのが認められます。これもずっとやろうとしないわけです。あの件どうなったのだって私よく聞かれます。町長は何もしない、こういうふうに私は答えています。それで、以前の地域振興券、電気水道等給付金、これ副町長に私以前に言いましたけれども、発災後に町に転入届を出しても、発災前に居住していたものと町が認めた町民には、当然支給対象になります。仮設住宅の入居条件も、それから被災者支援給付金の条件も、それから国保の支払い条件も、全てこの見解で統一されています。総務省の見解も得ていますけれども、地方自治体の条例の運用もこれに準拠するという回答でした。町長は、一体何をもってこの支払いをいまだに拒否するのか。これほどのでたらめを堂々と続けるならば、町長は辞任すべきだと思います。もう明々

白々なことをこうやってやらないわけです、何だかんだで理由をつけて、もっともらしい理由をつけて。結局裁判やらざるを得なくなってくるわけです。こんなことあり得ないでしょう。誰のために仕事やっているのですかって話です。

質問は以上です。お答えいただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の３番目、町長は法律無視をやめよの１点目、弁護士のどのような法解釈により、被害届も告訴もしないでよいと考えるのかにつきましては、顧問弁護士に相談の上、告発を行うことが当該公務員の属する機関にとって、行政目的の達成または行政運営に極めて重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益が、告発をしないで当該犯罪が訴追されないことによって生じる不利益より大きいと認められる場合には告発しないことが許容されます。このことから、町は当該元職員との間で、１、詐取の事実及び損害額の確認、２、損害額の賠償、３、懲戒処分に異議を申し立てないこと、４、労働契約上の請求をしないこと、５、告訴、告発、被害届の提出をしないことの内容の和解契約を締結しました。

ご質問の２点目、告訴義務を免れる場合としては、告発により社協の運営に公利以上の著しい支障が出る場合や公務員が職務上知り得た守秘義務に関わる場合があるが、どのような理由にかにつきましては、顧問弁護士に相談の上、告発を行うことが当該公務員に属する機関にとって行政目的の達成または行政運営に極めて重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益が、告発をしないで当該犯罪が訴追されないことによって生じる不利益より大であると認められる場合には告発しないことが許容されます。詐取の事実、損害額の確認及び労働契約上の請求をしないことについて当該元職員と争う場合には、町及び社会福祉協議会にとって行政目的の達成、または行政運営に極めて重大な支障を生じることになります。また、町は告発しないことによる当該元職員が訴追されないことによって生じる不利益は、捜査機関が強制力を持って事実を究明する機会が失われることでありますが、和解契約によって詐取の事実及び損害額が確認されており、その不利益は大きくないことから、告発しないことの正当な事由であると捉えています。

ご質問の３点目、地域振興券、電気料等給付金において、町長は一体何をもってこの支払いを拒否するのか。これほどでたらめを堂々と続けるならば、町長は辞任すべきだにつきましては、地域振興券及び電気・水道料等生活支援給付金の給付は、町が地方公共団体として行政目的実現のために事業化し、町民に対する行政サービスとして実施したものです。給付事業は、広野町の住民として帰還、生活再建、生活安定を図る町民を支援することを目的とする事業であることから、支給対象者としては、行政サービスの提供を受ける権利が保障される住民であり、住民基本台帳に記録さ

れていなければならない、要綱に定めた要件を全て満たす町民に限られます。居住の実態や支給要件に關し了承いただけない場合は申立書を提出していただき、判定委員会において可否を決定してきました。申立ての状況は、4件で7名の方について要件該当の適否判断を行い、1名の方は支給対象者となりました。地域振興券及び電気料金等給付金支給に關しては、広野町地域振興券支給要綱及び広野町電気・水道料等生活支援給付金支給要綱にのっとり、適切に執行しています。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） そこで質問に對して關係ないことをずらずら、ずらずら時間ばかり食っています。3番目からいきましょう。ですから、町長は私の質問に對して何も答えていません。国に對して、このとおり聞いているわけです、さっきお話ししたとおり。それに對して何も答えていない。自分のマイルールをずっと他人に押しつけているだけ。どこにそんな判断ができるのですかとやっているわけ。あなたのマイルールですよ、最初から。最初から、だから単にこれをやるときにそういう見解なんて持っていなかったでしょう。一遍さしで言ってしまったと。それで、ずるずる、ずるずる、これそもそも、だってあまりにおかしいでしょう。そもそも住民ずっと住んでいて、納税している人には払わなくて、後に町に入ってきた、その人の子供にまで10万円やる。不公平にも程がありますよ、こんなものそもそも考え方からして。正当なふりしてやっている、とんでもない話です、こんなもの。こういう不公平なことを平気であなたはやっているから、極めて問題になったっておかしいということを言われるのではないですか。このとおりまた主張するわけですね。あなたがもう交代しなかったら、こんな問題、あなたが替わらなかったら変わりません。もうこういうでたらめはずっと言っているし、知らぬふり答えないのでから。

それから、1番と2番の問題、そのとおりです。ですから、私はそういう回答を求めています。ですけれども、具体的にはどういう、重要な捜査権限がそのとおりなくなるわけです。そうすると、ほかの実際はあったかもしれない事務局長という人がいろいろな相談しましたね、町のほうに。そういう人の実態も分からなくなってしまうわけです。そうすると、社協と町の間の取引契約だけでこんなものを決めていいのかって話になるでしょう、当然。町長はやっている。そんな重大な問題ではないです。単に検察に言えばいいだけの話でしょう、あとは向こうがやるのだから。それで、重大な支障なんか何で起こるのです、そんなもの。当然やるべきでしょう、こんなこと。何でこれやるメリットのほうが少ないというのですか。全く理由が立ちませんけれども、具体的にもうちょっと説明してもらい……いいや、もう時間がないから。とにかくそういうことで、ずっとあなたは言うのだから。

〔「議長、町長」の声あり〕

○1番（阿部憲一君） 時間がないのだから、要点だけ言ってください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの社協の対応について、要点のみをお伝えします。

刑事訴訟法第239条第2項の規定において告発しないことが許容される条文はないのは承知のとおりであります。いわゆる様々な事案においては告発をしない事例が多いのです。まず1つに、損害金が弁済されている。社会福祉協議会として不利益な理由が小さいと判断を受け止めることにおいて、仮に告発を行うことによって社会福祉協議会そのものの存在が様々に問われてくるという懸念がある。係争に係る時間と事務の物理的な問題、事業運営に支障を来すなどという不利益というものを総合的に勘案をするということであります。もとより社会福祉協議会は、国家公務員や地方公務員を対象とした規定でありまして、この態様には届いてはおりません。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 全然質問の答えになっていません。何が肝腎なのか分かりません。これ具体的にどういうふうに支障が出るのかということ、要するに最初にこれやらないと決めたわけでしょう。そのために理屈をずっと並べているわけだ、弁護士の見解を利用して。そういうことでしょう。それ以外に考えられない。任せればいいではない、検察に。何重大な問題が起きるのですか、これで。それでもう闇に消えてしまう問題があるかもしれない。だから、こういうのはしなくてはならないと、極力なっているのです。それでもうやらないとどういう利益があるのか分からないけれども、それで町長は自分でそういうふうに勝手に決めたということですね。もう決めたのだったら、それで結構です。あとは全部町長の責任ですから。

4番目、役場職員の幸せを考えよという質問をします。近年、役場職員の離職が非常に目立つために、私は職員組合の委員長以下、幹部職員にも様々な聞き取りをやって、彼らの精神面からも多段階に原因を探ってきました。質問の1番は、2019年4月1日以降、法人は従業員に対して年5日の年次有給休暇を取得させる義務ができました。当町は、他町ではもうほとんど取れているのです、5日間。他町村と違って、職員が平均で年2.5日ほどしか消化できていません。とにかく職員は、次々目の前の仕事に追われて気持ちの余裕がなく、休日も仕事のことを考えているような、終わりのないべた一つとした時間が何年も続いています。自治体は労働基準法の対象外で、年5日を消化できなくても、職員1人当たり30万円以下の罰金を科せられないわけです。しかし、人事院は自治体もこの新法に沿うように勧告しているわけです。ですから、町長も当然義務があって、義務といふかな、だから当然努力義務もあるわけです。しかし、町長は課長らに有給休暇の調整を言うだけで、4年もこの結果を無視しています。職員たちとの話合いの結果、これをまとめると、以下のとおりになります。とにかく仕事量を減らすということなのです。まずここから始まる。各課で何を削ってもよいかを細かくリストアップして、削減というのを断行することです、やっぱり。もうここから始まる。職員は、それなりにできると言っています。要するに徹底した指示がないから結局やらない。これがみんなの中でも曖昧になっているという、特に。有給休暇が満足に取れない現実

は、有能な人材がほかに流れてしまう原因だとの指摘もあります。これいろんな意見も聞きましたけれども、これはちょっと本当にまずいと思っています。つまり疲れています。皆さんだってそうでしょう、課長さんだって本当に疲れているのではないですか、本音でちゃんと2人きりで話せば、皆さんくたびれています。私だって相当くたびれていますけれども、1年間で体重8キロ落ちました。

とにかく、2番目、町長は、頑張っています的なパフォーマンスの仕事をつくらないことです。例えば先ほど交通の安全何とかという、課長らを繰り出してやるわけでしょう。それ必要ですか。必要で、こんなことをずっとやっていたら、みんな疲弊するではないですか。次々、次々、こんなことをやっていったら。要するに限りある労働があるのですから、そこを調整しなくてはなりませんよね。新しい仕事を極力つくらなければいいわけです。必要だったら、今までのどうでもいい仕事は削ること、これ断行することです。各課にそのとおりに何をやらなくては、何を削ればいいのかということできちんと指示して、各課にやればいいではないですか。とにかく仕事が増えるから、削ったって次々来るから疲れるというわけです。この状況がずっと続いている。私の親族も役場にご奉公ずっとしましたけれども、私が子供の頃に、実際は何日あったのか当時分かりませんが、正月は2日泊まりでどこかに行った記憶がありません。とにかく休みがあったって、何だかんだで出てくるわけです、正月、新年の何だかんだのために。こういう状況が昔はもっとひどかった。だから、そこで気持ちを癒やすためには仲間内でマージャンをしたり、酒を飲んだり、そういう時間がもうずっと続くわけです。家族旅行なんかできない。この状況、多少よくなったと町長は言うでしょうけれども、変えてほしいと思っているわけです、私は。

質問の2番目ですけれども、町長は職員の幸福感とは何か思いを致すべきだと思います。何のために仕事をしているのかよく考えるべきです。震災、原発事故から続く終わりのないべた一とした仕事漬けを解消するべきだとも思うのであれば、思うだけではなくて、解消する筋道を立て、とにかく実行することです。例えば三、四年に1度は職員のリフレッシュ休暇というのを設けて、最大で土日、月～金、土日、月～金、土日の計16日までを強制的に取得すべきだと思います。三、四年に1度ですよ。私は年に1回でもいいと思いますけれども、もしできないというなら三、四年に1回でいいでしょう。職員間で休みが重ならないように期間を、今現在、夏季ですけれども、夏の間にしかこれできないようになっていますけれども、年間にして課内で調整をすればいいわけです。そうすれば、子供さんの夏とか冬の休みに合わせた家族での海外旅行もできるでしょう。そして、思いっきり休むことが仕事の能率のアップになると、これは私が社会に出たときからもうこんなことをずっと言われていました。もう40年ぐらいになります。これがもう明らかなので、要するにそれと各課で削る量に差があると、これもよく聞きます。であれば、これ人員を異動させればいいわけでしょう。大きく削れたところの人員をほかにやればいいわけでしょう。結局この案に反対する意見というのを聞きません。特に若い人なんかは大賛成だと、そういう意見。大歓迎の反応を

受けています。ただいま2つ質問やりました。町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の4番目、職員の幸せを考えよの1点目、当町は他町村と違って職員が平均で2.5日、年に消化していない。仕事量を減らすことにつきましては、職員の有給休暇取得率は、令和元年度、24%、令和2年度、23%、令和3年度、20%、令和4年度、19%となっています。地方公務員は、労働基本法第39条7項における年次有給休暇の時季指定は適用されませんが、有給休暇を5日取得できた職員については、令和元年度、61%、令和2年度、73%、令和3年度、63%、令和4年度、57%となっています。有給休暇が取得できている職員がいる反面、取得できていない職員もいることから、令和5年度において職員組合との交渉を踏まえ、10日以上の有給休暇取得を目標とした年間計画を立てて、職員が有給休暇を取得しやすい職場環境の構築に取り組んでいます。仕事量を減らすことについては、震災以降において、全町避難から帰還、町民の生活再建を念頭に町の復旧、復興、創生に向け、職員一丸となって取り組んでいます。震災、原発事故からの復旧復興業務に対応するため、平成23年度から令和4年度までの間、国、県、自治体から326名の職員派遣をいただけてきました。令和元年度において、広野町職員提案制度要綱を制定し、業務改善の推進と町民サービスの向上を図る取組を行っています。各課において、各事業計画に基づく事業進捗及び事業効果について評価を行い、その結果を基に事業の見直し等を検討するとともに、職員定数を含め適正配置に取り組んでいます。

ご質問の2点目、震災、原発事故から続く終わりのないベタ一つとした仕事漬けを解消すべきと思うのであれば、解消する道筋を立て、とにかく実行すること。三、四年に1度は職員のリフレッシュ休暇を設けて、最大16日まで強制的に取得すべきにつきましては、有給休暇を強制的に取得することは、労働基準法第39条に違反し、不当な取扱いとなります。地方公務員は、労働基準法第39条7項における年次有給休暇の時季指定は適用されませんが、有給休暇を5日取得した職員については、令和元年度、61%、令和2年度、73%、令和3年度、63%、令和4年度、57%となっています。有給休暇が取得できている職員がいる反面、取得できていない職員もいることから、令和5年度において、職員組合との交渉を踏まえ、10日以上の有給休暇を目的とした年間計画を立て、職員が有給休暇を取得しやすい職場環境の構築に取り組んでいます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 1番、2番ですけれども、要するにだから仕事を削らなければこうなってしまふ、何言っても始まらないわけです。町長が何か今おっしゃりましたね、法律に引っかかるとい

う話ですか、ちょっと私は認識ありませんでした。分かりませんが、それから職員組合員に聞いた話なので、職員組合でも細かい数字は分からないということで、その辺の細かい話は今町長言ったとおりです。つまりこの16日というのは取れないということなのですか。ちょっと今説明をお伺いしたいのですけれども。連続して取れないということなのか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 時季指定はできないということです。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） だから、可能であればできるわけですね。時季指定がしなければということでしょう。できるわけだ。

この問題やっぱりずっと話していくと、とにかく仕事量が多い。多いと、やっとまとまった仕事が終わったら、国から何か来ます。やっと終わったと思ったら、また出てくる。これがべた一つとした仕事が続いてくる。まとまった休みもない、これがずっと続くという、これが現実なわけです。これを何とか変えてほしいというのが特に若い人なんかの素朴な気持ちではないですか。だから、こういうものをくみ上げていくことが本当に広野町の健康性というのかな、職員の間のね、こういうことにつながっていくのではないかなと私なんかは思うのです。だから、とにかく仕事の量が多いので、これはやっぱり何とか評価をやるという話なのです。結局実態をつくらないと、これもう削れってやらないと削りませんよ。細い各課の指示出してもいい、各課でやらせて、これ削れるのだったら、これはもう終わったから要らないとやったらすっきりするではないですか。そこから始まると思うのです。これは強制性を持ってやっぱりやらないと。福島県の知事が、犬猫の殺処分をしないと云ったら、そのとおり動くではないですか。それと同じで、きちんと旗を上げてやれば、そのとおりになると思います。これぜひやってください。そうしたら、もっと皆さん健康になるのではないですか、気持ちだって。こういうことをとにかくお願いして、いずれにしても16日やろうと思えば可能なわけですね、結局。だったら、この方向に向けて積極的にやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） これで1 番、阿部憲一君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 正 俊 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、9 番、渡邊正俊君、一般質問席に移動してください。

9 番、渡邊正俊君。

〔9 番 渡邊正俊君登壇〕

○9 番（渡邊正俊君） 通告に従って一般質問をさせていただきます。

私のほうからは1点だけ、大きくこの地域の将来を左右する問題でありますので、それにどう関わっていくのか質問させていただきます。福島国際研究教育機構を核とした広域連携による波及効果について質問させていただきます。福島国際研究教育機構の事業は、施設の立地地域だけでなく、復興に取り組む地域全体にとって、創造的復興の中核拠点として、その効果は市町村、大学、研究機関、企業、団体等と多様な連携を推進し、さらには全国へと広域的に波及するものでなければなりませんと思います。各研究開発から産業化を目指すには、研究開発から商品の実用化、その後の生産体制の構築、地域の特性や生活の基盤、労働力の確保、地域住民のほかに移住者の受入れに向けた環境整備が重要だと思います。これらについて、町は今後どのように連携し、展望を図っていくのか、ひとつ伺いをいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 9番、渡邊正俊議員のご質問につきまして、ご質問の福島国際研究教育機構、F—R E I を核とした広域連携による波及効果について、どのように連携し、展望を図っていくのかにつきましては、福島国際研究教育機構、F—R E I が掲げた5つの研究開発テーマが新しい産業の創出に結びつくことが重要であり、研究開発から商品実用化、生産体制の構築に向けて、労働力の確保、居住者に加え移住者の受入れなど、地域の特性や復興の進捗状況に応じて、浜通り全体に裾野が広がる構造になることを期待しています。将来の復興人材を地元から輩出するため、教育の充実、研究機関や大学などの高等学術機関によるサテライトオフィス、P R施設の設置により研究者が研究開発を発表することなど、小中高生や地域団体、地元企業とのコミュニケーションを図る場が必要です。地元のふたば未来学園中高一貫校の生徒などと積極的に連携し、原子力発電所の廃炉、地域課題の解決、新産業、イノベーションを起こす発想力を持った人材を育成することがF—R E I を掲げる研究開発のベースになると捉えています。広野町は、令和2年6月、東京大学アイソトープ総合センターとがん治療用の放射線医療品開発に関わる連携・協力に関する協定を締結し、令和4年4月、文化交流施設未来館に東京大学アイソトープ総合センターサテライトオフィスを設置し、研究者が常駐しています。このことが研究開発の第4分野に当たる放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用の放射線科学・創薬医療におけるアルファ線放出核種を用いた医薬品開発を進める拠点の一つとなると展望しています。早稲田大学未来創造リサーチセンターにおいても、研究開発の第5分野である原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の取組の一つとして、ふくしま学会や創造的復興研究会などの定期的な開催をしており、原子力災害の理解を深める合意形成の場や情報発信に貢献していると評価しています。

町は地理的にも首都圏へのアクセスが容易であり、研究者が家族と共に生活するための生活イン

フラ、医療、教育環境が整っております。隣接するいわき市との自治体連携による力の結集は、F—R E I の研究開発機能を高め、経済界、産業界をはじめとする産官学の連携推進が図られるものであり、F—R E I を核とした広域連携を図っていきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君、家族の対応のために早退届が出ておりますので、私許可します。どうぞ。

○1 番（阿部憲一君） あと15分ほど大丈夫なのですが。

○議長（北郷幹夫君） 話が途中になってしまうから、今質問しているところだから。

○1 番（阿部憲一君） 分かりました。では、失礼させていただきます。

○議長（北郷幹夫君） 早退、どうぞ。

〔1 番 阿部憲一君退席〕

○議長（北郷幹夫君） 9 番、渡邊正俊君。

○9 番（渡邊正俊君） 町長から将来に向けた、その展望というものを今お話がありましたけれども、当町の関わり、ようやくこの福島国際研究教育機構、F—R E I も今年の4月1日に場所が決まって、本格的に始動し始めた。これから長期にわたるでしょう。31年までということでしょうけれども、この研究拠点が今後の10年後のこの地域の姿というものを左右するような大きな構想であると、そういうふうに思います。日本の今の様々な製品の弱体化、海外からの遅れというのは、こういう研究機関をある程度ないがしろにしてきたというよりも、それらを優遇というか、そういうものに予算をつぎ込んでこなかったということが今の日本の姿、それから海外の優れた進展の状況、そういうふうに私は思っております。この教育、当町は基盤が、早く言えば私は町長が言ったように、もう広野町は早くからそういう研究機関というものを各大学と連携して基礎ができている。ある程度の基礎はできていると私は認識しております。ましてやこのF—R E I の目的とする5分野の研究課題、ロボット産業、それから農林水産業、それからエネルギー問題、それから放射線科学・創薬医療、町長が言ったように創薬医療、放射線の産業利用、あとは原子力災害に関するデータ、知見の集積・発信、これらの5分野がF—R E I の主たる事業の目的ということで掲げられております。当町に、町長が言ったように広野未来会議や東大の早くから放射線科学、創薬医療、そういうものに関する研究がなされているとの目的で当町に来ているというようなことであります。このF—R E I が、それで500人ぐらいの科学者を呼び込むのだと、将来的に。それに、先ほどありましたけれども、東北大学の研究機関が100人程度の学生を、その研究に何ら関わりを持っていくために当地方に研究施設を誘致するというような発表がなされております。そんな関係上、当地方、本当に恐らく相双地方でしょう。相馬、双葉町の多分エリアでこれから大いに研究をなされていくでしょうけれども、実際にそういう研究者が将来的に500人程度の研究者と言っていますが、海外からの研究者からとなると恐らく1人ではなくて、妻帯者もおるでしょうし、子供もい

るでしょうし、恐らく何千人というふうな1,000人単位の人数になるのかなと思いますけれども、そういう研究者を呼び込むために町長はどのような考えを持っていますか。当町に移住者として、早く言えば移住者のような形で呼び込むような形になると思うのですが、どのような考えなのか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） F—R E I の研究者に対する町の展望についてお答えしたいと思います。

まず、このF—R E I が令和の31年に向かっていく道のりにおいて心に期していることは、今地方自治体として福島イノベーション・コースト構想が15の市町村の枠組みの中で執り行われていく。被災地は12市町村、その中に8町村が含まれてからのことではありますが、まず1,300億円の予算措置がされた閣僚会議において4月1日を迎えてからのことでありまして、ついでには500人からの研究者が研究分野を5分野において展望していくという道のりをまず捉えていくことにおいて、各自治体はやはり今現状置かれている中においてどのような展望を期することができるかということ念頭しながら、将来の絵姿を描いていくことが肝要ではないかというふうに考えております。町として、中高一貫校が立地されている、東京都心との交通往来の利便性が高い広野町として、研究者の家族の方々にはご子息等がおられます。そういった家族の方が広野町にご縁をいただく、そういう研究開発の生活の基盤となる、そういった特性を捉えていくことを考えることがまず一つであると考えております。

もう一つだけ申し上げて終わりたいと思います。世界において、アメリカのハンフォード、イギリスのセラフィールド等々において、国内における沖縄かつ筑波学園都市の実例が国内にあります。そういった中において今おたただしいただきましたように、日本における、我が国における研究の分野における世界から遅れている、先進していかなければならない分野があると、このようにも受け止めておりまして、つきましては、この地域が廃炉に向かう時代を担っていく5つの研究分野における4つの機能が構成されている、4つの機能の一つが人材育成であります。その人材育成ということ念頭として、これまで復興地という各学術研究機関との連携協定を取り組んできた広野町としまして、しっかりと国、政府と情報共有をしながら連携を図り、広域的な展望において、双葉地方から浜通りが北と中と南がしっかりと大同団結でき得る、そういった火力発電所のある町としての展望を期していきたいと、このように考えております。

○議長（北郷幹夫君） 9番、渡邊正俊君。

○9番（渡邊正俊君） 今後の10年後、この地方が、さっきも言ったように、大きく変わろうと。その一つがこのF—R E I 構想だと、そういうふうに思います。地方の町村会でもいろいろお話しされていると思いますけれども、その辺を踏まえて、この地域に置かれた広野町というものの現状を十二分に町長、その優位性というものを説明されて、そして広域的な観点でF—R E I を利用した地方づくりというものにひとつ努力していただきたいと、一番早くF—R E I の研究課題の中で成

果が表れて見えるのは、説によると農業分野だろうと。これが一番研究課題の中心になって、進捗率が早いのではないかなというようにも言われております。そうなってくると、この地方に置かれた様々な災害に遭って、将来が見えにくい農業分野というものは、また明るい光が見えてくるのかなと、そういうふうに思います。ひとつその辺も頭に入れて、今後の取組に期待をいたします。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） これで9番、渡邊正俊君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。休憩取らなくても大丈夫ですか。

〔「取りましょう」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 取りますか。

お諮りいたします。ただいまの時間は2時41分です。ただいまから2時55分まで15分間休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） よって、14時55分まで休憩とします。

（午後 2時41分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時55分）

◇ 北 郷 伯 弘 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、2番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

2番、北郷伯弘君。

〔2番 北郷伯弘君登壇〕

○2番（北郷伯弘君） 一般質問通告書に基づき質問いたします。

質問事項1、広野町環境基本条例に基づく環境基本計画の策定について。質問の要旨。国際社会においては、地球温暖化がもたらす猛暑や豪雨などの気候変動が世界的な課題として取り上げられ、日本においても2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルが宣言されました。豊かな環境に恵まれている本町においては、自然、史跡、文化遺産、潤いのある持続的な生活環境を守るために、令和4年9月に広野町環境基本条例を制定しました。そこで、現在の住民、未来の子供たちが健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境の確保のため、どのような施策を行っていくのか、今後の予定を含めて伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 2番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、広野町環境基本条例に基づく環境基本計画の策定につきましては、童謡「とんぼのめがね」に歌われる情景、蛍やトンボ、モリアオガエルの生息する緑豊かな田園を渡る風、清らかな水の流れに恵まれた本町の環境の保全について基本理念を定め、町民、事業者、町、滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的として、令和4年9月に広野町環境基本条例を制定しました。環境基本計画については、環境基本条例の方向性に基づいて、どのような施策を進めていくかを定める行動計画です。令和5年度は文献、現地調査、分析取りまとめなどの基礎調査を実施し、令和6年度に基礎調査の結果を基に基本計画を策定します。令和3年度策定の広野町ゼロカーボンビジョンと令和4年度策定の地球温暖化対策実行計画と密接に関係することから、再生可能エネルギーの最大利用、省エネ化、エネルギー構造の転換によるカーボンニュートラルの実現に向け、庁内全課が関連するので、組織の意思統一を図り、町民、事業者の合意形成の下、環境に関する施策の具体的な取組内容を記載するとともに、CO₂をはじめとする温室効果ガス削減について、実効性を高めた計画策定に取り組めます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 策定、施策ということで、施策は何だといえ、計画を実地に行うとありますが、再質問でございますが、様々なそういった施策ですか、そういったもので基本をつくって、再生可能なエネルギー、カーボンニュートラル、CO₂等を考えながらやっていくということで、そういったことを捉えながらということの予定で進めるということでございますが、私としましては、2050年まではこれからの間、あと26年かな、の間がある勘定になっていくのですが、それで様々な平凡に思うには、捉え方というのですか、捉え方はニュースとか報道で聞くのですが、様々なであろうかと私は思うところでございます。今月は環境美化運動、そして公園で6,000本ばかりの定植の花いっぱい運動などを実施されておりますが、そんな中で何げない一言を、昔の人の話を聞いたことを思い出しましたものですから、それは何だって言われれば、枯れ木に勝る生木なし、加えて、葉っぱ一枚石ころ一つ無駄なものは何一つないと聞いたこともございます。そこで、進めるに当たりまして、昔の知恵を今に生かす、そんなことを収集、集め、集めしながら、一歩ずつリードをしていく、リードできれば、することも大切ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 将来にわたって展望を図る上での姿勢についてお答えをしたいと思います。

今カーボンニュートラル2050年というふうにご質疑をいただきました。今2023年において、温室効果ガス46%の削減といたしますのは、令和の13年、今令和の5年ですけれども、あと8年後にいわゆる温室効果ガス削減の一つの目標、2030年を迎えます。その後に2050年のカーボンニュートラルが時を刻んでいくということとなります。つきましては、今答弁申し上げましたようにこのゼロカーボンビジョンを提言をして、そして火発のある町として電気事業者としっかりと連携を図って、そして令和4年度に策定しました地球温暖化対策実行計画と関連をしっかりとさせて、そして今年度の文献調査、分析取りまとめの基礎調査を実施して、来年度に基礎調査の結果を基に基本計画を策定する、そのことがただいま議員おただしの広野町が環境基本条例に基づく環境基本計画の策定の大きな意義であります。つきましては、町民一丸となってこの新たな生活体系に向かって理解と協力をいただきながら、冒頭申し上げました「とんぼのめがね」があるとされる蛍、今年の蛍は6月の8日がスタートの日であったと伺っております。浅見川の周辺に蛍が飛んでいるという話を、町民の方が今散策に歩かれているという話も聞いております。明日、6月の15日には未来学園の生徒さんが集って蛍を観賞するという地元の方々の取組があると伺っております。このように町民の皆さんが自然情景豊かな環境を皆さんと共に守って、そして喜びのあるふるさと広野町を将来にわたって届けていく、その取組をカーボンニュートラルの展望に向けて前進していきたいと、そのように捉えております。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 今ほどの蛍の話を聞いてほっとしました。そういうようなことで蛍を見る、そういうふうな温かな目で、ただぼうつとしたことではなく、それを毎年のようにこうやって観察をしているのだなと。そして、みんなで観察しないことには、毎年のものでありますので、いろいろな発展もできないと思いますので、いかに観察をして、一歩ずつこうやって進めていくことが8年後、そういうふうなことで進んでつながっていくことを望んで、この質問は終わりにしたいと思います。

続きまして、質問事項の2番目、折木字下原地区採石場埋め戻し計画について。これまで令和3年12月16日、町議会は住民の意見を最大限尊重するよう求める意見書を提出いたしました。町は、これまで全員協議会、住民説明会を繰り返し取り組んできました。今後町は許認可権限のある福島県と事業者への対応をどのようにするのか伺います。

〔「議長、7番、議事進行」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 7番。

○7番（小磯利雄君） ただいま下原地区採石場埋め戻し計画についての質問がございました。私は、令和3年3月以来2年3か月、この議場において、全協において、そして地域住民説明会において、地域住民の声を最大限尊重し、発言をしてまいりました。その結果、令和5年5月23日、福島県土木部長から、地域の合意形成が十分でなく、同要綱における目的の達成ができない現状であり、福

島県は登録要件には該当しないと判断をされました。同じくこの回答を受けて、町として、5月29日、第4行政区の皆様に対して説明会を開催する旨、5月29日に連絡がございました。3点目、第4行政区の皆さんを公民館に集めまして、6月3日に説明会を開催をいたしました。そして、最後、4番目、今朝ほどの町長の経過報告にもありましたとおり、登録要件に該当しないという判断の旨通知がありましたと議会に報告がありました。このように県、町、地元、そして議会に対して、きっちりと回答が出ているわけです。にもかかわらず、この場でまた改めて一般質問でこの件を取り上げるというのはいかななものかと。私は、本来であれば取り下げるべきではないのかなと、そのように思う次第でございます。

以上。

〔「議長、8番」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 動議ですか。

8番、どうぞ。

○8番（門馬 巧君） 今7番議員から初めて聞きましたが、こういうものも含めて問題が解決して、こういう状況の中で自分は北郷君の質問をどうこう言いたくないのだけれども、議運としてはあまりふさわしくないとします。もう解決済み。先ほどの町長の報告でも大体分かります。この場において議長は許可する。これは我々止めることはできませんが、あえて言うなら、私ははっきり言います。11月の選挙を控えての町民へのパフォーマンス。よって、私は取り下げるべきと思います。

以上、よろしいように議長のご配慮をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君から今埋め戻しの件の一般質問があったのですけれども、これ議運の中で答申したときに、この辺も取り下げてはどうかという話も出なかったことは事実なのです、あのとき。だから、ここで一般質問を許可してきたわけですが、どうでしょう、2番、伯弘君、これは町長の答弁1回もらったほうがいいのですか。再質問は、なくてもよろしいでしょう。もうさっき7番議員、あるいは8番議員から動議として出されていますので、ここで取り下げるといっても、なかなかこれ一旦出て許可したのに対してだから、再質問はよろしいでしょう、2番の。北郷伯弘議員、町長から答弁はいただくと、ではどうでしょう。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 議事進行で渡邊正俊君、9番。

○9番（渡邊正俊君） いろいろお話はあるようですけれども、一般質問の質問権というのは議員個人の権限でもありますし、その内容については議長が議会運営委員会に諮問して、そして決定しているわけであります。質問の内容、自分たち関係ないなんていう議員もいるようですけれども、これは議長の諮問事項として議会運営委員会で内容を精査しているわけですから、この場でどうのこうのなくて、質問を認めているわけですから、議場で質問させて、町長の施政方針でも内容は大体聞きましたけれども、また繰り返しても私は構わないと思うのです、どうしてもこれは。答弁だ

から分からないですけれども、質問内容からいうとそうなるかと思いますが、一応質問は成立させたほうがよろしいかと私は思います。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 経過を説明いたします。

○議長（北郷幹夫君） いや、いいよ。経過はさっき言ったから。

○7番（小磯利雄君） 6月6日に一般質問の締切りがありました。そして、町から議長宛てに上がってきたのが6月7日、この埋め戻し計画に関する報告が上がってきたのが。この1日のずれがこういう結果を招いているわけです。私は、この書類が後から出たということであれば、当然それに沿って対応されるのが一番ベストかなと。このままやられてしまいますと、非常に議会が笑い物になります。私はそれだけは許せない。お願いします。

○議長（北郷幹夫君） いろいろ今動議が出ましたけれども、3名の方から。一応議長としては、経過もありますけれども、一般質問として受け付けて、議運でもかけてきたところでございますので、町長のほうから答弁はもらいたいと思います。よろしいですか。それでいきたいと思います。

では、町長、登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、折木下原地区採石場埋め戻し計画について、今後福島県と事業者への対応をどのようにするかにつきましては、町は令和3年3月4日に提出した第4行政区からの意見書の提出を受け、令和3年3月9日、県土木部に住民の意見を反映することを緊急要望しました。令和3年12月16日に提出した議会からの住民の意見を最大限に尊重するよう求める意見書が提出され、県土木部に住民の意見を反映することを求め、協議を図ってきました。令和4年4月25日、採石法及び森林法の法的根拠に基づく採石場跡地の埋め戻し事業計画が認可されたことを受け、県の指導により事業者が住民説明会を開催しましたが、十分な理解が得られなかったことから、地域住民の要望及びご意見を最大限に反映させるため、県、事業者を交えた住民説明会を令和4年7月17日、8月7日に2度開催し、住民説明会に出席できなかった方には戸別訪問を実施し、8件の要望事項をいただきました。令和4年10月9日、第4行政区長、班長との意見交換、令和4年12月の2日、全員協議会への説明を経て、令和4年12月25日の住民説明会において、行政区内の皆様のご意見と個別訪問時にいただいたご意見を正面に受け止め、住民生活の安全確立に万全を期すこと、住民からのご意見を反映する取組を実施する町の考えを説明しました。令和5年5月23日、福島県土木部長より、折木下原地区採石場に係る建設発生土民間受入れ地の登録について、福島県が実施する公共工事建設発生土の民間受入れに関する施行要領における地域の合意形成が十分でなく、登録要件には該当していないとの回答が示され、事業者はこのことを重く受け止め、民間受入れ地の登録申請を断念、採石法及び森林法の法的根拠に基づく埋め戻しを民間工事から発生する建設発生土を搬入することで進めていくこととなります。町は、常に住民に寄り添い、公正な行政

運営に基づき適正に対応するべく、引き続き県による事業者への指導体制の強化を求め、事業者には、地域住民へ誠意を持って適時適切に対応することを求めています。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 何かありますか。

2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 今町長のほうからそういったことで返答をいただきまして理解したところでございます。

ただ1つ、私は一般質問席に座って質問をいたしております。その際に一度だって私は質問者に対して横やり、後ろやりを突いたことはございません。こういうことをまかり通ることはなりません。それだけ申し上げて、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） これで2番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

◇ 畑 中 大 子 さん

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、6番、畑中太子さん、一般質問席に移動してください。

6番、畑中太子さん。

〔6番 畑中太子さん登壇〕

○6番（畑中太子さん） 日本共産党の畑中太子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

1 問目、マイナンバーカード、マイナ保険証に関する問題が多発している件について。マイナンバーカードの発行には多くの国民の不信感と情報漏えいへの懸念があり、ポイントの付与で何とか申請が進みました。しかし、マイナ保険証の本人確認ができない、他人の情報がひもづけされているなど保険証としての大切な役割が果たせない、医療保険が使えない例が多発していて、国民皆保険の観点で大きな問題となっています。また、そのほかマイナンバーカードで住民票をコンビニで発行した場合に他人のものが出てきたり、システムに誤登録するなどの人的ミスも多発し、5月末現在では、それは約7,300件にも及ぶとしております。そこで、質問いたします。①、マイナ保険証を使用する人の割合はどのぐらいか。また、人数について把握しておりますか、示してください。

②、広野町では、全国的に問題となっている事例について、何らかの報告はありますか。もしも何かの問題があった場合、町民に知らせることが必要ですが、どのような形で知らせますか。

③、マイナ保険証の本人確認ができなかった場合に保険証不携帯と判断されて、医療費を全額その場で支払うことが求められた例がありましたが、誰であってもこのようなことは容認できないと思います。国民皆保険は、保険証があれば誰でも医療を受けられる制度です。自治体は、住民票の

ある人に漏れなく保険証を発行しなければならないのですが、保険証の廃止ということは、世界に誇るべき医療制度の理念に明らかに反することになるのではないのでしょうか。

④、国会では、6月2日参議院で改定マイナンバー法が可決されたのですが、重大な問題が多発しているのに、その法律を実施しようとするのはあまりにも乱暴なやり方ではないのでしょうか。特に医療情報の他人のもののひもづけは、命に関わることが想定されることもあります。命を守るはずの医療が逆の立場になり得る、保険証を廃止にするマイナ保険証の在り方を考え直すべきではありませんか。自治体として強く声を出していくべきではないのでしょうか、伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 6番、畑中次子議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、マイナンバーカード、マイナ保険証に関する問題が多発している件についての1点目、マイナ保険証を使用する人の割合はどれぐらいか、また人数について把握していますかにつきましては、令和5年4月17日現在の国の集計によれば、広野町国民健康保険においては、被保険者数1,060名に対してマイナ保険証利用登録者数は673名であり、割合は63.49%です。後期高齢者医療においては、広野町の被保険者数727名に対して、マイナ保険証利用登録者数は420名であり、割合は57.77%です。

ご質問の2点目、当町では全国的に問題になっている事例があるか。また、あった場合はどのように町民に知らせるのかにつきましては、当町において現在のところ問題発生への報告はありません。問題発生の際は、対象者が判明している場合には速やかに連絡をし、修正の手続きを取ります。さらに、問題となった事例の内容、問題防止対策など、町ホームページへの掲載、行政区回覧などを通して町民へ周知いたします。

ご質問の3点目、自治体は住民票のある人に漏れなく保険証を発行しなければならないのですが、世界に誇るべき医療制度の理念に明らかに反することになるのではないのでしょうかにつきましては、マイナ保険証での本人確認は、医療機関での窓口端末において本人のみが知り得る暗証番号の入力、または顔認証をもって行うこととされています。暗証番号を失念された場合や顔認証されなかった場合は本人確認ができず、医療保険情報も確認できないことから、医療費の全額を自己負担する場合があります。これまで保険証を持参すれば医療保険情報の確認が可能でありましたが、マイナ保険証では、持参した上で暗証番号入力または顔認証が必要となり、利用者にとっては手間が1つ増えることになります。現状において、保険証やマイナンバーカードでの医療保険情報が確認できていない場合は、加入する医療保険者に電話等で資格情報を確認することで窓口負担の全額負担を回避する対応を取っている医療機関もあり、運用により利用者の負担軽減を図ることが可能であるため、マイナ保険証の柔軟な運用を国に求めていきます。町が保険者となる国民健康保険や福

島県後期高齢者医療広域連合が保険者となる後期高齢者医療については、関係機関との連携の下、保険証の情報管理や発行を適切に実施しています。町は、マイナンバーカードをお持ちでない方などを想定した資格確認書を活用し、被保険者の不利益とならないような運用等について、保険者と適切な運用に取り組めます。

ご質問の4点目、命を守るはずの医療が逆の立場になり得る、保険証を廃止にするマイナ保険証の在り方を考え直すべきではありませんかにつきましては、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部改正が可決し、マイナンバーカードと保険証の一体化や本人の同意があれば医師や薬剤師が過去の診療情報等が照会できることとなります。報道において、医療保険情報のひもづけに誤りがあり、医療機関では資格情報や診療履歴の誤った情報を基に治療が行われる危険性が指摘されています。医療機関においては、マイナンバーにひもづく過去の診療内容のみで診療や調剤を行うことはないものと捉えています。現在国の指示により、社会保険診療報酬支払基金において、マイナンバーにひもづく全ての医療保険情報の確認作業を進めており、異なる個人情報が登録されている疑いがあるものは、保険者を通じて本人に確認する対応を予定しています。町は、福島県国民健康保険団体連合会との連携の下、オンライン資格確認システム上において登録情報確認作業を行っており、誤った登録情報は確認されておりません。国においてマイナ保険証に取り組まれている現況において、町は個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づき、適切な対応が執り行われることを踏まえ、マイナ保険証の取組に適時的確に取り組めます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 広野町では、主にそういう問題点が出ていないという答弁でしたけれども、しかしテレビ報道などで毎日のようにいろいろな問題が発覚しているということで、国民の間には不安が非常に広がっている状態だと思います。国策であるとはいえ、マイナンバーカードの取得は任意となっています。任意であるのに、事実上半強制的なやり方で申請を求めているのではないのでしょうか。義務化に近いものがあると思います。このマイナ保険証に関しては、医療情報であるだけに、本当に他人のものが入っていたりしたら、国民の不安は頂点に達するのではないのでしょうか。そして、行く行くは保険証を廃止するというふうに言っているわけです。お年寄りになりますと、なかなか数字を覚えにくいとかいろいろあります。ですから、暗証番号を忘れてしまったり、いろいろ問題が起きているのではないのでしょうか。広野町で絶対に起きないとは言えないのではないかと思います。また、先ほど、他人の情報によって治療が行われるようなことはないというようなことをおっしゃいましたけれども、絶対にないということは、私はシステムの在り方を考えますと、なかなかそれは言えないのではないかと思います。ですからあまりにも拙速な申請のやり方、それが本当に問題を引き起こしていると言ってもいいのではないのでしょうか。

もっと慎重にやるべきではないでしょうか。中には寝たきりの方だとか介護状態の方なんかは、ご自分では申請できないわけです。それから、口座はご自分のものでないと駄目だということも放送されました。赤ちゃんでも自分の口座でないと駄目だというふうに言うておりました。今のこの半強制的な申請の在り方、もっと慎重になるべきだと思うのですけれども、どのように考えますでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） マイナンバーカードの交付が始まって、今時間を刻んでいるところにあります。ただいまのマイナ保険証の問いについて、自治体として何を考えるかについてお答えしたいと思います。私は、町村会を通して、様々な会議の対応に当たってきました。この際申し上げておりますのは、個人情報保護法がしっかりと履行されていること、そして国民の信頼、理解をいただけるものでなければならないこと、このことを厚生労働省、そして国、県関係各位の方にお話をしてきました。今国の国策として、方針として取り組んでいることにおいては、国民の非常に不安が今巻き起こっていることは、私も朝の6時から7時前半のニュースは必ず確認をしています。何が起きているか、これは承知をしております。ついては、これからの展望において、様々な置かれている状況における事案、事象が国民皆保険の制度確立に向けて確実かつ適切に展望でき得ることを様々な場面でお話を、要請をしていきたいと考えております。1点だけ申しますと、なぜ広野町が今現在不具合が生じていないかについては、例えばいわゆるシステムの体制が不具合が生じているシステムには、対応の中にはないということなのです。報道されているように入力のみもづけが間違っているとか、そういったケアレスミス、人的ミスによるものがあり、それがシステムの障害を引き起こしていることについて、広野町の場合のシステム、対応の体制には適切に対応しているという確認は取っております。あらゆる限り県との連携の下にまず当町における町民のマイナ保険証の手續において不測な事態が発生してはならないことを事前に確認でき得る取組はいたしながら、そして今ただいまマイナ保険証の在り方について問われていることは、資格確認書の活用というもの国は想定をしている状況にあります。想定をしている状況において、その状況下における対応については、先ほど申し上げましたように、国が国民の信頼を獲得するべく適切な対応を柔軟に対応でき得る展望に向けて協議がなされていると受け止めているところでございます。ついては、手續の進捗において慎重に対応してまいります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） いろいろ岸田政権も苦労はしていると思いますけれども、国保証を、保険証の廃止を決めてから、もうマイナ保険証1本になるわけです。そうしますと、やはり何らかの問題が起きたときに先ほどのように全額その場で払わなければならないとか、それはあり得ないですよ、国民にとりましては。少なくとも保険証廃止をもっと先にするように、引き延ばすように要望すべきではないでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） マイナ保険証の手続の展望についてお答えをいたします。

国は、今の現象、様々な事象を受け止めて、適時的確に有識者の方々の協議をもってして、不測の事態を招かない対応に当たると受け止めております。ついては、ひもづけ間違いによって全額を払うなどということはあってはなりません。あり得ない話であります。当然の保険制度の成立があってからの手続体制となりますので、そこは確実な対応に当たるものと捉えておりますので、ついては慎重に注視をして、必要不可欠な対応に当たっていきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 医療機関なども非常に困惑しているというふう聞いております。ですから、慎重には慎重を期してマイナ保険証に対して当たっていただきたいということを最後に述べまして、次の質問に移ります。

2問目、汚染水の海洋放出とGX電源法案について。最初に、GX電源法案について少し説明をさせていただきます。正式にはGX脱炭素電源法案と言われております。異なる5本の改定案を1本とした束ね法案となっております。その5つの法案とは次のものです。原子力基本法、これは原発活用による電力安定供給や脱炭素社会を実現させることが国の責務だというふうに述べていることです。原子力事業者が安定的に運営できる事業環境の整備などの施策方針を規定といたしております。これが原子力基本法。

次に、原子炉等規制法です。原則40年のものを最長60年とする原発の運転期間の規定を削除するものです。40年で最高としていた運転期間を最長60年にまで延ばすものです。運転開始30年を起点に、10年以内ごとに劣化状況を原子力規制委員会が審査するそうです。

次に、3つ目は、電気事業法です。原発の運転期間の規定を削除します。審査などによる停止期間を運転年数から除外し、60年超の運転を可能にします。運転延長は、経済産業省が認可します。

4つ目は再処理法です。原子力事業者に廃炉資金の拠出を義務づけ、使用済燃料再処理機構が資金を運用します。

5つ目は、再生可能エネルギー特措法です。送電網整備の支援などを行います。この5つが原子力関連のものとなっており、GX脱炭素電源法案と言われております。このことについて質問いたします。

GXとはグリーン・トランスフォーメーションの略です。東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、全国の原発の運転を止め、日本の電力は再生可能エネルギーに変えていく方針を決めたのは、その時点での政府でした。原発事故から10年以上がたち、その方針は真逆のもの、原発推進に変わってしまいました。一方で、漁業者など福島県民と関係者の理解なしに放出しないと約束したことも反故にして、汚染水は間もなく海に流そうとしています。福島県民の意見は、賛成、反対ほぼ二分していると言ってもよい中で、風評被害については、誰もががあると認めています。特に漁業者は、

全国的規模で海洋放出に反対しているし、別の流さない方法はあるので、その提案もしております。広域遮水壁の建設や集水井、水抜きボーリング、石油コンビナート等で使用する大型で耐久性の高いタンクの設置などを求めています。福島県民は、原発事故の放射性物質拡散により漁業も農業も影響を受け続け、海洋放出で新たに苦しみが増えることになるのではないのでしょうか。また、運転期間を40年から60年に延ばすことや、廃炉になった原発の跡地に新しく建設を認めるなどのGX電源法案に福島県民の苦しみを二度と再現させないためにも、反対の声を上げていくべきではないのでしょうか、伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、汚染水の海洋放出とグリーン・トランスフォーメーション電源法案については、ALPS処理水の処分方法や風評被害の防止について、風評を生じさせない丁寧な説明が何より重要であり、処理水の取扱いの実態と安全性について、原子力規制委員会や廃炉汚染水対策チームなどにおける東京電力への検査体制を厳格化、IAEAなどの国際機関における第三者の観点から、国際社会に向けた情報発信が図られることが重要であります。風評被害を最大限抑制するため、国が前面に立ち、漁業関係者等への具体的な支援策を講じるとともに、風評対策を講じてもおお被害が生じた場合には補償賠償にもしっかりと向き合い、利害関係者の理解を得ることを求め、町議会との合同要望、県町村会や双葉地方町村会における要望活動を一体となって取り組んでいきます。原発の60年超え運転を可能とするグリーン・トランスフォーメーション脱炭素電源法が令和5年4月27日に衆議院本会議で可決し、5月31日に参議院本会議で可決、成立している状況にあります。エネルギー施策全般については、再生化エネルギーの最大限の活用を念頭に、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、地域住民の安心と安全を最優先に、国が責任を持って対応しなければならないと捉えています。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 衆議院でも参議院でも可決されたということ、本当に悔しい思いがいたします。福島県民は、あの事故のことを決して忘れられません。そして、原発事故によって長い間避難生活を続けなければならなかった。今でも避難生活を続けている多くの方がいる。そのことからしても、それから原発事故を起こした県として、この原発推進法、何としても反対していくべきではないのでしょうか。私たちは、事故の悲惨さを身をもって経験した県民です。日本のどこでも、二度とあのような事故が起こってほしくない、そのように皆さん考えています。ですから、事故が起こった地元の自治体として、しっかりと原発推進法に反対していく、そのような姿勢をとること

が必要ではないかと思うのですが、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） このグリーン・トランスフォーメーションの脱炭素電源法における取組については、ただいま議員がご説明いただいた内容を受け止めております。経産省のほうでこれを捉えられていくと、電気事業法に移すという手続、そしてただいま40年、60年と、その対応について詳細に記載をされた法案が今般可決がなされたと受け止めております。ただいまご指摘のように、これまで12年来エネルギー立地地域がこれから廃炉事業に向かっていく手続、展望において、各市町村としっかりと連携、スクラムを組んでいくということは何よりも重要であります。この日々の時間の中で、多くの方々が様々に全力を期されて、様々な責務を果たすべく取り組まれてきました。私は、その取組の経緯に敬意を表して、なすべき責務を果たしていくということが生きる道であると受け止めております。詳細については触れませんが、この展望において自治体として各市町村との緊密な連携と、そして県当局との対応、広域自治体との対応、そして国、政府に向けた取組については、引き続き毎年度取り組んでいる要望活動を通して住民の生活の安全と安心をしっかりと捉えていく。そして、日本国におけるエネルギー施策について、国が責任を持って対応に当たっていくことを重ねて要望していく所存であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 5月23日付の新聞記事には、まだこれは参議院での可決がされない時点での発言であるというふうに思いますが、福島大学の名誉教授らが福島県での地方公聴会開催を求める要望書を参議院の経済産業委員会に提出したと、送付をしたというふうに書かれているのですけれども、このGX電源法案、福島県内には説明なりなんなり公聴会というのは開かれているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの案件については、私は承知をしておりません。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 恐らく開かれていないのだというふうに、それでこの新聞記事に載ったのだというふうに私は思うのですが、この福島大学名誉教授の方は、要望書に、原子力政策の大きな転換となるのにもかかわらず、法案の内容が十分周知され、国民の意見が聴取されているとは言い難いと指摘しています。また、原発事故の被害を受け続けてきた福島県民にすら法案の説明や意見聴取が行われていないとして、被害者を置き去りにしていることにも等しく、大きな問題だと批判をしております。要望書に連名した福島大学名誉教授の今野氏は「被災地では今も事故の被害で苦しんでいます。事故を繰り返さないでという意見を聞いてほしい。本来原発被害を受けたところから公聴会をやるべきではないか」と話しているというふうに書かれております。福島県に説明も相

談もなかったこのGX電源法案、原発を使用することが国の責務だとまで言っているのです。こんなこと許せますか。私は、しっかりと福島県民として、これを実行させない、そういう意見を述べていくべきではないかと思うのですが、いま一度答弁をお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） グリーン・トランスフォーメーションのグリーンというのは、再生可能エネルギーを指します。私が答弁をしていますのは、国が策定を今されている国策において、エネルギー政策において、そこは国が責任を持って国のエネルギー施策の下で様々な総括的な有識者等々の方々のこれまでの歩んできた日本国の昭和から平成、令和に至る長いエネルギーの施策の展望の道を受け止めた上において、様々な検討が執り行われているものだというふうに拝観をするものがあります。もとより今50基を超える原子炉が日本国にあり、福島に10基があったと。今廃炉事業に向かっている私たちは、今何をなすべきかについて福島復興に全力を期している。このことにおいて、繰り返しとなりますが、地域の住民の方々の安全と安心は全てにあります。その全てにあることをこれまで声を上げて取り組んできた時間軸であります。ついては、県を通し、国と共に、国におかれては適切なエネルギー施策を責任を持って対応されるものと受け止めるものであります。我々がオフサイトセンターもはじめ2か所の1F、2F、今地域の自治体と共に取り組んできた歴史、経緯であります。これから子々孫々この地域において各市と町村が持続可能な地域を展望していくに当たって、国が展望するエネルギー政策という全般について再生可能エネルギーの最大限活用を念頭にしながら、福島第一原子力発電所の教訓をしっかりと刻んで、かかる事態を今後起こすことなく、全てにおいて原子炉の運用の安全性はもとより、エネルギー全般においてそれが日本国の展望に大きな力と資することを念ずるものであります。つきましては、繰り返しとなりますけれども、議員おただしのように、私たちは現場に立つ町として住民の安全、安心を捉えて1F、2Fの廃炉の決議に当たってきた住民であります。この経緯をしっかりと踏まえて、県の下で各自治体がしっかりと連携を合わせて、我々が願う未来社会に展望していきたいと念ずるものであります。

以上であります。

○会議時間の延長

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

ただいまの時間は15時59分であります。6番、畑中大子さんの一般質問が終了するまで会議を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、6番、畑中大子さんの一般質問が終了するまで時間を延長することに決しました。

○議長（北郷幹夫君） それでは、6番、畑中太子さん、一般質問を続けてください。

6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） このグリーン・トランスフォーメーション脱炭素電源法案、先ほど私は5本の法律をまとめて改悪する束ね法案だというふうに申し上げました。私は、町長にご忠告申し上げたいと思います。本当に再生可能エネルギーをつくるということもうたってはおりますが、一番の問題点は、原発を推進していくところに大転換をしたということです。廃炉に決めたところに新しい原発を造るとまで言っているのです。例えば檜葉町の第二原発、燃料は溶けておりませんから、廃炉は第一よりも短い期間で終わるのかなというふうに思いますけれども、廃炉したところに新しい原発を造ることも可能とする法案ですので、檜葉町に原発を造るというふうに決めたとしても何ら不思議はない、私はそういう政権だと思っております。原発を活用することを国の責務とまで言っているのです。私は、そのことにまやかしがあると思います。グリーン・トランスフォーメーションで脱炭素をうたえば、国民も賛成してくれるだろう。そのような思惑が透けて見える、私はそう思います。国がやることだからそこに従っていく、そういう考え方だけはこの法案に限ってはやめていただきたいということを再度申し上げまして、次の質問に移ります。

3問目、二ツ沼直売所の現状について。①、広野町が運営主体となった二ツ沼直売所に農家の野菜の出荷量はどのような状況なのかお聞きします。

②、買物に行かれた町民の複数の方が、野菜などの品ぞろえが少なく、今まで在庫であったものがなくて、買物できなかったと述べています。今後の方針について前の議会でお聞きしましたが、売上げを安定させることは、まず品ぞろえが必要なのはご承知のことであると思いますが、出荷量、種類を充実させるために町は何をするのでしょうか。

③、二ツ沼直売所の営業日は、木曜日から日曜日までの午前9時から12時半までです。営業日と営業時間はこれからも変更はしないのですか。

以上、伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の3番目、二ツ沼直売所の現状についての1点目、農家の野菜の出荷量はどのような状況なのかにつきましては、令和5年4月、5月の実績と昨年の同時期を比較しますと、営業日を昨年度の週6日から今年度は週4日としたことから、野菜の出荷量は減少しています。平均すると大根、ニンジンなどの根野菜類が約5割減、ホウレンソウ、ネギ、タマネギなどの葉茎類が約4割減となっています。

ご質問の2点目、売上げを安定させることは品ぞろえが必要であると思いますが、出荷量、種類

を充実させるために町は何をするのかにつきましては、現在直売所に出荷するため町へ登録をしている生産農家等は20名いますが、町広報紙、回覧チラシ、町ホームページなどを活用し、出荷したい意向のある生産農家等を定期的に広く募るとともに、これまで直売所に陳列されていた農産加工食品や飲料水などの出品について広野町商工会と協議し、品ぞろえの充実に取り組みます。また、福島県と連携し、生産者の拡大、生産技術の向上を目的として平成28年度より開催してきた野菜作り勉強会を継続して実施します。令和5年度より大豆、ソバ、飼料作物、野菜、麦、花卉を直売所等へ出荷する生産者に対し、広野町振興作物収穫補助金を交付し、生産者及び農産物の生産量の拡大に取り組みます。今後において、状況に応じて既存の支援策の見直しを図り、生産者や農産物の生産量の拡大に取り組みます。

ご質問の3点目、営業日と営業時間はこれからも変更しないのかにつきましては、二ツ沼直売所は新鮮な農産物などが購入できる場所、地域コミュニティーの場所でもあり、生産農家等の所得向上につなげる場所でもあることから、消費者及び出荷する農産物の生産状況を踏まえ、営業日、営業時間について展望を図ります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 直売所の経営主体が変わったことで直売所の品ぞろえが急に減ったのは、利用者さんにとりましては、ある意味非常に衝撃的なことでした。町としては、広報活動もして町民にはお知らせをしたようですが、十分伝わっていなかったというのもあると思います。しかし、経営主体がどこになったとしても、買物に行く人にとって、そのことが何の意味を持つのでしょうか。必要とするものが店になれば、ほかの店へ買いに行くしかありません。それは、ごく普通のことです。それから、今まで週1回休みであった営業日を週3回の休業にしたことに対しても、町民の利便性の確保ということに配慮がされていないとの声が出ています。SDGs、持続可能なという言葉があります。本当に農家の人にとってはSDGs、持続可能な農業を求めていると私は思います。その観点で農家の取組を支えるためにも町が力を貸していく、そういうことにやはり力を入れるべきではないでしょうか。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） SDGs、持続可能な、これは世界的にどの地域も共有、共通の理念であると受け止めるものであります。生活を取り巻く全般において、日本国、民主主義国において、住民の意見を尊重して、そして適切に、公平平等に、しっかりと捉えていくという取組は、各市町村すべからく国の施策の下で仰ぎ、そして今履行していると受け止めるものであります。今般の直売所についても同様であります。町民のニーズに応える、その思いに届くように対応する、そのことをどの分野においても町は正面に向かって取り組んでいくものであります。様々な届かない点のご指摘をいただきますが、そこはしっかりと承知をしております、そしてそのことにおいてどのよう

に展望するかということ捉えていくことが一つとして広野町の令和5年度における作物奨励に関する補助金であります。いわゆる奨励作物というものを特定をして、そこに5,000円から1万円、1万5,000円と10アールに対して支援を講じていくことにおいて産業が活力を蓄えていく。そして、その対応について、これも全てやはり週6日を週4日、週4日を、ではどのように展望しているか。これも需要と供給のバランスによって地域経済というものは執り行われておりますので、これも住民の方々の理解と協力と協調、共生がないとできないものでもあるのです。これは、全て生活を取り巻くものにおいてです。つきましては、しっかりとこの求めていく対応について新たな展望を期するべく今取り組んでいるところにありますので、逐一住民の方々のお声を正面に受け止めて取り組んでまいらる次第であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） ただいま町長は、需要と供給ということ述べられました。私は、供給を先にしていただきたいというふうに要望したいと思います。いろいろなものが店にそろっている、それで初めて皆さん買物に行くのです。ないものは、ほかで買うしかないのですから。広野町直売所に期待していた方が大変多かったのです。お花なんか、例えば祥月命日というのがありますよね。そういうときに広野町の直売所でお花を買ってお墓参りに行くのだ、そういう例を何人も聞きました。そのときにお花がなければ、もう直売所にはお花はないのだ、ではほかの店で買うしかない、そういうふうになるのではないのでしょうか。本当に、先ほど私言いましたけれども、それが普通のことです。ですから、供給を先にしていただきたいのです。店を豊かにしていただきたいのです、前のように。前も十分とは言えなかったのですけれども、かなり欲しいものがありまして、皆さん当てにしていたのです。ですから、供給をいっぱいいただいて、多くの町民の皆さんのお客さんに来ていただく、買っていただく、そういうことに力を入れていただけないでしょうか。最後に、お言葉をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、切り花の出荷量について申し上げますと、4月は1年前と比べて225%、倍増増えています。5月は、1年前と比較して177%、1.7倍増えているのです。切り花の4月と5月の平均値は、191%というデータが出ています。つまり2倍近く増えているのです。何を申し上げたいかというのは、私が需要と供給って申し上げているのは、それは収支バランスのことを申し上げたまでにありまして、いわゆる物を提供する方がいないと出せないのです。充実した直売所にしたいのです。そのために奨励作物というものを取り組んだということにおいて、今春ですから、4月、5月、夏から秋へという、この季節感の中でいわゆる畑、今の水稻は190ヘクタールほどですが、230ありました。畑作は約20ヘクタールが30ヘクタール、この中で活躍、活動していただくように取り組みたいということを私は今申し上げているのです。野菜類が低いのです。野菜類が低いものを奨励で10アール幾らというふうに奨励をして捉えていただきたい。花を栽培すれば、すぐ売れるという

ものではないのはご承知だと思います。買ってもらうための花を作るには、それなりの経験値がないとできないのです、農業というものは。なので、野菜作りの勉強会というものもまた再開をしていくと。農業普及所が駅の東側にいるに際して、それを取組をしてきた。先駆けて畑作に向けて充実を図っていききたいと、それは直売所という取組を捉えるものでありますが、広野町の農業、産業、水稲と畑作、米も直売所に出ます。畑のものも出ます。中にはお豆腐も、そして様々な広野町になりもの、生産されていないものも商品として出ています。そういったことを町が直売所を受けるということについてはしっかりと責任を持って捉えていくことにおいてご理解をいただきたいと思います。やはり皆さんの理解と協力の下に展望していきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 確かに回覧板に入っておりましたチラシなどで、出荷をしていただけるように皆さんにお願いしている文書は拝見しました。もっとその文書だけではなくて、直接に農家の方に働きかける、そういうことも必要なのではないかと思いますのですけれども、もっと積極的に皆さんとお話をする、何を作っているの、大変ねって、そういうお話から始まって、直売所では今品物が足りなくて困っているのだよって、そういうことを気軽に農家の方に話しかけていただきますようお願いしたいと思うのですけれども、そういうお気持ちはありますか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 私も町民の方とじかに会って意見交換をしています、気軽に。どうすれば広野町の農業が新たな魅力あるものが作れるのかということをじかに認定農業者の方も、農業委員会の委員の方も、そして生活をして喜びを、生きがいを持って畑作に従事をしようとする例えば仕事をリタイアされた方、そして様々に直売所に提供していただいている方、その方々とお話をしております。時間のある限りであります。そのことが全てであるということにおいて、ここで産業振興課長からその現況について、その思いを申し述べさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長の答弁、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長、答弁。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいま6番、畑中大子議員のほうのご質問にお答えしたいと思います。

町は、水稲がメインで今農業を営んでおりますが、収入アップを図るためにはどうしても水稲以外のものを作付していかないといけないというふうに考えております。認定農業者協議会におきまして、そういった部分で話をしまして、これから部落に入って座談会等を開いて、いろいろ農業者の意見を聞きながら、今後町の農業をどのように持っていくかというのを話し合っていきたいとい

うふうにこの前の認定農業者協議会の中で話をしたところでございます。当然今米価の下落が叫ばれている中においては、水稻のみではなかなか農業が経営成り立っていないという部分がありますので、町長が先ほど答弁したとおり、町としては奨励作物補助金を交付しながら、とにかく野菜を作っていただいて、直売所等に出荷をしていただいて、収益アップが図られるように施策、支援策を講じて今後図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○6番（畑中大子さん） お願いいたします。終わります。

○議長（北郷幹夫君） これで6番、畑中大子さんの一般質問を閉じます。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは以上の6名であります。

これで一般質問を終わります。

○散会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会第1日目の日程は終了いたしました。

これで今日の会議を閉じます。

明日は午前9時から会期2日目を開きます。よろしくお願いします。

（午後 4時20分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 小 磯 利 雄

署 名 議 員 門 馬 巧

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第2回広野町議会定例会会議録（第2日）

令和5年6月16日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第32号 広野町原子力災害による被災者に対する令和5年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第34号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第35号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第36号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第37号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第38号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第39号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第40号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第11 発議第 2号 広野町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（9名）

1番	阿部憲一君	2番	北郷伯弘君
3番	遠藤浩君	4番	北郷幹夫君
5番	門馬まりえ君	6番	畑中大子君
7番	小磯利雄君	8番	門馬巧君
9番	渡邊正俊君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智君
副町長	松本正人君
教育長	根本良政君
参事兼総務課長	飯島洋一君

参事兼 復興企画課長	小	松	和	真	君
参事兼 産業振興課長	猪	狩	裕	一	君
建設課長	松	本	周	次	君
参事兼 環境防災課長	遠	藤	義	宏	君
健康福祉課長	佐	藤	尚	文	君
参事兼 こども家庭課長	坂	本		淳	君
参事兼 町民税務課長	岡		修	一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子		君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博	行	君
代表監査委員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（北郷幹夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回広野町議会定例会第2日目を開きます。

なお、空調は入っておりますが、暑い方は上着を脱いでいただいても結構でございます。よろしくをお願いします。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

9番 渡 邊 正 俊 君

1番 阿 部 憲 一 君

を指名いたします。

○議案第32号 広野町原子力災害による被災者に対する令和5年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、議案第32号 広野町原子力災害による被災者に対する令和5年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第32号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、東日本大震災に伴う原子力災害の被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料についての減免措置を講ずるため、新たに条例を制定するための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑、質問ある方。

8 番、門馬巧君。

○8 番（門馬 巧君） 分からないので教えてください。要するに合計所得金額が633万円と、基準所得額が600万円、この違いは何ですか。違い。それぞれ600万円と633万円の人数も併せてお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 8 番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税における基準所得額600万円の部分と介護保険料における633万円の違いについてご説明いたします。国民健康保険税につきましては、住民税の計算と同様に所得の計算、所得について計算されたものとなっております。介護保険料につきましては、所得から給与所得と年金所得につきましては33万円、おのおの控除する規定がありますが、ダブって控除しないようにするために、633万円についてはダブらないような計算にするために規定しております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8 番、門馬巧君。

○8 番（門馬 巧君） いま一点、それぞれの人数、それぞれの対象人数。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えします。

それぞれの対象人数ということで、国保につきましては1,060名、介護保険料につきましては1,586名が対象となっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第32号 広野町原子力災害による被災者に対する令和5年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（北郷幹夫君） 日程第3、議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第33号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、職員の育児休業に関し、本条例を改正いたすための提案であります。詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問ありませんか。

6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） この案件は非常勤の方となっているのですけれども、広野町役場で育児休業を取られている割合を知りたいのですけれども、常勤、非常勤別で数字は出ておりますか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 6番、畑中大子議員のご質問にお答えします。

育児休業を取られている職員は、常勤、非常勤、基本的には会計年度任用職員となりますが、その割合はということのご質問にお答えいたします。現在、育児休業休暇、育休を取っている職員は1名でございます。非常勤、基本的には会計年度任用職員で育児休業休暇を取得している職員はおりません。現在1名という形になります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 職場の環境として、広野町役場は育児休業が取りやすい職場なのか、取りにくい職場なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。広野町役場において育児休業を取りやすい環境かというご質問にお答えしたいと思います。

こちらについては、条例に従って、全て休暇を取得したい者については休暇できる環境でございます。加えて、男性の育児休業についても今年度1名おります。男性も育児に参加するという環境が取れているということで、広野町役場においては条例に従って適切に運用されているということ

でございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第34号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（北郷幹夫君） 日程第4、議案第34号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第34号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年度の国民健康保険税を賦課するに当たり、税率の変更及び軽減額の改定を行うため、当該条例の一部改正が必要となり、所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、教えてください。この資料に含まれている内容は、いわゆる、簡単に言って、実単価値上がり、このうち、基本的な考え、按分率は年々、年々上がっていますよね。そ

れ教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えいたします。
今回の改正によって全体的に上がっているのか下がっているのかということによろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 分かりました。国民健康保険税につきましては、大きく分けると3つに分かれておりまして、医療費分、あと後期高齢者制度を支える分の支援金分、あと介護保険制度を支えるための介護分と、3つに分かれております。

まず、医療費分なのですが、医療費分につきましては若干上がっております。金額にすれば1人当たり200円ほど上がっております。後期高齢者支援分につきましては、金額にすると800円上がっております。介護納付金なのですが、こちらは逆にマイナス、2,700円ほど減額になっております。全体的とすれば、1人当たり調定額にすれば5,500円の減額になっております。ただ、後期高齢者支援金分なのですが、これは現在団塊の世代を迎えておりまして、今後75歳の後期高齢者医療制度に移行する方が、当町の場合だと100名前後、これから数年続くかと思えます。したがって、国保税算定するに当たりまして、後期支援分につきましてはちょっと増額が続くかなと考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第34号 広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議案第35号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第2号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第5、議案第35号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第35号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ5,036万8,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、財政調整基金費、社会福祉総務費、予防費、復興事業費、学校給食管理費並びに4月1日付職員の人事異動に伴う人件費の調整ほかの計上となっております。

歳入の主なるものについては、国庫支出金及び県支出金を計上いたしております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） こども家庭課長。

（参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

（参事兼産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長兼生涯学習課長。

（学校教育課長兼生涯学習課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 休憩を求めます。

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

ただいまの時間は10時でございます。ただいまから10時15分まで休憩したいと思います。これ

にご異議ありませんか。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 20分ですか。分かりました。

では、ただいまから10時20分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、10時20分まで休憩いたします。

（午前10時00分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

○発言の訂正

○議長（北郷幹夫君） 開会前に、健康福祉課長より、先ほどの8番、門馬巧君への答弁について訂正がありますということであります。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 先ほど国民健康保険と介護保険の上位所得者の人数について、私聞き間違えをしまして、国民健康保険の被保険者数と介護保険の被保険者数を回答いたしましたので、訂正させていただきます。

国保の上位所得者数につきましては6世帯となっております。介護保険につきましては、11人が該当となっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） では、一般会計補正予算の質疑を行います。

全般でございます。ページ数を申し述べて質問をお願いします。質疑ありませんか。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 8ページ、9ページの、まず2款1項7目のヘルメットの補助、説明では1件当たり5,000円、これで間に合うかな。10万円でしょう。子供たちこれに決まってからは、それはしょうがないでしょうが、結構高額な物もあるんだよね。これ20名でしょう。それで間に合いますか、お答え願います。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま、自転車乗車時のヘルメットの補助金の関係で、1人当たり、今回、上限で5,000円と

いうことで定めまして、20人分ということで10万円計上しておりますが、こちらにつきましては、今後の予定としまして、今年の7月1日から補助金の交付を開始したいと、申請を受け付けたいと考えております。その中で、今回対象者について調べました。学校関係、それから警察等にいろいろ照会をしまして調べましたが、その中で、広野町で自転車をお持ちの方はたくさんいらっしゃると思うのですが、実際に自転車をご利用なさっている方、そちらのほう、いろいろ調べた中で、実際に稼働している自転車ということで考えますと、こちらの調べで156人ということで捉えております。その中で、広野中学校の中学生が65人、ふたば未来学園の中学校が3人、それでふたば未来学園の高校生が53人、それ以外の一般の方が35人ということで内訳としてはなっておりますが、その中で広野中学校、それからふたば未来学園の中学生につきましては、既にヘルメットの着用は義務づけされておまして、こちらの対象者が合わせて68名いらっしゃいます。その中で、広野中学校のヘルメット購入に関しては、教育委員会のほうで補助等もしております。そして、今回の補助対象のほうからは外しております。こういった方で、今現在、一般の方でもヘルメットをかぶって自転車に乗られている方もいらっしゃるわけですが、実際に未使用者、一番多いのはふたば未来学園の高校生になるのですが、高校生はヘルメットをかぶっている子供は一人もいないということで学校のほうにも確認をしております。未来学園に通っていて自転車に乗られている子供が53人ということで確認をしておりますが、その中から電車で町外から通ってきて、広野駅から未来学園に自転車に乗ってくる子供が18名ということで、こういった子供さんは今回対象から除かれるわけですが、そういった今回補助の対象になる方を全て合わせますと、今回60人ということで、今ヘルメットをかぶっていない方で実際自転車に乗っている方は60人ほどいるということで捉えておまして、今回のこの補助金につきましては、未着用の方のうち3人に1人はまずは申請をしていただいて、ヘルメットの着用を促進を促していこうという考えの下に20人で10万円ということで計上しております。また、ヘルメットの価格につきましても、二、三千円で買えるものから3万円以上するようなものもございますので、その価格の範囲内で、5,000円を上限として、2分の1の補助ということでございますので、その中で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 併せてお願いしたいのは、今あの前任者と話したのですが、今防災緑地、よく散歩するのですが、残念ながら、これは一般人だけれども、いまだ着用している方を見たことはありません。あわせて、防災緑地も本当は自転車通行禁止なのです。あわせて、あの防災緑地も、自転車走行の規制も、駄目だよと看板あるのだけれども、あまりにもいろんなことが書いてあるものだから、見る人が少ない。それで、自分思うに、入り口に自転車通行禁止、そういう看板を設けてみてはどうか、そう思って今お願いするのですが、あの辺も県の施設だよね。その辺を調整しながら今後お願いしたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま防災緑地の中で、規制があるにもかかわらず、自転車等で走行する方がいらっしゃるということで、そちらの方への周知の徹底を図るべきというご質問かと思いますが、これにつきましては、現地の状況を確認いたしまして、効果的に周知する方法は何があるかというのにも検討いたしまして、ただいまご意見をいただきました看板等も含めて、今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 早急によりしく願います。

あわせて、次の質問に行きます。同ページのこれ、総務課長、デマンド交通運行費、資料説明では7月4日運行開始、それはいいのですが、利用の想定人数は何人か、それと町民かどうかを確認するすべはどのように考えていますか、お伺いします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。デマンド交通の1日当たりの利用の想定は何人かという部分と、あと町民の本人確認の証票は何かという2点にお答えします。

今回デマンド交通で使用するワゴン車、10人乗りであります。一度に最大8人利用が可能となります。当然にフルフルでいけば、1日当たり48名ぐらいの利用は可能かと思うのですが、ただ歳入のほうでも申し述べましたが、現在1日、往復で18名程度、そのうちの3分の1程度で見込んでおります。ですから、利用の幅は若干運行してみないと分からない部分もございますが、最大でそのぐらいの利用を見込んでいるというようなところでございます。

また、本人の確認の証票でございますが、様々かと思っております。利用される方、運転免許証をお持ちの方というのは非常に少ないのかなと思っておりますので、例えば健康保険証であるとか、そういったもの、本人が分かるようなものを証票としてご提示いただくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 3月に自分が一般質問でお願いして、それで町長はオーケー言われまして、この施策になるわけですが、非常に今、自分は期待しております。

そこで、今町民か否かの確認を、課長は保険証、その保険証は町民かどうか、国保税の場合は半年ごとに色変わりますね。色が変わるのもいいのだけれども、そこは檜葉の町民も広野町の町民も同じで、色が同じ。そこで、今それで心配になったので、ある檜葉町民にどういうふうの確認されてますか、それをお尋ねしまして、檜葉町では、まず必要とされている方は申請をして、カードをもらって、そのカードをケースに入れて、首から提げて、それでやっているらしいですが、それは総務課長はどう思われますか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

本人が町民であるか否かの証票について、先ほど保険証というところで、なかなか分かりづらいと。お隣の檜葉町では、例えば乗車証みたいなものを発行しているというようなことで運用していると。それについて当町においてはどうかというところでございますが、基本的にはそういった部分についても検討はさせていただきました。ただ、足を運んでいただく手間だったりとか、そういった部分もございます。そういった部分に関して、本人が確認できるものであれば、健康保険証でもその他のものでもいいということで運用するというところで今のところは想定してございます。当然にそういった部分、今後運用の中で、例えば見直すだったりとか、このほうがいいだったりとかというところについては、運用を始めて、状況を経過を見ながら対応していきたいということでございます。繰り返しになりますけれども、議員おただしのそういった乗車証なるものは検討した経過はございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） せっかく検討したら、保険証でなく、名前を書いた、確認できるものを携帯させるべきと思いますが、今言ったように保険証は色は同じ、名前だけが違う。ドライバーが確認するのはなかなか容易でないでしょう。それを聞きたいと思います。再度答弁願います。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

議員おただしのように、乗車する場合にドライバーが確認する部分で文字が小さいだったりとか、確認するすべがなかなか大変だろうというようなおただしかと思います。先ほどの中で検討した経過をご説明しました。基本的に町民か否かという部分については、ある程度町内に住居がある方がご利用されるというところでございます。当然、こういった制度を始める上において、一応そういった本人を確認する証票を提示してくださいというような運用で始めております。当然、町民か否かというところについては、ある程度自宅から当然自宅にお戻りになりますので、分かるのかなというところと捉えております。これについては、議員おただしのご意見は重々分かりますけれども、先ほどの答弁のとおり、なるべくそういった、足を運ぶであったりとか申請の手間を省略したいということで、本人確認書は健康保険証等々の本人が分かるものというところに対応したいというふうに考えてございます。先ほどの答弁のとおり、今後の状況等々見ながら、利用の状況も含めて考えていきたいと思ってございます。加えて、そういった利用に当たっては、担当者が当初の間乗車するとか、そういった部分で状況を観察しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 当然デマンドは電話して、おおむね自分のうちの手前辺りで降りるものだから、町民は分かると思いますが、今度帰り足に止めてくれなかったら分からないかもしれないけれども、そういうケースもなきにしもあらず。ぜひ乗車券を発行するように、今後考慮願います。答弁は要りません。

21ページ、2段目、これは小松課長かな、広野駅周辺の整備事業について、設計委託料1,314万5,000円、当然これはJRと思いますが、先般、想像図発表になりましたよね。あの絵を見ると、駄目ではないのだけれども、木造で、自分のイメージはバンガロー風だよね、バンガロー。いわゆる山にあるバンガロー、そのようにお見受けしましたが、それについては中がああいうふうに示したが、イメージに至るまでのプロセスをお教え願います。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 8番、門馬巧議員のただいまの質問にお答えいたします。

広野駅改修につきましては長年取り組んできておりますけれども、もともとの始まりといたしましては、広野駅が老朽化してきて、これを建て替えしたいというようなところからスタートしてございます。さらに、どういった形にするのがいいのかといったところでは、構想する段階におきまして、ふたば未来学園の高校生や地域の住民の方と一緒に検討会を開催しております。ワークショップなども開催して、どういったものがいいかというようなご意見をいただきました。当時は近隣の駅も橋上駅になって、大分近代化した駅が建ってございましたけれども、広野駅については、以前のような雰囲気を残しつつ、木材の温かみのある建物で設置してほしいというようなご要望をいただいております。それらを基に基本設計を取りまとめいたしましたして、今回イメージ図として作りました。今、木材ということで耐久性はどうなのだというようなこともあろうかと思いますが、現在木材においても、鉄骨と変わらないほどの耐久性のある木材が出来上がっております。そういったものを想定し、今回基本設計の中でパースを作っております。これらを基に今年度、実施設計を行って、金額をはじいていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧議員。

○8番（門馬 巧君） 検討委員会のほうを経て、ああいう形になった。それはいいのです。だから、自分は基本的には評価します。間違っても四ツ倉駅は、あまりにも町にそぐわない。だから、自分はそういう感覚で見っていますが、この駅舎改修にしても、自分が遠藤町長になってから、一般質問で申し上げたこともあります。あの今の建物は昭和の初めのものですが、できればああいう雰囲気を残すべきと町長がおっしゃいましたので、ぜひ四ツ倉駅みたいなああいう設計でなく、広野町の町の雰囲気にマッチした駅舎を完成するように、ここで改めてお願いしたいと思います。町長、どうですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 広野駅の改修展望についてお答えしたいと思います。

広野駅の駅舎が昭和の時代から五十有余年の歴史を刻み、今、令和の時代を迎えています。広野駅は町の顔であります。昭和の時代、駅前道路からの広野町のこの生活のいざないを今日に残して、そして新しい時代を捉えて、この広野駅を展望していきたいと、こう考えることについて申し上げたいと思います。

まず、今般の取組につきましては、福島再生加速化交付金事業ということで制約があります。制約のある中において限りなく、今おたのしいだいていますように広野のモチーフを残していくと。木のぬくもりとともに広野のこのイメージを駅に、駅の待合室、コミュニティー、施設に盛り込んでいきたいということが原点であります。ついては、広野のモチーフを表現するに際して、どうしても必要であろうというところにおいては町の単費を活用させていただいて、そしてつくり上げていきたいと、そのような考えを持っております。

もとより北海道の幸福駅とか、全国にはBSテレビでも様々な地方の魅力ある町並みを散策する自転車のツアーなども報道されておりますが、広野町が浜通りの双葉地方の海辺に隣接をして、そして西側、東側のロータリーを整備をしていくに際して、今議員おたのしいのように、広野町のその思いをモチーフをしっかりと100年先に残していくという、そういった駅舎を創出していきたいと、そのようなことで復興企画課を中心に、今鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 最後にします。

自分は、前にも質問したときに、昭和の薫るものを残していただきたいと。古いかもしれないけれども、昭和の初め、駅から広野町の町民が、いわゆる軍隊に召集受けてあの駅から出兵したわけでした。我々の親の世代、残念ながら太平洋戦争に出兵したわけです。それは国策ですから、何ともしようがない。しかし、それ以降に集団就職列車、自分たちの同級生、あるいは先輩、後輩、おりましたが、それも駅から集団就職列車に乗り、我々同級生が涙ながらに見送った経験があります。そういった思いを少しでも取り入れた、町の顔となる駅舎になることを祈念しまして、この質問を終わります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄議員。

○7番（小磯利雄君） 3点ほど。

18、19ページ、農業振興事業費、ちょっと教えていただきたい。これは県の補助金で395万4,000円の地域担い手育成支援事業補助金ということらしいのですが、先ほどちらっとありましたけれども、詳細をちょっと教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

先ほど説明した内容でございますが、町内において地域農業を担う農業者が、農業用機械導入に

際しまして、補助率10分の3以内とする国の農地利用効率化等交付金の採択をこのたび受けました。この交付金につきましては、国から県、県から町、町を経由して最終的に農業者のほうに交付される補助金となっております。このたび採択を受けたことから、今後の手続として、最終的には町を経由して農業者のほうに支払われる補助金となっておりますので、予算を計上した次第であります。以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 対象の資格者というのはあるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

助成対象者につきましては、将来の地域の農業を担うものとして目標地図、目標地図といいますのは、今人・農地プラン実質化が図られておりますが、この4月に法定化されて、今後地域計画というものを来年度までに策定しなければなりません。あわせて、その中で目標地図ということで、その地域の農地の集約化の将来の目標地図というものを策定しなければなりません。その中に位置づけられた認定農業者であったり認定就農者などを、位置づけられた人たちがその助成の対象者となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 期待したいです。

次行きます。ちょっとこれ確認なのですけれども、16、17ページ、感染症対策。感染症、3年前から一気に猛威を振るって、当時、国が全ての財政的支援を行うということでスタートしたのかなと思うのですけれども、今年度、この最近におきましても、その姿勢というのは変わらないのでしょうか、それとも町の持ち出しというのはあるのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

コロナワクチン接種の部分に関しましては、国の支援100%で事業を行っております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） その辺は十分に確認をして、速やかにお金入るようお願いしたい。

確認します。3番目、6、7ページ、歳入の件、雑入の件、866万6,000円、社会福祉協議会事業返還金、この件について詳細を説明してください。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの社会福祉協議会事業返還金につきましては、社会福祉協議会で職員の不祥事がございます。

した。その中で不正支出がありまして、返還されたお金につきまして、全て町のほうに返還していただく形を取らせていただきました。こちらの原資につきましては、指定管理料において町が社会福祉協議会に委託をして、広桜荘の管理を委託していた経緯がございますので、事業費を出しております。そういった経緯から、今般返還していただくことにいたしました。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） これで全て100%返還ということでよろしいのですか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これで100%返還と考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 最後にします。

昨日、私、一般質問でやりました。決算で剰余金が出ますよね。その剰余金のうちに返還するという金額が毎年度末に発生していますよね。あの返還金額というのは、私はてっきりこれかなと思ったのですけれども、いつ本町の書類、記録として上がってくるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会につきましては、3月31日で決算となります。3月31日で事業費のほうは固まるのですが、町のほうに返還につきましては、5月末までに返還してもらう形を取っております。町のほうには出納整理期間、5月31日までとなっておりますので、この間に支出した部分で余計だった部分について精算して返還してもらっているところでございます。事業費につきましては以上でございます。

今般の不祥事が入ったお金につきましては、社会福祉協議会の令和5年度の会計に入っております。先般の理事会において、町に返還する補正予算を議決したところでございます。それに伴って、今回町の補正予算で予算計上しているところです。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） もう一回確認します。

毎年度末に本町に、返還金として決算剰余金の中から戻ってきているのでしょうか。私たちは、その数字というのは、書類上、どこにいつ入っているのかというのが、それを確認したい。先ほどの個人的な事件での、その件はもうそれはいい。決算の剰余金の返金について、どのような形で本町の歳入として上がってきているのかというのを私は確認したい。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問につきましてご説明いたします。

大変失礼しました。歳入として入っているわけではございません。当初において契約をして事業費を計上、契約して金額を出していますが、事業費が決定した際に変更契約をして、余計だった部分について返還してもらう形を取っておりますので、歳出予算のほうで調整をしております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまの7番、小磯利雄議員のご質問にお答えします。

答弁は健康福祉課長が行ったとおりでございますが、歳出に戻入れをするということになっております。今説明しましたのは、当初、事業ごとに、例えばAという委託事業が1,000万で当初契約をしたと。出来高、その実績に伴って仮に900万円だったと。その場合に3月31日付で900万円に変更するという、100万円減額をする変更契約をします。それで、出納整理期間の中で、その100万円余計に出した部分を歳出のほうに戻入れをする形になりますので、歳入という形には表れてきません。ですから、決算書の中でこの事業に関しては幾らだったというところしか見れないという形になりますので、あくまで歳入ということではなくて、歳出で出したものを、精算で戻してもらおうということなので、決算書上は出てこないというような形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 今の説明聞くと、要は要するに歳出の額が変更になるということでしょう。

そういうことは私たちには分からない。いろいろなところで、はい、出しました、1,000万円出しました、900万円使いましたから100万円戻ります。でも、歳出は1,000万円ではなく900万円ですよという形なのでしょう。やっぱりその辺は、私たちに分かるように何らかの説明をもらいたいのです、そういうことは。別にあなたたちが不正やっているなんていうことを考えてはおりませんけれども、やっぱりちょっと不明瞭だ。誤解されます。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

当然に、議員おただしのように、町の一般会計予算等々の中で分からないということでございます。一般質問等々の中でもございましたが、例えば社会福祉協議会の事業の決算書的なもの、そういったものを見なければ分からないと。当然、そういった部分については、所管課である健康福祉課になろうと思ひますが、そういった中で常任委員会等々を通しながら丁寧な説明を行って、事業の理解を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「最後。この件について」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） この件は最後にしてください。

7 番、小磯利雄君。

○7 番（小磯利雄君） かつて東京電力賠償金として振興公社に 1 億 3,000 万円からのお金が入って、そのうち 2,000 万円が、町に戻したという、そういう歴史があります。あのときの会計処理というのはどうされたのだろう。私はいろいろ資料を見たけれども、全然その追跡ができない。分かりますか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 7 番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今、指定管理料の件では歳出での戻入れという形でしたけれども、今回の今おただしの件につきましては、指定管理料とは別に振興公社に東京電力から支払われているお金でございますので、そちらについては町のほうで歳入の補正予算を組みまして、そこで町のほうに戻入れをして、町がそれを収納したというように理解しています。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） そのほか。

〔「もう一点だけ」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） もう一点。7 番、小磯利雄君。

○7 番（小磯利雄君） 一般会計なので……

○議長（北郷幹夫君） 何ページ。

○7 番（小磯利雄君） ページありません。実は、配付された例の繰越明許費、令和 4 年度が令和 5 年度に繰越ししましたよ、2 億 1,000 万円ですよということで配付されましたよね。この質問ちょっとさせてください。2 億 1,000 万円、この件、各課長。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） それでは、7 番、小磯利雄議員のただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

繰越明許計算書の中で、6 款 2 項福島森林再生事業につきましては、令和 4 年度の事業の現場において宅地、農地に隣接した人工林が多く、森林所有者より伐採方法や作業道ルート等に対しまして要望がたくさんあり、その調整に不測の日数を要したため、年度内に完了することが困難となりましたので繰越しとなっております。

次に、林業専用道整備事業につきましては、工事施工時に路盤面から湧水が確認されたことによりまして、対策工法の検討と施工に不測の日数を要したこと、使用予定でありました横断側溝が製造中止となり、設計変更に時間を要し、年度内に完了することが困難となったことから繰越事業として、計上しております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） ただいま、7番、小磯利雄議員からご質問のありました繰越明許費の計算書の件についてご説明いたします。

9款1項の防災マップ製作業務委託に関しましてはありますが、この業務に関しましては浅見川河川ハザードマップ作成業務の委託料でございますが、当初の計画ではA Iを活用したシステムを構築しまして、2Dハザードマップの作成を計画しておりましたが、A Iシステムの構築が想定より時間を要することが分かり、国土交通省モデルを活用した2Dハザードマップの作成に結果的に切り替えて業務を進めることとなりました。これら手法の検討の協議に時間を要したため、翌年度に繰り越すこととなりました。

説明は以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 17ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費なのですが、これは先ほどの説明で5歳以上でしたでしょうか、子供が対象なのですか、これは今のどの株に対するワクチンなのかということと、これ感染予防なのか、それとも重症化軽減なのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 1番、阿部憲一議員のただいまの質問にお答えいたします。

株の部分につきましては、B A. 5だったかと思います。ちょっと手元に資料がなくて申し訳ありません。接種の効果につきましては、重症化予防がメインになるかと思いますが、感染予防の部分でも効果があると認識しております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一議員。

○1番（阿部憲一君） B A. 5って、もう終わりではないですか。重症化って、そんな小さい子供に重症化はほとんどないでしょう。これ子供にわざわざ打って、リスクを増やすということですが、このやる必要があるのかということで今質問したのです。やる必要なんかないでしょう、これ。わざわざ、今このワクチン、大人と同じようなのをわざわざ打つわけでしょう、要するにメッセージRNAワクチン。外国のいっぱい資料、いろいろありますから、これでやっているの。これだけいろいろ出てくるのに、これ何で打つのですかということなのです。その辺把握してなくて、これ打たせるつもりなのか。そこをちゃんと頭に入れて。

それで、昨日か、町長のほうから言ったように、要するに国と町との関係。戦前ではないのですから、国の末端機関ではないのです、町は。一体性でしょう、法的に。何でこういう立てつけになっているかという、これヨーロッパも同じですが、国がミスすることがある。いわゆる戦

争があったように。そういうときに住民を守るというのは、市町村だから、だからこの同じ扱いになっているわけでしょう。国がこのとおりの訳の分からないことやっているのだから。町民を守るのだったら町長なのです。これ一向にやろうとしない。国の下請ずっとやっている。本当に危険だからやめてくれって言っているわけです。まして子供に打つなんて。どういうつもりでやっているのだから分かりませんが、それ分からなくて打つなんておかしいでしょう、そもそも、担当課長が。どういう考えで言っているのか、ちょっと説明してください。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

コロナワクチン接種につきましては、法定受託事務として実施しております。あくまで本人の希望に添って接種しております。特にお子さん、5歳以上、お子さんにつきましては、一人一人接種の希望を取る際に、そういった危険性とかも、副反応とかも示しながら希望を取っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） これまでは大人にだってそんなことやっていなかったでしょう。要するに国のPRをそのままやっていたでしょう。それで、何かばかばか打ってしまった。単に免疫の問題あってがくと下がるのに、それでこんな大変な、いろんな全国的に起こしているのに。子供にだって、子供理解できるの、これ。親が結局判断するのでしょうか。国が言っていること理解できているのか。重症化予防か、それで感染か予防か。感染したって、だって重症化していないでしょう、ほとんど。こんなの打つつもりでいるのだもの、あり得ない、本当に。だけれども、やるのでしょうか。知らないからね、後で責任取りなさい、これ。

質問変えます。先ほどちょっと形状が分からないのですけれども、学生のヘルメットの話ありました。このヘルメットなののですけれども、効果があるのか、そこを伺いたいです。例えば学生対象なのでしょう、あれ。違うのでしょうか、先ほどの説明で。それで、どんなヘルメットを使うのかということと、例えばあそこに駅にも随分自転車止めてありますよね。あれふだんどうやって、これ持って歩くのか、それとも自転車につけたままなのか、その辺ってどういうふう考えているのか、ちょっと説明いただきたいのです。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、今回ヘルメット着用促進事業補助金として計上いたしましたの、補助対象につきましては全町民ということになります。広野町に住所をお持ちの方全員ということになります。その中で、今学生で、例えば高校生で、駅から自転車に乗ってくる子供ということでもお話をいただきました。逆に、広野町の自宅から駅に乗っていく広野町の子供さんもいらっしゃるかと思います。ヘルメットをどうやって持ち歩くのかといったような問題もあろうかと思います。その辺は、個々に持ち歩

くのか、それとも自転車に固定して置いておくのか、その辺は個々の判断ということになるかと思いますが、ヘルメットについては、今現在折り畳み式のヘルメットというのもございますので、例えばそういうものを買って、バッグの中に入れて携帯するという方法もあるかと思います。それから、ヘルメットの効果につきましては、やはりヘルメットをかぶっているのかかぶっていないのでは、事故が起きた際に致命傷を防ぐことができるという、統計的にも示されておりますので、こちらのほうは着用の促進ということで今後周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 多分広野町でヘルメットの効果に関しては私が恐らく一番知っているのではないかと思いますけれども、私が若い頃、海外と国内と自転車ですっと旅することが趣味で、1 万キロ以上走っています。何回も転倒しています。それで、ヘルメットを昔していました。はやりのかどうか、こうなっていて、周り覆っているのですけれども、転倒した際、頭を打つこともありました。だけれども、必ずどこかやられました。首やられるか。メットしていたのだけれども、前に転倒したときは、もう後ろにずれてしまうから。ここを切りました。現地で縫って。メットやって今まで具体的に防止したということないのです。肩打つか。これ自転車なんか、海外自転車ツーリングなんかもあります。これメット要るのか要らないのかで不要論まであるのだ。だから、国で話ししたときに、フルフェースのメットのような話出たではないですか。いや、本当そうなのです。フルフェースだったら相当防げるのです。それで、それも硬さの問題あるでしょう。あと、首やられる問題があるから。そうすると分らないです。実際、メットやるでしょう、どういう形状だか分からないけれども。これ、ここを打つなんていうこと、ほぼないですから。ほぼない。自民党の幹事長だった人、首やられましたよね。あの人首やられたでしょう。私、大破しているとき、私より自転車ですっと追い越していったバイクが、下で亡くなっています、その人。普通の私なんかにしたらメットでした。亡くなる方は、地面に顔がもう、首がへこんで、脳みそがばあっと出て、メット、ぱりんと割れています。あれ見てから、もう本当メット必要なのかと思いました、実際のシチュエーションで。だから、実際、本当に軽傷で、かつここがぼこってぶつかるケースでないと、ほとんど意味ない、実際は。もしくは、どこぶつかってもいいように片やフルフェースにするか。もちろん首やられます。そういうこともよく研究しておく必要があるわけ、単にお金配るだけではなくて。特に学生、もちろんなくていいよりはしたほうがいいでしょう、それは。確率はあるのだけれども、本当に効果あるのかなということが議論されていいと思うのです。私のツーリング仲間ではほとんど効果ないと。それよりも暑さ対策のほうが大変だから、取り外したりするので。そういうことがあるので、学生に対して、ちょっとどういうふうな、国のほうからなり何なり、指導要領なりが来ているのかなって、そこちょっとこれから注視していきたいと思うのですけれども、何か特別話することありますか。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） ただいまのご質問にお答えします。

ヘルメット、かぶってもさほど効果がないというご意見ではございますが、これにつきましては、今回、国のほうで今年の4月からヘルメットのほうを着用義務化するに当たりまして、自転車乗車中の交通事故では頭部損傷により死亡に至るケースが多くあるということで、ヘルメットを着用して保護することは被害を軽減するためにも効果的という、こういった説明もございます。それを受けて、町としてはヘルメットを着用していただいて、いざ交通事故に遭ったときに重傷化を防ぐという趣旨の今回の取組でございますので、様々なケースでヘルメットを着用していても死亡に至るような重傷化するようなケースも当然あるかとは思いますが、まずはかぶるか、かぶらないかで、かぶったほうが効果があるということ是被われておりますので、そちらのほうで事業のほうは進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 最初に9ページ、環境防災課長にお伺いします。

防犯対策費の1万5,000円の自動通話録音機等購入費ってなっているのですけれども、これは電話に取り付けるものなのか。そして、対象者というのは決まっているのでしょうか、伺います。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど予算の説明で申し上げましたが、詳しくご説明をしていなかったもので、ご説明をさせていただきます。

まず、今回の対象者につきましては、65歳以上の高齢者がいる世帯を全て対象としております。こちらの電話機につきましては、今、電話に取り付けるものかというお話がありましたが、今回そういう電話に取り付けるものもございますし、またそういった自動録音の機能を持った電話機もございます。そちら両方対象にして、1万5,000円を上限に、2分の1補助するという中身となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） そうしますと、これは65歳以上の方に周知はされるのでしょうか。申請をして初めて補助金が出るということなのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） ただいまのご質問にお答えします。

おただしのとおり、申請をしていただくことになりますが、こちらの電話機等を購入していただいて、そちらの領収書等を添えて申請をしていただくものとなっております。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 積極的にそれをつけようとか、あるいはそういう機能付きの電話を買おう

とか、そうされる方は防犯対策として有効なのかなとは思うのですけれども、やはりなかなかそういう、例えば振り込め詐欺の電話だとか、そういうのをなかなか判断できない方もいるわけです。そうしますと、やはり町が積極的に、こういう機能を皆さんが持っていただくように働きかけというのがやはりかなり必要なのではないかと思うのですけれども、その点はどのようにされるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの電話機につきましては、こちらの装置、これをつけますと、当然、ご存じかもしれませんが、詐欺グループ等が電話をした際に、着信前に、この電話は振り込め詐欺などの犯罪防止のため、会話内容が自動録音されますと前もってアナウンスをして、その後、電話をかけた先の電話の呼出しベルが鳴るような仕組みとなっております。こちら本議会で議決をいただきましたならば、まずは町の行政区回覧等で周知をしたいと思っておりますが、それ以外の様々な機会、老人クラブ等にも社会福祉協議会等を通じて周知も図りたいと思いますし、あとは申請の状況を見て、様々な手法を用いて申請率を上げて、設置台数を増やしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 17ページの、先ほどから質問出ておりますけれども、新型コロナウイルスのコロナワクチン、今のところ接種は無料となっているわけなのですけれども、新型コロナウイルスの扱いが変更になりまして、これ以降は有料になるのではないかとということが言われているのですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 6番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどもご説明いたしました9月以降に行われる秋接種までにつきましては無料というか、全額国支援で行われるということで情報は得ております。それ以降につきましては、まだ決まっていないところではございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） そうしますと、インフルエンザワクチンなどを見ても分かりますように、やはり有料になった途端にやっぱり接種率が落ちる、そして流行につながるときもあるという、そういう実態だと思うのです。ですから、反対の意見の方もおられますけれども、やはりワクチンで予防したいって思う方も多いわけで、町としてこれから、打ちたい人には補助金が出るように、国に対して何か要望など出されているのでしょうか、伺います。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今のところ、そういった要望はしていないところでございますが、今後もそういったことも含めて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） コロナワクチン接種に関する費用については、各この期間の中で要望活動を展開して取り組んできました。広野町としまして、また双葉地方としまして、県町村会として要望してきました。これは、全国の市町村における取組から、令和5年度においては単年度会計において、これは国がこの費用を賄うという結論を出したわけであります。令和6年度に向けてについては、また引き続き、在り方、いわゆるワクチンの在り方を捉えて、置かれている状況を俯瞰しながら、国に対して要請、要望というものを視野に入れて捉えていきたいと考えております。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） やはりこれから要望活動を続けていただきたいと思います。

それから、19ページ、18節のところの農業用機械への補助金、地域担い手をつくるためということだと思うのですが、この10分の3補助という補助金というのは、以前からこういう補助金というのは出ていたのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えします。

今回説明させていただいた農地利用効率化等交付金につきましては、令和4年3月30日付で要綱策定されたものでございますが、これと似た補助事業につきましては、平成28年頃から同じような補助率で行ってきた事業がございました。ただ、町内の農業者の採択はこれまでなかったということとであります。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） そうしますと、今度新たにこの補助制度をつくったということは、農業用機械といいましてもいろいろあると思うのですが、これは補助金を受けられるのはあくまで農業者ということなのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

この事業につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、地域の将来を、農業をどうやっていくかということで、地域計画を来年度までに策定しなくてははいけない。その中で位置づけられた農業者、認定農業者がなりますけれども、そういった方がこの事業の対象者となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中天子さん。

○6番（畑中天子さん） そうしますと、現在認定農業者とかなられている方、そういう方しか受けられない。新しく例えば農業、小規模であっても何か出荷したいとか、そういうふうを考えられている方もいると思うのです。そうしますと、そういう今現在農業者となっていない方に対しては受けられないと、そういうことなのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

新規就労者に関しては、今回の補助要件には該当はしているのですが、ただこの事業につきましては全国的な規模でやっておる事業でありまして、ポイント制となっております。ポイントが高い順から国の採択を受けることになっておりますので、実際にこの制度はあくまでも農地の集約化を図る、担い手に対して集積をかけて、その担い手に今度どんどん、どんどん地区ごとに、ではあなたはA地区というのを任せますよと集約をかけていく、その集約を促進する事業であります。そういった意味で、今、広野町で地域の農業を担っていただいている認定農業者が対象となっている、この要綱自体もそういった認定農業者を対象としているのが実情であります。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中天子さん。

○6番（畑中天子さん） 国が農業の大型化みたいなことを進めているのは、私はいかがかなと思うのです。やはり日本というのは家庭農業が中心だったわけです。直売所の一般質問のところでもお聞きしましたがけれども、やはり担い手を増やしていこうというときには、農業の規模にかかわらず支援をしていこうと、そういう姿勢が大切だと思うのですけれども、そういう点で町はどのように考えているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

委員会等では説明しておりますが、広野町においても新たな女性の農業者が2年間の研修を経て、今年度から就農するという形を取っております。その間、国等の支援を受けてしました。今年度以降も、経営が定まるまでの期間、収入の補填であったりというのを国のほうからも受けられることになっております。町のほうといたしましても、それに加えて新規就農者等に対しまして、そういった収入補填であったり家賃を補助する、そういった制度をつくりまして、今度3月の当初予算のときに議決をいただいて、今年度より新たに事業を展開する運びとなっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中天子さん。

○6番（畑中天子さん） この質問は終わりいたします。

25ページの学校給食管理諸経費のところに関しまして、学校教育課長にお伺いします。この予算

にしましては、給食センターのものが主だと思うのですけれども、現在給食センターのことではなくて、いろいろな自治体で学校給食の無償化ということで進んでいると思うのですけれども、現在広野町も子供たちを支援していますよね。その場合に、県とか国とかの補助金というのは出ているのでしょうか、どうなっているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えします。

学校給食の無償化は、ご承知のように令和3年度から実施しております。国の補助金はありません。ただ、報道等でもありますように、国から調査が最近よく来ております。学校給食無償化していますか、していませんかという、それだけの質問で、今国のほうで統計を取っているのではないかなというふうに推察をしております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） いろいろな今もう市町村で、やられていないところでも、本当に要望活動などいろいろな団体の方もやられておりますし、本当に住民の方がそれを切実に望んでいるという実態があるわけです。そうしますとやはり、補助金が出ているのであれば、本当にやりやすい、そういう学校給食になると思うのです。ですから、広野町は本当に努力されていると思うのですけれども、いろいろな自治体と連携しまして、県や国の補助金制度を確立させるように要望活動なども実施していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） ただいまの6番、畑中太子議員のご質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、今国のほうで制度設計をするために各全国の自治体に統計を取っていると思います。全国の小学校全てに全額給食費を無償ということの補助は難しいというふうに思っております。国の動きに倣って、県のほうもその辺も制度設計をしていくのだろーと思います。そういったことも情報を取りながら、福島県内、郡内、情報を取って、要望活動というところは必要になってくると思っております。広野町、先進的な取組をしております、学校給食が無償になっております。そこに国、県等の補助金が入ってくるとなれば、町費が浮くわけですから、そういったことも視野に入れながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 岸田政権は異次元の子育て支援などと言って打ち出しておりますけれども、そういうふうに言うのであれば、イの一番にやらなければならない。それは、人に言われるまでもなくお分かりだと思うのです。ですから、打ち出した以上、責任を持ってそれを進めていただくように、自治体としても要望活動を続けていただきたいと思っております。終わります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） すみません、忘れていました。質問します。

10、11ページの、これは町民税務課長かな、説明の中では2款2項1目の説明のほうに10万2,000円、キックボード、それについて説明ありましたが、ナンバープレートの説明かと思いますが、これ何名ぐらい想定していますか。あわせて、ナンバープレートのほうには税収もあると思うのですが、税金は幾らぐらいになりますか、お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

1点目が何枚分のナンバープレートの予算化ということと、もう一つ税額のことでよろしいでしょうか。今回、道路交通法の改正によりまして、免許なしで16歳以上であって、一定のキックボードの要件はあるのですが、免許なしで運転できるということで、全国的に今ナンバープレートの発注が進んでいると思うのですが、当町においては100枚となっております。あと、これ軽自動車税の区分になりまして、税額は年額で2,000円になります。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 当然これも、いわゆるヘルメット、こういうことになるのかな。電動で。当然、そうであれば、免許なしでもメットも必要だと思うのですが、その辺はいかがなものでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回特定小型原動機付自転車、いわゆるキックボードというものでございますが、警察庁のほうから通知が来ておりまして、ヘルメットに関しては努力義務規定となっております。ただ、車両区分としては車道を走行するとか、あと右左折する場合は2段階右折とか、そういったいろいろな取決めがございます。ヘルメットは努力義務規定なのですが、あとナンバープレートの着用義務、もう一つが自賠責保険、これは必ず加入してもらおうと。あと、当然キックボードは保安基準を満たしているものとか、いろいろな条件がありますが、あと最高速度が20キロ以上出せない機能というか、そういったいろいろな基準はございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） そのほかございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

1番、阿部憲一議員。

○1番（阿部憲一君） 先ほど質問しました新型コロナウイルス、メッセンジャーRNAワクチンですけれども、先ほど言った話の中でちょっと言い忘れましたが、ビッグファーマの問題。巨大な利権構造。とにかくこの前、ファイザー社は、アメリカの要するに潜入捜査のマスコミに対して、これを開発している人間がべらべら、べらべら、得意顔でしゃべってしまいました。つまり日本語で言う機能生成ということだったと思いますけれども、つまりこれから起きる症状をあらかじめ想定してつくって、そのワクチンを打つというわけです。そうすると、ワクチンを打ったときにはその次のものももう予定してそれを打つというわけです。これ何ですかって話。マッチポンプでしょう、これ、やっていることが。マッチポンプではないのかということで、これ世界的に話題になったわけです。こんなことを考えているメーカーのワクチンを打つのですか、これ。これ有名な話でしょう。物すごいアクセスあります。知っているはずなのに。知っていないですか、課長なんか。こんなものやっているって、それは自分の事業だからって、こんな打たせるなんて。それで、町民に対してこんな説明していないでしょう。もっともっとあるのだから、このファイザー社に限らず、この問題は、メッセンジャーRNAワクチンは。私のパソコンに膨大に入っています、もう。こんなもの出すなんていうのは、私は大反対。考えられない。後の責任、誰も取れないでしょう。町民守るのは町長なのです。さっき話したとおり。これやらないのだったら、町長にそれやらないのだったら、私は大反対。町長はそういう姿勢がないのだから、そもそも。あなたはないの、国の下請だけずっとやっている。そうやったら自分は安全、安心だと思っているのだ。考えられない、私には。反対です。

○議長（北郷幹夫君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 議案第35号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成7名、反対1名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立多数です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議案第36号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第6、議案第36号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第36号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ19万円を増額いたすための提案であります。

補正の内容は、国民健康保険事業納付金の確定並びに4月1日付職員の人事異動に伴う人事費の増額計上となっており、一般会計繰入金をもって調整しております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより、歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第36号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議案第37号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第7、議案第37号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第37号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ176万5,000円を増額いたすための提案であります。

補正の内容は、東町土地開発事業費の増額計上となっており、一般会計繰入金をもって調整して

おります。詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、こうなる前は非常にきれいに仕上がっていましたが、残念ながら、今説明があった大雨により、のり面が大変です。この洗掘を防ぐために、いわゆる現場の平面の農地に側溝を置く、これ思うに、側溝を掘っても、残念ながら、これから大雨あるいは線状降水帯、あるかないかも分からないけれども、今思うに、こういった場合は、のり面のこの肩の部分に枕土のう、松本課長にお尋ねすれば分かると思います。それやらないと、残念ながら防げないと思います。実際今朝、私現地見てきました。まさにそのとおり、平地に水も大分たまっていました。枕土のう、分かりますね、建設課長。これやらないと、これは防げないと思う。やる場合は、176万円、これではあがない、そう思う。これをどう考えますか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員おただしのとおり、現状、あの状態を防ぐというのは、これから大雨、さらには今議員おただしの線状降水帯などが発生した場合にはなかなか対応ができないのではないかなというようにおただしかと思います。今回補正予算で計上している内容につきましては、大雨による洗掘を限りなく防止しようということでございまして、今のあるものを現況復旧させるのではなくて、水みちをそのまま生かして、道路側溝に雨水を誘導するための土側溝と土のう積みによる、洗掘をこれ以上広がらないようにするための対策でございます。

一方で、4月から5月、6月という中で、一部……

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長、ちょっと待ってください。

お諮りいたします。ただいまの時間はちょうど12時でございます。令和5年度広野町土地開発特別会計補正予算の審議が終了するまで会議を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、広野町土地開発特別会計補正予算の審議が終了するまで時間を延長することに決しました。

はい、どうぞ。すみません。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 一部のり面におきましては、吹きつけをしました種子が芽吹

いておりまして、それらによって、これ以上大きな崩落にはつながらないものと認識しております。
ですので、今後、大雨降った中で、水みちを造って道路側溝に導くための手法として今回補正予算
を組ませていただいたという内容になってございます。ご理解いただければと思っております。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、今の説明で大変分かりましたが、いわゆる水みちを造る、それをやっ
ていけば、果たして全面的に防げるかな、だから自分は冒頭言ったように、枕土のうを併せて施工
しないといかがなものかなと思うのですが、どうでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

当然、今回の補正の中では、今言ったように水みちを造る部分と、これ以上洗掘が広がらないよ
うにするための土留めのための土のう積みはする予定でございます。その中で、今議員おただしの
枕土のうについても実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思ってい
ます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 答弁のように枕土のうの右側はいいのです。種が発芽しているのです。東側
はおおむね多いなと思って今朝確認したのですが、いずれにしろ、枕土のうも併せて施工する、そ
の方法でやってみてください。そして、あわせて、工業団地の販売のほうはどうなっていますか、
お尋ねします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回造成をいたしました区画につきましては、5区画ございます。5区画の中で、先般協定を結
ばさせていただきました喜美運送につきましては、既に工場の建設が始まってございます。さらに、
残りの4区画のうち、4区画全て現在交渉中でございます。既に4区画についてお申込みのお話を
いただいております。今後、自立帰還支援の企業立地補助金を活用して工場等の建設に取り組むと
いうことでございますので、そういった内容が固まり次第、またご説明をしていきたいと思ってい
ります。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） そのほか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第37号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は12時5分でございます。ただいまから13時10分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、13時10分まで休憩いたします。

（午後 零時05分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

○議案第38号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第8、議案第38号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第38号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ949万円を増額いたすための提案であります。

補正の内容につきましては、4月1日付職員の人事異動に伴う人件費の増額計上となっており、一般会計繰入金をもって調整しております。

なお、担当課長による内容説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第38号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第39号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第9、議案第39号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第39号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ10万円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、連合会負担金及び認定調査費等の増額計上であります。歳入の主なるものは、一般会計繰入金を増額いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第39号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議案第40号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（北郷幹夫君） 日程第10、議案第40号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第40号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の根本敏法氏が7月14日付をもって任期満了となることから、同氏を適任者と認め、再任いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

なお、再任の案件につきまして、履歴書の配付は控えさせていただきます。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第40号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

○発議第2号 広野町議会議員定数条例の一部を改正する条例

○議長（北郷幹夫君） 日程第11、発議第2号 広野町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長（北郷幹夫君） 次に、提出者、5番、門馬まりえさんの説明を求めます。

5番、門馬まりえさん、登壇を許します。

〔5番 門馬まりえさん登壇〕

○5番（門馬まりえさん） それでは、発議第2号 広野町議会議員定数条例の一部を改正する条例について説明いたします。

広野町議会議員定数につきましては、昨日の議員定数に関する特別委員会報告のとおり、議員の成り手不足や町民からの参政権を行使させてほしいとの意見等も考慮し、議員定数について議員自ら身を削り、10名から8名に削減する必要があるとの結論に至ったことから本案を提出するものがあります。

改正内容につきましては、第1条中の定員を10人から8人に改めるものです。

この条例の附則ですが、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するものです。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 昨日も申し上げましたが、この条例改正については、広野町の議会基本条例第15条に全く違反しております。この2条には、これの説明責任を果たすということなのですが、それで果たしていただきたいのですが、なぜこれが引っかからないということなのか、その理由を述べていただきたいのです。

1つは、第15条には、町政のもろもろの課題の解決に当たり、ではこの議員定数がどう影響するのか、こんなこと全く話をしていません。2番目、将来の展望に議員定数がどう影響するのか。こんなこと全く話をしていません。年齢や職業ほか、様々な町民から公平に多様な意見を求めて、これで自由討議した上で議員定数がどうするべきかということですが、これも全く話し合いはしておりません。これは、要するに広野町の条例の一番基本的な部分なのです。これを十分に行った上でしかできないのです、議会議員の改正というのは。単に、昨日おっしゃいましたけれども、議員方は要するに自分が町民からこんなこと聞いているって、他に聞いているだけで、その内容なんか、自分がそれに賛成だから、それ作り話かもしれませんし、こんなこと言ったわけです。どうして以上の3点を十分に考慮したことになるのですかということなのです。お答えできますか。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 1回目の話し合いから2回目の話し合いの中で、それぞれの議員から、それぞれの立場で、自分が町の中で生活していて、議員が支援者やそれ以外の人と話した中身も活発に

意見出ていて、それについては十分話合いをしたと私は思っております。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） ですから、単に個人がそんなそれで言うのであれば、何もこういう条件つける必要はないではないですか、どんな問題だって。なぜこういう事情でつけているか、十分にそれを話し合わなくてはなりません。

だったら、町政のもろもろの課題って、どんな課題なのですか。課題並べたことさえないでしょう。将来の展望。将来展望、どういう展望ですか。これ政治の展望なのか、何の展望なのか分からない。この議論さえしていません。それ個人のやつ、それを全部並べて、議員がそれをよし、悪いし、こういうことをやるべきことということ的前提にしているわけでしょう。こんな話をしていなくて、単に個人が何か町民の話から聞いたと言って、単にそういう人が言っているだけで、その人だけの話です。議会の中でもみ合っていないでしょう、全然。これ前提にしてないのです。こういうことを、条例ですよ、これ。条例に反したら逮捕されることだってあるのです、普通に。故意、これ犯罪行為をこの議会でやろうとしているわけです、あなた方は、ごり押しして。どうしてこんなこと許されるのですか。

要するに、これもし議決されるのであれば、無効確認の行政訴訟を行います。損害賠償の民事訴訟も行います。条例違反ですから、これ刑事訴訟も行います。ですから、少なくとも議長は、条例違反の一連の行為を認めようとしなさい、こういう不作為があります。委員長は、これに加えて条例違反を実行しているわけです。要するに法廷に立っていただきます。これ場所が議会というだけで、議員個人、あなた方議員個人がでたらめやるのですから、裁判に税金を使うことをあなた方、あなた方が税金を使うことは許されません、町民の税金を使うことは。あなた方が全部払っていただきます。当然11月の選挙に、これ実施に多大な障害が出ます。全てあなた方の責任ですから、これ。裁判でそんな理屈が通るとあなた思っているわけだから。やるのだったらやってください。とことんやりましょう。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

6 番、畑中大子さん。

○6 番（畑中大子さん） 議員定数を見直し、定数10人を定数8人にする定数条例の一部を改正する条例に反対する立場で反対討論を行います。

第1に、特別委員会が2回しか開かれず、町民に対する調査やアンケートを行わず、委員会での採決を行ってしまったことは、非常に拙速な決め方であったということです。第2には、委員から出された参考人を呼ぶべき、行政区長などへのアンケートを行うべき等の意見を取り上げず、定数

を減らした自治体へのアンケートしか行わなかったことです。定数を増やした自治体へのアンケートを行わなかったのは、最初から議員定数減ありきで特別委員会を立ち上げたとしか考えられません。少しの経費の削減になったとしても、町民の声が届かない点が増えたことは、町民にとって大きな損失につながると考えます。双葉町は8名に減らしたわけですが、行政とのなれ合いができる、議会の役割機能の低下になる、民意が反映しづらい、これらのアンケート結果を寄せていただいております。

以上、町民の不利益につながるもののほうが大きい定数を減らす案には反対であり、10人は最低限の人数であることをよしとする町民の意見も多くあることを申し上げて、反対討論といたします。ぜひいま一度、8人にするには反対として考え直していただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 次は、賛成討論の方おりますか。いないですか。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） まずは、もう8名ありきで始まったことではありません。みんなの総意をもって決めたことで、最終的には影響は今日まで、いわゆる多数決の原理に基づいて採決したものです。そして、自分もその中で思うのは、転出者の人数、それは今日のために、自分は議長の書状をして、会議に自分が求めたものであります。その資料によると、残念ながら、震災時は5,400人くらい町の人口あったのだけれども、今現在は4,600人になってますね。その内訳はいわき市に1,132人、転出してます。それは、6月8日のときに皆さんに配付されているはずですが。その中に、1,132名がいわき市に残念ながら転出してます。その他に、いわき市への避難者が380名、5月末時点にいます。あわせて、1,500人くらいが広野から出ています。残念だが、まず人口が減っています。それに伴って税収減、それでつながっています。そういう観点から、自分はもう8名定員は妥当だと思います。そして、賛成とします。

以上。

○議長（北郷幹夫君） 次は、反対討論。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） ただいま賛成討論ありました。ですけれども、これ国の統計でも、数年前の数字ですが、町と村を足して、合計で、町と村が対象で、ではどれぐらいな議員定数があるのかと。全国平均で数年前で11.5人ぐらいでした。10人という数値があります。それぐらいの人数が最低限必要なのです。

会津若松市の、前に話しましたけれども、会津若松市かな、それで最低、常任委員会でやっぱりそれぞれそれなりの人数がいないと、自由ないろんな多様な意見が取れないということで、1つの委員会が7人かな、7人ぐらいで、3つあそこあるので、何だかんだで今の数字になったということです。そして、これが全国的な一つの。要するに数字がどんどん、どんどん下がって、人数をど

んどん減らしていく傾向になったわけです。これは、どこも止め入れないということで、これが一つの指標になって、議員の人数というのがだんだん止まるようになってきた。さすがにもう止まらなくて、もう。

今後、これ8人なんていうのは双葉町です。双葉町は、もう成り手がいないからここまでの数字になったわけです。これは、もう本当に8人なんていうのは駄目。つまり広野町の場合特に、今平均年齢、今度改選のときに70歳ぐらいでしょう。しかも、非常に年齢が高い人がもうほとんど集まっていて、下がほとんどいない。私61ですけれども。あと五十幾つかな、浩さんが。下がいないわけです。この問題を解決するというのが我々の議会改革で必要なわけです。20代、30代、40代、これいなくて、どうして広野町の民意をここに集まったとできるのですか。9人いて、そのうち7人が農業関係者、農業の団体。この状況を変えることがまず必要、そのためにやるべきことがあって、それでは人数どう、適正な人数はどうかとか、背景とか、こういうやつもしなくてはならないわけです。これやっていない。肝腎なことをずっとやっていない。唐突にこの減る、減らすということだけ出てきたわけです。この議会基本条例で私初めに見たときに、当然こんなもの時間かけなくてはならないプロセスだから、これやらないのだから、当然これ減らすことなんかできない、当然思っていました。

この議会基本条例、これまで特別委員会で、例えば小磯議員が、最低限、少し町民の意見を聞いたほうがいいと意見言ったわけです。しかし、これ、この町民こういうことはやっていません。小磯議員、何とこういふようなことを言ったかという、必要なことやっていない証拠でしょう、こういうようなこと言うのだから。必要なことやっていないのです。

議長、これは条例なのです。条例の基本、憲法に当たる基本条例に完全に違反しているわけです。こんなことをごり押ししようとしているわけです。こういうごり押しこそが問題なのです、この議会の。訳の分かった人間がいたら、こんなことできないでしょう。それやってしまうわけだから、委員長も、あなたも。あなたは議長なのだから、止めなくてはならないのです。それやらないわけ。どれだけおかしいことやっているか、分からないのです、あなたは、これ。毎回毎回空気に従っているだけだから。だから、これ法的に持ってくしかないのです、これ。どういうつもりでやっているのですか、これ。あり得ません、こんなことは。本当だったら、私これ廊下に出るべきなのです、これ。退席しなくてはならない。しかし、こういう発言をしなくてはならない。きちんと発言すべき、やっていくべきということで、今反省している。参加している。畑中さんも恐らく同じだと思う。こんなこと許してはいけません。まともな議会ではない、これは。そういうことで反対です。

○議長（北郷幹夫君） 賛成討論の方はいますか。

〔「採決」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） いないですか。

では、その後の討論なしと認めます。

では、発議第2号 広野町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成6名、反対2名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（北郷幹夫君） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は広野駅周辺開発について、給食センターの改修について、産業厚生常任委員会は農林業の振興について、町の道路行政について及び町の水行政について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について及び議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、広報委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 1時43分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 渡 邊 正 俊

署 名 議 員 阿 部 憲 一